市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡富山町	い		上記以外の地域	20	2.6	(純) 4	(純) 6	(純) 8	(純) 8		
	か	川上	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 5	(〃) 6	(〃) 8	(〃) 8		
	く	久枝	鉄道と海岸を結ぶ地域	40	2.4	(中)50	(中)71	(中)73	(中)73		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)50	(純)55				
			上記以外の地域	30	2.0	(中)25	(中)40	(中)30	(中)30		
	け	検儀谷	農業振興地域内の農用地区域			(純) 4	(純) 6				
			上記以外の地域	20	2.2	(〃) 7	(〃) 8	(純) 7	(純) 7		
	こ	合戸	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 7				
			上記以外の地域	20	3.7	(〃) 7	(〃) 8	(〃)14	(〃)14		
		小浦	鉄道と海岸を結ぶ地域	30	5.6	(中)20	(中)40	(中)70	(中)70		
			上記以外の地域	20	4.1	(純) 7	(純) 8	(純) 9	(純) 9		
	た	高崎	鉄道と海岸を結ぶ地域	40	2.5	(中)35	(中)60	(中)80	(中)80		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)20	(純)35				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 8				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃)15	(〃)13	(純)30	(純)30		
		竹ノ内	農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)18				
			上記以外の地域	30	3.6	(中)15	(中)26	(中)30	(中)30		
	に	二部	農業振興地域内の農用地区域			(純) 4	(純) 6				
			上記以外の地域	20	2.8	(〃) 7	(〃)10	(純) 7	(純) 7		
	ひ	平塚	全					(〃) 8	(〃) 8		
	へ	平久里下	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.5	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 8		
		平久里中	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	2.4	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 8		
	み	宮谷	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 8		
	や	山田	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 4	(〃) 6	(〃)14	(〃)14		
	よ	吉沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 4	(〃) 6	(〃)14	(〃)14		
〃鋸南町	い	市井原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		岩井袋	全	30	2.0	(中)24	(中)36	(中)40	(中)40		
	え	江月	農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 7				
			上記以外の地域	20	2.3	(〃) 4	(〃)11	(純) 7	(純) 7		
	お	奥山・大崩	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 6	(〃) 6		
		大惟子	①下向田、牛房田	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			②上向田、台久保	30	2.1	(中)30	(中)42	(中)60	(中)60		
			③上記①、②の農業振興地域内の農用地区								

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡鋸南町	お		域			(純)25	(純)35				
			④蒲田、法花、房ケ谷、中法花、妙田、森ノ下、毛沢、田村、片倉、高畑、天王川	20	1.8	(〃)15	(〃)17	(純)20	(純)20		
			⑤上記④の農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)11				
			⑥上記以外の地域	20	2.0	(〃) 3	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	か	勝山	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		上佐久間	農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 5				
			上記以外の地域	20	2.9	(〃) 8	(〃) 8	(純) 7	(純) 7		
	こ	小保田	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 3		〃		
			上記以外の地域	20	3.0	(〃) 5	(〃) 9	(〃) 8	(〃) 8		
	し	下佐久間	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			鉄道と国道を結ぶ地域及び国道沿い	40	2.9	(中)30	(中)65				
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)30	(純)52				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃) 5	(〃) 7	(純)26	(純)26		
	た	大六	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			鉄道と海岸を結ぶ地域	40	2.7	(中)38	(中)70	(中)70	(中)70		
			上記以外の地域	30	3.0	(純) 5	(純)10	(純)10	(純)10		
	な	中佐久間	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	3.4	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
	ほ	保田	①一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			②御多下、馬場、上谷田、下埋田、京田、芝原、中原、波佐間	30	3.8	(中)25	(中)25	(中)70	(中)70		
			③上記②の農業振興地域内の農用地区域			(純)40	(純)45				
			④舟免、富田原、藪ケ谷、野々倉、速水、池田、麦山、上埋田	20	1.7	(〃)15	(〃)20	(純)30	(純)30		
			⑤上記④の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)11				
			⑥上記以外の地域	20	1.6	(〃) 4	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
	も	元名	鉄道と海岸を結ぶ地域	40	1.8	(中)49	(中)87	(中)103	(中)103		
			日本寺口、堰入、小磯、芝原、平田	20	3.3	(〃)20	(〃)30	(〃)40	(〃)40		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)12	(純)17				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	1.7	(〃) 8	(〃) 9	(純)12	(純)12		
	よ	吉浜	鉄道と海岸を結ぶ地域	40	4.9	(中)35	(中)60	(中)50	(中)50		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 5	(純) 5				
			上記以外の地域	30	5.0	(〃) 5	(〃)10	(純) 7	(純) 7		
		横根	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	3.2	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 8		
	り	竜島	①未曽野、加鶴間、堀ノ内、西田、上川原	20	1.7	(〃)10	(〃)13	(〃)20	(〃)20		
			②板井ケ谷	30	1.8	(中)30	(中)40	(中)55	(中)55		
			③上記①②の農業振興地域内の農用地区域			(純)12	(純)20				
			④御堂ケ谷、仲原、川間、外川原、豆田	30	2.2	(中)30	(中)35	(中)70	(中)70		
			⑤上記④の農業振興地域内の農用地区域			(純)20	(純)25				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
	り		⑥上記以外の地域	% 一	倍 路	倍 (周比準)	倍 (周)比準	倍 (市)比準	倍 (市)比準	倍	倍
安房郡白浜町	お	乙浜	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	2.9	(中)50	(中)90	(中)70	(中)70		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)31	(純)52				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	1.9	(〃)13	(〃)13	(純)13	(純)13		
	し	白浜	①東島崎、西島崎、島浦崎、野崎	50	2.5	(中)70	(中)110	(中)100	(中)100		
			②原田、原田浦、川間干潟、小戸	50	2.7	(〃)60	(〃)90				
			③上記①②の農業振興地域内の農用地区域			(純)29	(純)46				
			④県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	2.2	(中)38	(中)85	(中)100	(中)100		
			⑤上記④の農業振興地域内の農用地区域			(純)31	(純)41				
			⑥上記以外の地域	20	2.6	(〃) 9	(〃)10	(純)10	(純)10		
	た	滝口	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	30	2.9	(中)30	(中)60	(中)80	(中)80		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)26	(純)31				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 5	(〃) 7	(純) 8	(純) 8		
	ね	根本	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	30	2.9	(中)55	(中)70	(中)60	(中)60		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)36	(純)41				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	1.5	(〃) 6	(〃) 9	(純)13	(純)13		
〃千倉町	う	宇田	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 5	(〃)13	(〃)13	(〃)13		
	お	大川	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	3.6	(中)50	(中)65	(中)100	(中)100		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)44				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 7				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 6	(〃)11	(純)10	(純)10		
		大貫	県道沿い	30	3.3	(中)50	(中)65	(中)90	(中)90		
			上記以外の地域	20	2.6	(純) 5	(純) 8	(純)17	(純)17		
	か	川口	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	4.3	(中)35	(中)70	(中)110	(中)110		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)20	(純)50				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃)10				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 5	(〃)11	(純)10	(純)10		
		川合	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)20				
			上記以外の地域	20	2.6	(中)18	(中)40	(中)30	(中)30		
		川戸	農業振興地域内の農用地区域			(純) 4	(純) 7				
			県道沿い	20	3.3	(中)50	(中)65	(中)90	(中)90		
			上記以外の地域	20	2.6	(純) 4	(純) 7	(純)13	(純)13		
	き	北朝夷	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	50	2.8	(中)60	(中)130	(中)180	(中)180		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 5	(純)11				
			上記以外の地域	30	2.0	(〃) 6	(〃)10	(純)13	(純)13		
	く	久保	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 4	(〃) 8	(〃)10	(〃)10		
	こ	忽戸	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	3.7	(中)30	(中)65	(中)100	(中)100		
			上記以外の地域	20	2.1	(純) 7	(純)19	(純)18	(純)18		

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡千倉町	し	白子	農業振興地域内の農用地区域			(純)15	(純)20				
			県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	3.7	(中)70	(中)100	(中)120	(中)120		
			上記以外の地域	20	3.0	(〃)20	(〃)38	(〃)40	(〃)40		
		白間津	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	3.6	(〃)50	(〃)90	(〃)110	(〃)110		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)30	(純)50				
			上記以外の地域	20	1.8	(〃) 6	(〃)10	(純)13	(純)13		
	せ	瀬戸	県道沿い	40	3.6	(中)90	(中)120	(中)200	(中)200		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)50	(純)90				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)18				
			上記以外の地域	20	1.9	(〃)20	(〃)28	(純)50	(純)50		
		千田	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	4.3	(中)40	(中)60	(中)100	(中)100		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)35				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 8				
			上記以外の地域	20	1.9	(〃) 7	(〃)15	(純)13	(純)13		
	ひ	平磯	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	5.0	(中)60	(中)57	(中)110	(中)110		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)35	(純)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 7				
			上記以外の地域	20	2.0	(〃) 6	(〃)10	(純)13	(純)13		
	へ	平館	県道沿い及び県道から海岸までの地域	40	3.6	(中)60	(中)100	(中)200	(中)200		
			上記以外の地域	30	3.0	(純) 8	(純)13	(純)20	(純)20		
	ま	牧田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)30	(〃)40				
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)30	(〃)55	(〃)100	(〃)100		
	み	南朝夷	県道沿い及び県道から海岸までの地域	40	2.4	(中)60	(中)100	(中)180	(中)180		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 5	(純) 8				
			上記以外の地域	20	2.3	(〃) 6	(〃)12	(純)15	(純)15		
〃丸山町	あ	安馬谷	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	2.8	(中)30	(中)65	(中)140	(中)140		
			上記以外の地域		1.5	(純) 4	(純) 9	(純)10	(純)10		
	い	石堂	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	30	1.6	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 6	(〃) 6		
		石堂原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	30	2.2	(〃) 7	(〃) 9	(〃) 5	(〃) 5		
		岩糸	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			古川、新せき、戸前	40	1.5	(中)30	(中)40	(中)90	(中)90		
			上記以外の地域	30	1.7	(純) 3	(純) 5	(純) 8	(純) 8		
	お	大井・小戸	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	30	1.8	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 6		
	か	海発	全	40	1.9	(中)30	(中)50	(中)90	(中)90		
		加茂	農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 6				
			上記以外の地域	20	1.6	(〃) 3	(〃) 6	(純) 8	(純) 8		
		川谷	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	30	1.6	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	く	沓見・久保	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡丸山町	し	珠師ヶ谷	農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 6				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 4	(〃) 8	(純) 6	(純) 6		
		白子	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	4.5	(中)80	(中)90	(中)110	(中)110		
	に	西原	農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 6				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃) 3	(〃) 7	(純) 5	(純) 5		
	ま	前田・丸本郷	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	30	1.6	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
	み	御子神・宮下	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃) 6	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		峰	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	30	1.6	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
〃和田町	お	小川	全	20	5.8	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	か	海発	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃)10				
			国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	2.6	(中)60	(中)80	(中)160	(中)160		
			上記以外の地域	30	2.4	(〃)40	(〃)60	(〃)70	(〃)70		
		上三原	全	20	3.5	(純) 3	(純) 6	(純) 7	(純) 7		
	く	黒岩	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	2.0	(〃) 4	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
	こ	小向・五十嵐	全	20	2.6	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 8		
	し	白渚	鉄道と海岸を結ぶ地域	40	3.3	(中)45	(中)55	(中)160	(中)160		
			上記以外の地域	20	2.7	(純) 8	(純)14	(純)13	(純)13		
		柴	旧国道沿い及び旧国道と海岸を結ぶ地域	40	2.5	(中)30	(中)60	(中)140	(中)140		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 5				
			上記以外の地域	20	2.2	(〃) 4	(〃) 6	(純)11	(純)11		
		下三原	国道、県道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	1.6	(中)40	(中)48	(中)140	(中)140		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 5				
			上記以外の地域	20	1.3	(〃) 5	(〃) 8	(純)10	(純)10		
	す	磴森	全	20	2.1	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	な	中三原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 3	(〃) 5	(〃)14	(〃)14		
	に	仁我浦	旧国道沿い及び旧国道と海岸を結ぶ地域	40	2.0	(中)35	(中)80	(中)140	(中)140		
			上記以外の地域	20	2.4	(純) 3	(純) 6	(純) 8	(純) 8		
	ぬ	沼	全	20	1.9	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	は	花園	旧国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	2.6	(中)49	(中)60	(中)140	(中)140		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 5				
			上記以外の地域	20	2.5	(〃) 3	(〃) 6	(純) 8	(純) 8		
	ま	松田	南三原駅より国道沿いまでと国道沿い	40	2.4	(中)30	(中)70	(中)140	(中)140		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)20	(純)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃)14				
			上記以外の地域	20	2.4	(〃) 6	(〃)18	(純)13	(純)13		
	め	布野	全	20	3.1	(〃) 4	(〃) 9	(〃) 7	(〃) 7		
	も	真浦	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	1.2	(中)50	(中)70	(中)140	(中)140		

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡和田町	も		上記以外の地域	20	1.2	(純) 4	(純) 6	(純) 8	(純) 8		
	わ	和田	国道沿い及び旧国道と海岸を結ぶ地域	50	1.6		(中)70	(中)140	(中)140		
			上記以外の地域	30	1.8		(純)15	(純)40	(純)40		
鴨川市	あ	天面	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	5.5	(中)35	(中)40				
			上記以外の地域	20	4.4	(純) 5	(純) 8	(純) 7	(純) 7		
		粟斗	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	2.2	(〃) 4	(〃) 8	(〃) 9	(〃) 9		
	い	磯村	全	40	9.5		(〃)20	(〃)12	(〃)12		
		和泉	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 9				
			上記以外の地域	20	5.2	(〃) 6	(〃)10	(〃)11	(〃)11		
		池田	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 7				
			上記以外の地域	30	3.5	(〃) 8	(〃)14	(〃) 8	(〃) 8		
	う	打墨	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 5				
			上記以外の地域	30	5.2	(〃) 3	(〃) 8	(〃)12	(〃)12		
	え	江見青木	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 7				
			国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	2.2	(中)30	(中)80	(中)80	(中)80		
			上記以外の地域	20	2.2	(純) 6	(純)11	(純) 7	(純) 7		
		江見内遠野	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	1.9	(中)50	(中)68	(中)95	(中)95		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 4	(〃) 6	(純) 7	(純) 7		
		江見外堀	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	5.3	(中)30	(中)60	(中)80	(中)80		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)20	(純)30				
			上記以外の地域	20	5.5	(〃) 5	(〃) 6	(純) 8	(純) 8		
		江見太夫崎	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	5.5	(中)30	(中)50	(中)60	(中)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)20	(純)35				
			上記以外の地域	20	5.1	(〃) 4	(〃) 8	(純) 8	(純) 8		
		江見西真門	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	30	6.5	(中)37	(中)65	(中)70	(中)70		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)20	(純)45				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	5.5	(〃) 6	(〃) 8	(純) 8	(純) 8		
		江見東真門	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	5.0	(中)40	(中)80	(中)80	(中)80		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)20	(純)50				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	5.2	(〃) 6	(〃) 8	(純)11	(純)11		
		江見吉浦	農業振興地域内の農用地区域			(〃)25	(〃)50				
			国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	4.2	(中)63	(中)60	(中)60	(中)60		
			上記以外の地域	20	3.8	(純) 4	(純) 9	(純) 8	(純) 8		

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	お	太田学	農業振興地域内の農用地区域			(純) 6	(純) 7				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃) 9	(〃)10	(純)12	(純)12		
		押切	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 6				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃) 9	(〃)14	(〃)12	(〃)12		
		大幡	長狭街道沿い	30	2.9	(〃)12	(〃)21	(〃)53	(〃)53		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃)14				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	3.0	(〃) 5	(〃)10	(〃)11	(〃)11		
		大川面	長狭街道沿い	30	2.8	(〃)12	(〃)21	(〃)53	(〃)53		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃)12				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.0	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 8	(〃) 8		
		大山平塚	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 4	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
	か	貝渚	①加茂川の一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			②下川間、川口、汐留、西ノ浜、和合北原	40	5.6	(中)38	(中)105	(中)80	(中)80		
			③下野辺地、石子山、燈籠塚、富士根、魚貝塚、北八岡道下、北八岡道上、南八岡道下、南八岡道上、北一戦上、南一戦上	30	2.9	(純)16	(純)35	(純)28	(純)28		
			④③の農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)20				
			⑤上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃)12				
			⑥上記以外の地域	30	4.2	(〃) 8	(〃)16	(〃)16	(〃)16		
		川代	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	3.7	(〃) 9	(〃)14	(〃)17	(〃)17		
		上	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.2	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
		釜沼	長狭街道沿い	30	3.0	(〃)12	(〃)20	(〃)55	(〃)55		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃)12				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	5.8	(〃) 6	(〃)10	(〃)11	(〃)11		
		上小原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 4	(〃) 8	(〃)11	(〃)11		
	き	北小町	長狭街道沿い	30	2.6	(〃)12	(〃)21	(〃)55	(〃)55		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃)16				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3		(〃) 7	(〃) 7		
		京田	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	3.1	(〃)10	(〃)11	(〃) 8	(〃) 8		
	こ	金束	長狭街道沿い	30	2.9	(〃)12	(〃)20	(〃)55	(〃)55		

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	こ		農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 4	(〃) 8	(純)11	(純)11		
		古畑	長狭街道沿い	30	2.9	(〃)12	(〃)20	(〃)55	(〃)55		
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 4	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
	さ	佐野	長狭街道沿い	30	2.9	(〃)12	(〃)20	(〃)55	(〃)55		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)16				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 6		
	し	下小原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
	す	主基西	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	3.2	(〃) 5	(〃)10	(〃) 6	(〃) 6		
	た	代	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	1.9	(〃) 7	(〃) 9	(〃) 7	(〃) 7		
		竹平	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	2.7	(〃) 9	(〃)12	(〃)12	(〃)12		
		大里	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	3.0	(〃)11	(〃)16	(〃)12	(〃)12		
		田原西	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	て	寺門	長狭街道沿い	30	2.4	(〃)12	(〃)20	(〃)55	(〃)55		
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 5	(〃) 5	(〃) 5		
	な	仲町	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	3.7	(〃) 5	(〃) 5	(〃) 5	(〃) 5		
		仲	長狭街道沿い	30	2.6	(〃)12	(〃)21	(〃)55	(〃)55		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃)14				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
		北風原	長狭街道沿い	30	2.8	(〃)12	(〃)20	(〃)55	(〃)55		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃)14				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 9	(〃) 9		
		奈良林	長狭街道沿い	30	3.0	(〃)12	(〃)20	(〃)55	(〃)55		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃)14				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 6	(〃) 6		
		成川	長狭街道沿い	30	3.1	(〃)12	(〃)20	(〃)55	(〃)55		
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 9	(〃) 9		

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	に	西江見	旧国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	1.9	(中)	(中)60	(中)100	(中)100		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 5	(純) 4				
			上記以外の地域	20	1.3	(〃) 6	(〃) 5	(純) 7	(純) 7		
		西山	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.9	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 6		
		西町	旧国道沿い及び海岸までの地域	40	5.1	(中)65	(純)110	(中)145	(中)145		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)50					
			上記以外の地域	20	2.8	(〃) 7	(純)14	(純)15	(純)15		
		西	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	ぬ	滑谷	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃)11				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃)10	(〃)16	(〃)14	(〃)14		
	は	畑	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
		坂東	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	4.0	(〃) 7	(〃)16	(〃)14	(〃)14		
		花房	農業振興地域内の農用地区域	30	6.5	(中)45	(中)60	(中)35	(中)35		
			上記以外の地域	30	6.2	(〃)25	(〃)40	(〃)21	(〃)21		
	ひ	東江見	旧国道沿い及び旧国道から海岸までの地域	40	2.3		(〃)70	(〃)90	(〃)90		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 5				
			上記以外の地域	20	2.0	(〃) 7	(〃)10	(純) 9	(純) 9		
		東町・東元浜荻飛地	旧国道、県道沿い及び鉄道より海岸までの地域	40	6.4	(中)60	(中)89	(中)70	(中)70		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)30				
			上記以外の地域	20	5.9	(〃) 8	(〃)12	(純) 9	(純) 9		
		広場	一部（汐入、松崎）	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			汐入と松崎の路線価地域以外の地域、下芝上ノ台、下田、入ノ台、渚ノ谷、下広場、中広場、東下沢、聖入塚	50	4.8	(中)130	(中)180	(中)180	(中)180		
			農業振興地域内の農用地区域	40	4.3	(〃)66	(〃)100	(〃)90	(〃)90		
			上記以外の地域	20	4.0	(〃) 7	(〃)14	(純) 9	(純) 9		
		東	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	3.2	(〃) 5	(〃)10	(〃) 6	(〃) 6		
		平塚	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 4	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
	ふ	太海	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	50	2.8	(中)58	(中)90	(中)62	(中)62		
			上記以外の地域	20	1.8	(純) 5	(純) 8	(純) 8	(純) 8		
		太海浜	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	50	2.3	(中)47	(中)100	(中)120	(中)120		
			上記以外の地域	20	1.8	(純) 5	(純) 6	(純)11	(純)11		
		太海西	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	3.3	(〃)11	(〃)13	(〃)11	(〃)11		
		二子	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 8				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	ふ		上記以外の地域	20	2.2	(純) 4	(純)10	(純) 5	(純) 5		
		太尾	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	3.2	(〃)10	(〃)12	(〃)12	(〃)12		
	ほ	細野	長狭街道沿い	30	2.8	(〃)12	(〃)21	(〃)55	(〃)55		
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 7				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 5	(〃) 9	(〃) 7	(〃) 7		
	ま	前原	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		松尾寺	長狭街道沿い	30	3.0		(純)20	(純)55	(純)55		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 7		
	み	宮	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	3.2	(〃) 6	(〃)10	(〃) 7	(〃) 7		
		宮山	長狭街道沿い	30	4.9	(〃)12	(〃)20	(〃)55	(〃)55		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃)14				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	3.0	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 8	(〃) 8		
		南小町	長狭街道沿い	30	3.6	(〃)12	(〃)20	(〃)55	(〃)55		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃)14				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.0	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
		峯岡	全	20	2.0	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
	や	八色	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)21				
			上記以外の地域	30	5.4	(〃)16	(〃)25	(〃)24	(〃)24		
	よ	横尾	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	3.0	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
		横渚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)35				
			一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			県道沿い	40	3.8	(中)50	(中)90	(中)65	(中)65		
			上記以外の地域	30	3.5	(〃)25	(〃)47	(〃)35	(〃)35		
		吉尾西・吉尾平塚	農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 5				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 5	(〃) 7	(純) 7	(純) 7		
	ら	来秀	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	3.3	(〃)11	(〃)13	(〃)11	(〃)11		

署名	館山

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡天津小湊	あ	天津	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	20	3.2	(純) 6	(純) 6	(純)13	(純)13		
	う	内浦	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	20	6.0	(純) 3	(純) 4	(純) 9	(純) 9		
	き	清澄	全	20	4.3	(〃) 3	(〃) 4	(〃) 4	(〃) 4		
	こ	小湊	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	20	4.3	(純) 4	(純) 7	(純)12	(純)12		
	は	浜萩	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	20	2.4	(純) 6	(純) 6	(純) 8	(純) 8		
	よ	四方木	全	20	1.9	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 6		

山梨県

署名　甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	全	（共通）	山林・原野のうち中間山林、中間原野として評価することが不適当と認められるものは、純山林・原野として別に評価する。								
	あ	相生１～３丁目	全	－	路	（周）比準	（周）比準				
		青沼１～３丁目	〃	－	〃	（〃）〃	（〃）〃				
		青葉町	市街化調整区域								
			県道上芦川・甲府線沿い	50	2.8	（中）54	（中）62				
			上記以外の地域	50	2.9	（〃）36	（〃）42				
			市街化区域								
			一部	－	路	（周）比準	（周）比準				
			県道上芦川・甲府線沿い	50	2.7	（〃）〃	（〃）〃	（市）比準	（市）比準		
			上記以外の地域	50	2.3	（〃）〃	（〃）〃	（〃）〃	（〃）〃		
		朝気１～３丁目	全	－	路	（〃）〃	（〃）〃				
		朝日１～５丁目	〃	－	〃	（〃）〃	（〃）〃				
		愛宕町	一部	－	〃	（〃）〃	（〃）〃				
			上記以外の地域	50	2.7	（〃）〃	（〃）〃	（市）比準	（市）比準		
		荒川１・２丁目	全	40	2.1	（〃）〃	（〃）〃				
	い	飯田１～５丁目	〃	－	路	（〃）〃	（〃）〃				
		猪狩町	〃	30	2.0	（純）25	（純）25	（純）17	（純）17		
		池田１～３丁目	〃	40	1.6	（周）比準	（周）比準				
		伊勢１～４丁目	〃	－	路	（〃）〃	（〃）〃				
		岩窪町	市街化調整区域	50	3.0	（中）41	（中）48	（中）28	（中）28		
			市街化区域								
			一部	－	路	（周）比準	（周）比準	（市）比準	（市）比準		
			上記以外の地域	50	3.0	（〃）〃	（〃）〃	（〃）〃	（〃）〃		
	う	後屋町	全	40	3.1	（〃）〃	（〃）〃	（〃）〃	（〃）〃		
	お	大里町	県道左右口・玉穂・甲府線沿い	40	5.6	（〃）〃	（〃）〃	（〃）〃	（〃）〃		
			都市計画道・中小河原・築地新居線沿い	40	6.1	（〃）〃	（〃）〃	（〃）〃	（〃）〃		
			上記以外の地域	40	5.1	（〃）〃	（〃）〃	（〃）〃	（〃）〃		
		太田町	全	－	路						
		大津町	農業振興地域内の農用地区域			（純）13	（純）19				
			上記以外の地域	40	3.4	（〃）16	（〃）28				10
		大手１～３丁目	全	－	路	（周）比準	（周）比準				
		落合町	農業振興地域内の農用地区域			（純）25	（純）36				
			上記以外の地域	40	4.0	（〃）29	（〃）40				
		音羽町	全	－	路	（周）比準	（周）比準				
		小曲町	農業振興地域内の農用地区域			（純）17	（純）22				
			上記以外の地域	40	3.4	（〃）19	（〃）25				10
	か	金竹町	県道中下条・甲府線沿い	50	3.4	（周）比準	（周）比準				
			上記以外の地域	50	2.7	（〃）〃	（〃）〃				
		上町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス沿い			（純）65	（純）92				

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	か		上記以外の地域			(純)30	(純)43				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス沿い	40	9.7	(中)85	(中)117				
			上記以外の地域	40	6.7	(純)38	(純)53				
		上阿原町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス沿い			(純)44	(純)65				
			都市計画道上阿原・寿町線沿い			(〃)31	(〃)44				
			上記以外の地域			(〃)30	(〃)38				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス沿い	40	5.9	(中)73	(中)106				
			都市計画道上阿原・寿町線沿い	40	3.6	(〃)39	(〃)58				
			上記以外の地域	40	3.1	(〃)36	(〃)47				
		上石田1～4丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		上今井町	農業振興地域内の農用地区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い			(純)24	(純)33				
			国道358号線沿い			(〃)27	(〃)39				
			上記以外の地域			(〃)26	(〃)32				
			市街化調整区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い	40	3.7	(中)32	(中)44				
			国道358号線沿い	40	3.0	(〃)35	(〃)47				
			上記以外の地域	40	2.2	(純)32	(純)42				
			市街化区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い	40	5.6	(周)比準	(周)比準				
			国道358号線沿い	40	3.8	(〃)〃	(〃)〃				
			都市計画道中小河原・築地新居線沿い	40	4.9	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	3.2	(〃)〃	(〃)〃				
		上帯那町	農業振興地域内の農用地区域			(純)10	(純)14				
			上記以外の地域	40	3.7	(〃)12	(〃)19	(純)14	(純)14		
		上小河原町	全	40	2.9	(周)比準	(周)比準				
		上条新居町	工業団地	40	1.9	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	2.7	(〃)〃	(〃)〃				
		上積翠寺町	農業振興地域内の農用地区域			(純)16	(純)22				
			上記以外の地域	40	2.4	(〃)18	(〃)26	(純)22	(純)22		
		川窪町	全	30	2.3	(〃)10	(〃)12	(〃)21	(〃)21		
		川田町	主要地方道甲府・青梅線沿い及び石和駅前通り沿い	40	3.0	(中)75	(中)27				
			上記以外の地域	40	1.4	(純)31	(純)33				
	き	北口1～3丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		北新1・2丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
	く	貢川1・2丁目	国道52号線沿い	50	2.7	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	2.6	(〃)〃	(〃)〃				
		貢川本町	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		国玉町	農業振興地域内の農用地区域								

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	く		都市計画道上阿原・寿町線沿い			(純)26	(純)38				
			上記以外の地域			(〃)24	(〃)33				
			上記以外の地域								
			都市計画道上阿原・寿町線沿い	40	2.7	(中)33	(中)49				
			上記以外の地域	40	2.5	(〃)31	(〃)41				
		黒平町	全	30	2.8		(純)18	(純)14	(純)14		
	こ	国母1～5丁目	〃	—	路	(周)比準	(周)比準				
		〃 6～8丁目	甲府バイパス沿い	40	3.1	(〃)〃	(〃)〃				
			県道甲府・市川大門線沿い	40	2.6	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	2.5	(〃)〃	(〃)〃				
		小瀬町	農業振興地域内の農用地区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い			(純)24	(純)32				
			上記以外の地域			(〃)23	(〃)31				
			市街化調整区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い	40	3.7	(中)39	(中)53				
			上記以外の地域	40	3.0	(純)32	(純)44				
			市街化区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い	40	4.5	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40	4.7	(〃)〃	(〃)〃				
		寿町	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		古府中町	農業振興地域内の農用地区域			(純)31	(純)40				
			市街化調整区域	50	2.5	(中)43	(中)53	(中)37	(中)37		
			市街化区域								
			一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			地番が4,000番未満	50	3.1	(〃)〃	(〃)〃				
			〃 4,000番以上	50	2.2	(〃)〃	(〃)〃				
		小松町	市街化調整区域								
			県道天神平・甲府線沿い	40	3.6	(中)43	(中)73	(中)40	(中)40		
			上記以外の地域	40	3.1	(〃)45	(〃)77	(〃)39	(〃)39		
			市街化区域								
			県道天神平・甲府線沿い	40	3.4	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40	3.0	(〃)〃	(〃)〃				
	さ	幸町	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		酒折町	市街化調整区域	50	3.8	(中)56	(中)71	(中)35	(中)35		
			市街化区域								
			国道140号線及び主要地方道甲府・青梅線沿い	50	2.6	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	50	2.3	(〃)〃	(〃)〃				
		桜井町	農業振興地域内の農用地区域								
			国道140号線沿い			(純)35	(純)32				
			上記以外の地域			(〃)24	(〃)22				
			上記以外の地域								
			国道140号線沿い	50	3.4	(中)75	(中)72	(中)40	(中)40		

署名 甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	さ		上記以外の地域	50	2.9	(純)48	(純)61	(中)33	(中)33		
		里吉町	全	40	2.2	(中)25	(中)31				
		里吉1～4丁目	市街化調整区域								
			都市計画道上阿原・寿町線沿い	50	2.1	(中)49	(中)63				
			上記以外の地域	50	2.3	(〃)43	(〃)57				
			市街化区域								
			都市計画道上阿原・寿町線沿い	50	3.8	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	50	3.2	(〃)〃	(〃)〃				
	し	塩部1～4丁目	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		下飯田1丁目	県道中下条・甲府線及び長松寺町との境界線道路沿い	50	3.7	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.1	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 2丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
			長松寺との境界線道路沿い	50	3.4	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	2.5	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 3丁目	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 4丁目	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
			新田町との境界線道路沿い	50	3.5	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.2	(〃)〃	(〃)〃				
		下石田2丁目	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		下今井町	農業振興地域内の農用地区域			(純)22	(純)32				
			上記以外の地域	40	2.8	(〃)30	(〃)39				
		下帯那町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)19				
			上記以外の地域	40	2.8	(〃)20	(〃)23	(純)16	(純)16		
		下鍛冶屋町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)28	(〃)43				
			上記以外の地域	40	3.6	(〃)33	(〃)51				
		下河原町	全	50	2.5	(周)比準	(周)比準				
		下小河原町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス線沿い			(純)56	(〃)107				
			上記以外の地域			(〃)56	(〃)47				
			市街化調整区域								
			甲府バイパス線沿い	40	5.8	(中)74	(中)133				
			上記以外の地域	40	2.9	(純)39	(純)64				
			市街化区域								
			甲府バイパス線沿い	40	2.7	(周)比準	(周)比準				
			主要地方道甲府・精進湖線沿い	40	4.0	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)〃	(〃)〃				
		下積翠寺町	農業振興地域内の農用地区域			(純)22	(純)38				
			上記以外の地域	40	4.7	(〃)38	(〃)51	(純)23	(純)23		12
		城東1～5丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		新田町	下飯田4丁目との境界線道路沿い	40	4.6	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	2.3	(〃)〃	(〃)〃				
	す	住吉1・2丁目	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	す	住吉3丁目	市街化調整区域（街区1、2、26～30番）								
			甲府バイパス線沿い	50	4.4	(中)71	(中)120				
			上記以外の地域	50	2.1	(〃)37	(〃)58				
			市街化区域								
			一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	50	3.5	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 4丁目	市街化調整区域（街区1～3、21～24番）								
			街区23、24番の甲府バイパス線沿い	50	9.8	(中)83	(中)124				
			街区1番の甲府バイパス線沿い	50	4.4	(〃)71	(〃)120				
			上記以外の地域	50	2.5	(〃)37	(〃)39				
			市街化区域	50	2.5	(周)比準	(周)比準				
		〃 5丁目	市街化調整区域（街区1～5、24、25番）								
			街区25番の甲府バイパス線沿い	50	5.1	(中)78	(中)132				
			街区1、2番の甲府バイパス線沿い	50	9.8	(〃)76	(〃)123				
			街区1、2番のうち甲府バイパス線沿い以外の地域	50	5.4	(〃)41	(〃)61				
			上記以外の地域	50	3.0	(〃)41	(〃)62				
			市街化区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い	50	3.2	(周)比準	(周)比準				
			甲府バイパス線沿い	50	3.5	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.4	(〃)〃	(〃)〃				
		住吉本町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス線沿い			(純)38	(純)32				
			上記以外の地域			(〃)34	(〃)29				
			市街化調整区域								
			甲府バイパス線沿い	50	4.8	(中)71	(中)81				
			上記以外の地域	50	3.1	(〃)37	(〃)35				
		砂田町	市街化調整区域	50	2.7	(〃)50	(〃)80				
			市街化区域	50	3.4	(周)比準	(周)比準				
	せ	善光寺町	農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)30				
			市街化調整区域	50	2.9	(中)49	(中)61	(中)39	(中)39		
			市街化区域								
			一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			国道140号線沿い	50	2.1	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	1.8	(〃)〃	(〃)〃				
	そ	草鹿沢町	全	30	1.8	(純)10	(純)13	(純)11	(純)11		
	た	大和町	〃	—	路	(周)比準	(周)比準				
		高町	〃	30	1.5	(純)12	(純)14	(純) 9	(純) 9		
		高成町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)19				
			宝石園金溪館前を通る道路沿い	30	3.6	(〃)31	(〃)35	(〃)21	(〃)21		
			上記以外の地域	30	2.0	(〃)19	(〃)22	(〃)13	(〃)13		
		高畑1～3丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		高室町	市街化調整区域	40	3.8	(純)23	(純)27				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	た		市街化区域	40	4.6	(周)比準	(周)比準				
		宝1・2丁目	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		武田1～4丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		竹日向町	農業振興地域内の農用地区域			(純) 6	(純)10				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)18	(〃)12	(純)12	(純)12		
	ち	千塚1～5丁目		—	路	(周)比準	(周)比準				
		中央1～5丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		長松寺町	県道中下条・甲府線沿い及び飯田1・2丁目との境界線道路沿い	50	3.7	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	2.8	(〃)〃	(〃)〃				
	つ	塚原町	農業振興地域内の農用地区域			(純)41	(純)53				
			上記以外の地域	40	3.4	(中)60	(中)68	(中)30	(中)30		11
	て	天神町	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
	と	塔岩町	〃	30	3.4	(純) 9	(純)19	(純)12	(純)12		
		東光寺町	市街化調整区域	50	4.2	—	(中)57	(中)41	(中)41		
			市街化区域	50	3.3	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		徳行1丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
			主要地方道甲府・櫛形線沿い及び廃軌道沿い	50	3.2	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	2.4	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 2丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.4	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 3～5丁目	甲府バイパス線沿い	50	4.1	(〃)〃	(〃)〃				
			主要地方道甲府・櫛形線沿い及び廃軌道沿い	50	3.0	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.2	(〃)〃	(〃)〃				
		富竹1～4丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	2.9	(〃)〃	(〃)〃				
	な	中町	農業振興地域内の農用地区域								
			国道358号線沿い			(純)27	(純)52				
			市道穏池線沿い			(〃)23	(〃)4				
			上記以外の地域			(〃)21	(〃)40				
			市街化調整区域								
			国道358号線沿い	40	5.3	(中)65	(中)130				
			市道穏池線沿い	40	4.0	(〃)27	(〃)48				
			上記以外の地域	40	2.5	(純)25	(純)44				
		中小河原町	甲府バイパス沿い	40	4.0	(周)比準	(周)比準				
			国道358号線沿い	40	3.6	(〃)〃	(〃)〃				
			県道右左口・玉穂・甲府線及び川崎屋酒店より中山電器前に至る道路沿い	40	4.5	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	3.3	(〃)〃	(〃)〃				
		中小河原1丁目	甲府バイパス国道358号線沿い	40	4.7	(〃)〃	(〃)〃				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	な		県道右左口・玉穂・甲府線沿い	40	3.2	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40	2.7	(〃)〃	(〃)〃				
		中村町	全	40	2.8	(〃)〃	(〃)〃				
		七沢町	農業振興地域内の農用地区域								
			県道上芦川・甲府沿い			(純)22	(純)32				
			上記以外の地域			(〃)19	(〃)27				
			上記以外の地域								
			県道上芦川・甲府線沿い	40	5.5	(〃)28	(〃)41				
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)23	(〃)32				10
	に	西油川町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)22				
			上記以外の地域	40	2.5	(〃)24	(〃)29				10
		西下条町	農業振興地域内の農用地区域								
			国道358号線沿い			(〃)25	(〃)38				
			上記以外の地域			(〃)11	(〃)17				
			市街化調整区域								
			国道358号線沿い	40	6.3	(〃)53	(〃)79				
			上記以外の地域	40	3.1	(〃)17	(〃)22				10
			市街化区域	40	9.6	(周)比準	(周)比準				
		西田町	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	50	3.0	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
		西高橋町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス線沿い			(純)53	(純)74				
			県道上芦川・甲府線沿い			(〃)45	(〃)75				
			上記以外の地域			(〃)37	(〃)66				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス線沿い	40	5.9	(中)87	(中)101				
			県道上芦川・甲府線沿い	40	3.2	(〃)52	(〃)86				
			上記以外の地域	40	2.9	(〃)46	(〃)75				
	は	羽黒町	市街化調整区域	40	2.3	(〃)43	(〃)74	(中)50	(中)50		
			市街化区域	40	3.5	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	ひ	東下条町	農業振興地域内の農用地区域								
			国道358号線沿い			(純)24	(純)36				
			上記以外の地域			(〃)18	(〃)25				
			上記以外の地域								
			国道358号線沿い	40	5.0	(中)50	(中)76				
			上記以外の地域	40	2.8	(純)21	(純)33				10
		平瀬町	農業振興地域内の農用地区域								
			県道甲府・昇仙狭線沿い			(〃)24	(〃)31				
			上記以外の地域			(〃)19	(〃)23				

署名 甲府

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	ひ		上記以外の地域								
			県道甲府・昇仙峡線沿い	40	5.2	(純)30	(純)38	(純)36	(純)36		
			上記以外の地域	40	3.7	(〃)20	(〃)27	(〃)20	(〃)20		
	ふ	富士見1・2丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		古上条町	〃	40	2.7	(〃)〃	(〃)〃				10
	ほ	堀ノ内町	市街化調整区域	40	3.8	(純)21	(純)30				
			市街化区域	40	7.7	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		10
	ま	増坪町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス線沿い			(純)52	(純)71				
			上記以外の地域			(〃)25	(〃)36				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス線沿い	40	11.0	(中)67	(中)91				
			上記以外の地域	40	6.2	(純)28	(純)41				
		丸の内1～3丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
	み	美咲1・2丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		御岳町	〃	30	3.2	(純)16	(純)18	(純)16	(純)16		
		緑ケ丘1丁目	〃	—	路	(周)比準	(周)比準				
		〃 2丁目	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	2.9	(〃)〃	(〃)〃				
		南口町	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		宮原町	市街化調整区域	40	4.4	(純)29	(純)35				
			市街化区域	40	6.3	(周)比準	(周)比準				
		宮前町	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
	む	向町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス線沿い			(純)42	(純)53				
			上記以外の地域			(〃)30	(〃)40				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス線沿い	50	5.6	(中)67	(中)94				
			上記以外の地域	40	2.7	(純)32	(純)42				
	も	元紺屋町	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	や	屋形1～3丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
		山宮町	市街化調整区域	40	3.2	(純)45	(純)57	(中)46	(中)46		
			市街化区域	40	2.9	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	ゆ	湯田1・2丁目	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		湯村1・2丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
		〃 3丁目	市街化調整区域	50	1.7	—	(中)88	(中)48	(中)48		
			市街化区域								
			一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			県道・甲府・敷島・韮崎線沿い	50	2.2	(〃)〃	(〃)〃				
			山梨貸切湯村営業所より明治旅館前を経て羽黒町境までの湯村温泉通り沿い	50	2.9	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	50	3.3	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
	よ	横根町	農業振興地域内の農用地区域								

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	よ		国道140号線及び主要地方道甲府・青梅線沿い			(純)32	(純)40				
			上記以外の地域			(〃)29	(〃)39				
			上記以外の地域								
			国道140号線及び主要地方道甲府・青梅線沿い	40	3.1	(中)69	(中)88				
			上記以外の地域	40	4.6	(純)39	(純)47	(中)45	(中)45		
		蓬沢町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス線沿い			(〃)57	(〃)74				
			県道上芦川・甲府線沿い			(〃)36	(〃)47				
			上記以外の地域			(〃)36	(〃)46				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス線沿い	40	6.1	(中)87	(中)99				
			県道上芦川・甲府線沿い	40	3.1	(〃)51	(〃)62				
			上記以外の地域	40	2.9	(〃)51	(〃)61				
		蓬沢1丁目	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス線沿い			(純)57	(純)74				
			県道上芦川・甲府線沿い			(〃)36	(〃)47				
			上記以外の地域			(〃)36	(〃)46				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス線沿い	40	6.4	(中)87	(中)99				
			県道上芦川・甲府線沿い	40	2.9	(〃)51	(〃)62				
			上記以外の地域	40	2.8	(〃)51	(〃)61				
	わ	若松町	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		和田町	市街化調整区域	50	2.5	(中)52	(中)55	(中)39	(中)39		
			市街化区域	50	3.6	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		和戸町	主要地方道甲府・青梅線沿い	40	2.7	(中)64	(中)87				
			上記以外の地域	40	1.8	(〃)36	(〃)41	(中)35	(中)35		
韮崎市	あ	旭町	農業振興地域内の農用地区域			(純)7	(純)17				
			上記以外の地域	30	5.7	(〃)10	(〃)17	(純)26	(純)26		
		穴山町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)15				
			上記以外の地域	30	9.4	(〃)16	(〃)17	(〃)18	(〃)18		
	お	大草町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)9	(〃)13				
			上記以外の地域	30	6.3	(〃)10	(〃)18	(〃)12	(〃)12		
	か	神山町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)8	(〃)15				
			上記以外の地域	30	8.2	(〃)9	(〃)22	(〃)16	(〃)16		
	さ	栄1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)30				
			上記以外の地域	50	3.7	(〃)31	(〃)50	(〃)23	(〃)23		
	す	水神1・2丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	せ	清哲町	農業振興地域内の農用地区域			(純)8	(純)11				
			上記以外の地域	30	5.8	(〃)10	(〃)15	(純)15	(純)15		
	た	竜岡町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)7	(〃)10				
			上記以外の地域	30	6.0	(〃)8	(〃)14	(〃)15	(〃)15		

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
韮崎市	ち	中央町	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	な	中島1・2丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
		中田町	農業振興地域内の農用地区域			(純)14	(純)17				
			上記以外の地域	30	6.4	(〃)18	(〃)29	(純)19	(純)19		
	に	韮崎町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)31				
			上記以外の地域	50	3.7	(〃)31	(〃)50	(〃)23	(〃)23		
	ふ	藤井町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)19				
			国道141号線沿い	40	4.0	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	30	7.3	(純)13	(純)21	(純)20	(純)20		
		富士見1～3丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		富士見ケ丘1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域			(純)22	(純)31				
			上記以外の地域								
			一部	—	〃	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	50	3.7	(純)31	(純)50	(純)24	(純)24		
	ほ	穂坂町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)8	(〃)10				
			上記以外の地域	30	6.7	(〃)9	(〃)21	(〃)22	(〃)22		
		本町1～4丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	ま	円野町	農業振興地域内の農用地区域			(純)13	(純)17				
			上記以外の地域	30	8.5	(〃)14	(〃)20	(純)15	(純)15		
	わ	若宮1～3丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
中巨摩郡竜王町	し	篠原	農業振興地域内の農用地区域			(純)21	(純)29				
			市街化調整区域	40	3.3	(〃)25	(〃)32				
			市街化区域	40	5.3	(周)比準	(周)比準				
	た	玉川	農業振興地域内の農用地区域			(純)23	(純)38				
			市街化調整区域	40	2.4	(〃)28	(〃)48				
			市街化区域	40	6.6	(周)比準	(周)比準				
	と	富竹新田	国道52号線、20号線及び主要地方道甲府・櫛形線沿い	40	2.1	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	4.3	(〃)〃	(〃)〃				
	な	名取	国道52号線沿い	40	2.6	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)〃	(〃)〃				
	に	西八幡	農業振興地域内の農用地区域			(純)23	(純)20				
			市街化調整区域	40	2.7	(〃)15	(〃)23				
			市街化区域								
			主要地方道甲府・櫛形線沿い	40	1.7	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)〃	(〃)〃				
	ま	万才	農業振興地域内の農用地区域			(純)20	(純)33				
			市街化調整区域	40	1.4	(中)24	(中)40				
			市街化区域	40	4.4	(周)比準	(周)比準				
	り	竜王	農業振興地域内の農用地区域			(純)17	(純)24				
			市街化調整区域								
			竜王バイパス線沿い	40	2.5	(中)28	(中)43	(中)66	(中)66		
			上記以外の地域	40	2.5	(純)19	(純)29	(純)20	(純)20		

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
中巨摩郡竜王町	り		市街化区域								
			国道20号線、52号線、県道布施竜王線及び竜王・芦倉線沿い	40	3.0	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40	4.2	(〃)〃	(〃)〃				
		竜王新町	農業振興地域内の農用地区域			(純)19	(純)40				
			市街化調整区域	40	2.7	(中)22	(中)48				
			市街化区域								
			国道52号線及び県道布施竜王線沿い	40	2.0	(周)比準	(周)比準				
			敷島・竜王線沿い及び中央線ガードより宮沢医院前を通り国道52号線に至る道路沿い	40	3.2	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	3.7	(〃)〃	(〃)〃				
〃敷島町	う	牛句	市街化調整区域	30	2.7	(純)14	(純)31	(純)9	(純)9		
			市街化区域	40	3.2	(周)比準	(周)比準				
	お	大下条	全	50	2.4	(〃)〃	(〃)〃				
		大久保	市街化調整区域	30	3.0	(純)13	(純)18	(純)10	(純)10		
			市街化区域	40	3.2	(周)比準	(周)比準				
	き	吉沢	長沢	30	3.3	(純)12	(純)18	(純)9	(純)9		
			上記以外の地域	30	2.2	(〃)6	(〃)14	(〃)7	(〃)7		
	さ	境	市街化調整区域	30	1.5	(〃)12	(〃)23	(〃)7	(〃)7		
			市街化区域	40	2.9	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	し	島上条	農業振興地域内の農用地区域			(純)13	(純)21				
			上記以外の地域								
			県道甲府・敷島・韮崎線沿い	50	2.6	(周)比準	(周)比準				
			県道敷島・竜王線以東の地域	50	2.5	(〃)〃	(〃)〃				
			県道敷島・竜王線以西の地域	50	2.6	(〃)〃	(〃)〃				
	て	天句沢	農業振興地域内の農用地区域			(純)14	(純)17				
			上記以外の地域	40	2.8	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	な	中下条	県道甲府・敷島・韮崎線沿い	50	2.1	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	2.7	(〃)〃	(〃)〃				
		長塚	全	40	2.8	(〃)〃	(〃)〃				
		上記以外の地域	〃	30	1.7	(純)13	(純)16	(純)9	(純)9		
〃玉穂村	い	井之口	農業振興地域内の農用地区域			(〃)31	(〃)42				
			市街化調整区域	30	4.8	(中)41	(中)47				
			市街化区域	40	4.4	(周)比準	(周)比準				
		一町畑	農業振興地域内の農用地区域			(純)23	(純)21				
			市街化調整区域	30	2.4	(中)28	(中)43				
			市街化区域	40	4.7	(周)比準	(周)比準				
	か	上三条	農業振興地域内の農用地区域			(純)41	(純)53				
			市街化調整区域	30	3.5	(中)50	(中)70				
			市街化区域	40	6.0	(周)比準	(周)比準				
	し	下三条	農業振興地域内の農用地区域			(純)36	(純)45				
			市街化調整区域	30	2.9	(中)45	(中)57				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
中巨摩郡玉穂村	し		市街化区域	40	5.0	(周)比準	(周)比準				
		下河東	農業振興地域内の農用地区域			(純)31	(純)43				
			上記以外の地域	30	2.1	(中)39	(中)56				
	な	成島	農業振興地域内の農用地区域			(純)37	(純)55				
			市街化調整区域								
			県道右左口・玉穂・甲府線沿い	40	4.2	(中)70	(中)80				
			上記以外の地域	30	2.8	(〃)61	(〃)59				
			市街化区域	40	5.2	(周)比準	(周)比準				
		中椿	全	40	4.0	(〃)〃	(〃)〃				
	に	西新居	市街化調整区域	30	4.5	(中)47	(中)49				
			市街化区域	40	4.0	(周)比準	(周)比準				
	ま	町之田	農業振興地域内の農用地区域			(純)18	(純)22				
			市街化調整区域	30	2.8	(中)24	(中)34				
			市街化区域	40	2.6	(周)比準	(周)比準				
		上記以外の地域	農業振興地域内の農用地区域			(純)22	(純)36				
			上記以外の地域	30	2.9	(中)23	(中)37				
〃昭和町	お	押越	農業振興地域内の農用地区域			(純)21	(純)32				
			市街化調整区域	40	5.5	(中)30	(中)41				
			市街化区域	40	3.9	(周)比準	(周)比準				
	か	上河東	農業振興地域内の農用地区域			(純)23	(純)29				
			市街化調整区域	40	2.7	(中)33	(中)31				
			市街化区域	40	5.3	(周)比準	(周)比準				
		紙鹿阿原	農業振興地域内の農用地区域			(純)24	(純)27				
			市街化調整区域	40	2.1	(中)27	(中)30				
			市街化区域	40	2.1	(周)比準	(周)比準				
	さ	西条	農業振興地域内の農用地区域			(純)32	(純)38				
			市街化調整区域	50	3.7	(中)49	(中)50				
			市街化区域								
			甲府バイパス沿い	50	3.2	(周)比準	(周)比準				
			県道甲府・市川大門線沿い	50	1.9	(〃)〃	(〃)〃				
			県道甲府・市川大門線と身延線との間の地域	50	3.0	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	4.8	(〃)〃	(〃)〃				
		西条新田	農業振興地域内の農用地区域			(純)23	(純)32				
			市街化調整区域	40	3.4	(中)39	(中)46				
			市街化区域	40	5.1	(周)比準	(周)比準				
	し	清水新居	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	40	4.4	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		12
	つ	築地新居	農業振興地域内の農用地区域			(純)22	(純)27				
			市街化調整区域	40	2.2	(中)28	(中)39				
			市街化区域	40	3.0	(周)比準	(周)比準				
		上記以外の地域	農業振興地域内の農用地区域			(純)23	(純)30				
			市街化調整区域	40	4.2	(中)31	(中)36				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
			市街化区域	40	4.4	(周)比準	(周)比準				
中巨摩郡田富町	う	臼井河原	農業振興地域内の農用地区域			(純)18	(純)28				
			市街化調整区域	40	4.7	(中)20	(中)40	(中)33	(中)33		
			市街化区域	40	6.8	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	に	西花輪	農業振興地域内の農用地区域			(純)22	(純)21				
			市街化調整区域	40	4.4	(中)28	(中)45	(中)41	(中)41		
			市街化区域	40	3.3	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	ひ	東花輪	農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)35				
			市街化調整区域	40	4.0	(中)29	(中)49	(中)41	(中)41		
			市街化区域								
			田富桜団地	40	8.4	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	40	5.0	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
	ふ	布施	農業振興地域内の農用地区域			(純)27	(純)22				
			市街化調整区域	40	2.7	(中)27	(中)35	(中)47	(中)47		
			市街化区域	40	4.7	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	や	山の神	農業振興地域内の農用地区域			(純)16	(純)28				
			市街化調整区域	40	9.0	(中)18	(中)38	(中)41	(中)41		
			市街化区域	40	7.0	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		上記以外の地域	農業振興地域内の農用地区域			(純)17	(純)34				
			市街化区域	40	8.8	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		上記以外の地域	上記以外の地域	40	11.0	(純)15	(純)36				
〃八田村	え	榎原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)14				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃) 9	(〃)16				
	か	上高砂	農業振興地域内の農用地区域								
			県道芦倉・竜王線沿い			(〃)15	(〃)27				
			上記以外の地域			(〃)13	(〃)22				
			上記以外の地域								
			県道芦倉・竜王線沿い	40	5.0	(中)29	(中)45				
			上記以外の地域	30	6.5	(純)15	(純)22				
	し	下高砂	農業振興地域内の農用地区域			(〃)17	(〃)25				
			上記以外の地域	30	7.5	(〃)17	(〃)25				
	と	徳永	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)13				
			上記以外の地域	30	3.5	(〃)12	(〃)14				
	む	六科	農業振興地域内の農用地区域			(〃)21	(〃)25				
			国道52号、県道芦倉・竜王線沿い	40	2.4	(中)52	(中 72				
			上記以外の地域	30	4.5	(純)24	(純)34				
	や	野牛島	農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)21				
			県道芦倉・竜王線沿い	40	3.6	(中)37	(中)55				
			上記以外の地域	30	4.0	(純)19	(純)26				

署名　甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
中巨摩郡白根町	あ	有野	農業振興地域内の農用地区域			(純)13	(純)18				
			上記以外の地域	30	6.8	(〃)16	(〃)33				
	い	飯野	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)18				
			国道52号線沿い	50	1.7	(周)比準	(周)比準				
			宅地の(固)1㎡当り13,000円以上15,000円以下の地域	50	2.2	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.3	(純)16	(純)29	(純)13	(純)13		
	さ	在家塚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)15				
			国道52号線沿い	50	2.5	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	30	4.6	(純)14	(純)22	(純)13	(純)13		
	と	百々	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)22				
			国道52号線沿い	50	2.0	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	30	5.5	(純)21	(純)31	(純)13	(純)13		
	に	西野	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)21				
			上記以外の地域	30	4.3	(〃)20	(〃)25	(〃)8	(〃)8		
		上記以外の地域	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)17				
			上記以外の地域	30	4.5	(〃)13	(〃)29	(〃)10	(〃)10		
〃芦安村		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)16				
			上記以外の地域	30	3.0	(〃)10	(〃)21	(〃)10	(〃)10		
〃若草町	あ	浅原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)33				
			上記以外の地域	30	2.2	(〃)24	(〃)35				
	か	加賀美	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)33				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)24	(〃)35				
		鏡中条	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)33				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)24	(〃)35				
	さ	三軒茶屋	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)33				
			上記以外の地域	30	2.2	(〃)24	(〃)35				
	し	下今井	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)33				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)24	(〃)35				
	て	寺部	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)33				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)24	(〃)35				
	と	十日市場	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)33				
			上記以外の地域	30	2.2	(〃)24	(〃)35				
		藤田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)33				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃)24	(〃)35				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
中巨摩郡櫛形町	お	小笠原	農業振興地域内の農用地区域			—	(純)27				
			国道52号線沿い	50	1.4	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40	1.5	—	(純)33				12
	か	上今井	農業振興地域内の農用地区域			—	(〃)15				
			上記以外の地域	30	2.0	—	(〃)18				10
	さ	沢登	農業振興地域内の農用地区域			—	(〃)14				
			上記以外の地域	30	2.0	—	(〃)19				10
	し	十五所	農業振興地域内の農用地区域			—	(〃)16				
			上記以外の地域	30	2.5	—	(〃)20				10
	も	桃園	農業振興地域内の農用地区域			—	(〃)15				
			上記以外の地域	30	1.9	—	(〃)19				10
	や	山寺	全	50	1.9	(純)15	(〃)25				10
	よ	吉田	農業振興地域内の農用地区域			—	(〃)16				
			上記以外の地域	30	2.5	—	(〃)20				10
		上記以外の地域	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)14				
			上記以外の地域	30	3.6	(〃)15	(〃)17	(純)10	(純)10		10
〃甲西町	え	江原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)23				
			上記以外の地域	30	4.5	(〃)14	(〃)24				
	し	下宮地	農業振興地域内の農用地区域			(〃)19	(〃)27				
			上記以外の地域	40	1.9	(〃)25	(〃)44				
	つ	塚原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)23				
			上記以外の地域	30	4.7	(〃)14	(〃)24	(〃)9	(〃)9		
	は	荊沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)28				
			国道52号線沿いの古市場境から南へ新津酒店までの道路沿い	50	1.3	(周)比準	(周)比準				
			国道52号線の小松時計店から増穂町境までの道路沿い	50	2.5	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	2.2	(純)23	(純)40				
	ひ	東南湖	農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)34				
			上記以外の地域	30	2.7	(〃)25	(〃)38				
	ふ	古市場	農業振興地域内の農用地区域			(〃)17	(〃)28				
			国道52号線沿い	50	1.6	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	50	1.9	(純)14	(純)37				
	ゆ	湯沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)23				
			上記以外の地域	30	3.7	(〃)14	(〃)25	(純)9	(純)9		
		上記以外の地域	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)23				
			上記以外の地域	30	3.3	(〃)14	(〃)25	(〃)9	(〃)9		

署名　甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
北巨摩郡双葉町	う	宇津谷	農業振興地域内の農用地区域			(純)16	(純)17				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃)19	(〃)26	(純)22	(純)22		
	し	志田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)17				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃)18	(〃)28	(〃)19	(〃)19		
		下今井	農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)23				
			上記以外の地域	40	2.5	(〃)21	(〃)31	(〃)28	(〃)28		
	り	竜地	農業振興地域内の農用地区域			(〃)21	(〃)27				
			県道甲府・敷島・韮崎線沿い	40	3.8	(中)40	(中)59	(中)31	(中)31		
			上記以外の地域	30	3.0	(純)31	(純)47	(純)24	(純)24		
		上記以外の地域	農業振興地域内の農用地区域			(〃)19	(〃)26				
			上記以外の地域	30	2.9	(〃)23	(〃)23	(〃)14	(〃)14		
〃明野村		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃)11				
			上記以外の地域	30	2.7	(〃) 6	(〃)11	(〃)10	(〃)10		
〃須玉町	わ	若神子	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)19				
			上記以外の地域	40	2.2	(〃)15	(〃)27	(〃)13	(〃)13		
		上記以外の地域	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	1.6	(〃)15	(〃)12	(〃)11	(〃)11		
〃高根町	き	清里	農業振興地域内の農用地区域			(〃)27	(〃)41				
			念場原3466、3545番地	50	2.4	(中)85	(中)110	(中)103	(中)103		
			上記以外の地域	30	6.8	(純)38	(純)60	(純)34	(純)34		
	く	蔵原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃)17				
			上記以外の地域	30	3.3	(〃) 8	(〃)18	(〃)15	(〃)15		
	な	長沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)16				
			上記以外の地域	30	3.6	(〃)13	(〃)18	(〃)17	(〃)17		
	ひ	東井出	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)16				
			上記以外の地域	30	3.7	(〃)13	(〃)18	(〃)17	(〃)17		
	み	箕輪新町	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)17				
			上記以外の地域	30	3.9	(〃)10	(〃)23	(〃)16	(〃)16		
	む	村山北割	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃)22				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃) 8	(〃)25	(〃)15	(〃)15		
		村山西割	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)19				
			上記以外の地域	30	4.4	(〃) 9	(〃)25	(〃)16	(〃)16		
		上記以外の地域	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)16				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃) 9	(〃)19	(〃)15	(〃)15		

署名　甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
北巨摩郡長坂町	お	大井ケ森	農業振興地域内の農用地区域			(純) 9	(〃)14				
			上記以外の地域	30	6.0	(〃)12	(〃)18	(純)25	(純)25		
	こ	小荒間	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)15				
			上記以外の地域	30	6.3	(〃)13	(〃)21	(〃)21	(〃)21		
	た	大八田	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)14				
			上記以外の地域	30	4.4	(〃)10	(〃)17	(〃)18	(〃)18		
	な	長坂上条	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)16				
			役場より北の県道沿い	50	2.5	(中)28	(中)40				
			上記以外の地域	30	1.3	(純)19	(純)21	(純)14	(純)14		
	ひ	日野	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	4.4	(〃) 7	(〃)13	(〃)12	(〃)12		
		上記以外の地域	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	3.7	(〃) 7	(〃)13	(〃)11	(〃)11		
〃大泉町	に	西井出	農業振興地域内の農用地区域								
			字井富6654～7831番地及び字石堂8240～8320番地				—	(〃)18			
			上記以外の地域				(純) 7	(〃)11			
			上記以外の地域								
			字井富6654～7831番地及び字石堂8240～8320番地	30	11.0		—	(中)31	(中)38	(中)38	
			上記以外の地域	30	2.9	(純) 8	(純)13	(純)20	(純)20		
	や	谷戸	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 8				
			字並木上8588～8995番地	30	11.0			(中)46	(中)46		
			上記以外の地域	30	2.7	(〃) 8	(〃)11	(純)20	(純)20		
〃小淵沢町	か	上笹尾	農業振興地域内の農用地区域								
			字篠原3332番地				—	(〃)23			
			上記以外の地域				(純) 9	(〃)18			
			上記以外の地域								
			字篠原3332番地	30	3.7		—	(中)40	(中)37	(中)37	
			上記以外の地域	30	1.7	(純)12	(〃)22	(純)16	(純)16		
	こ	小淵沢	農業振興地域内の農用地区域								
			字棒道下				—	(〃)25			
			上記以外の地域				(純)16	(〃)30			
			上記以外の地域								
			字棒道下	30	3.4		—	(中)38	(中)31	(中)31	
			上記以外の地域	40	2.2	(純)22	(純)41	(純)26	(純)26		
	し	下笹尾	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)20				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃)14	(〃)22	(〃)11	(〃)11		
		松向	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)13				
			上記以外の地域	30	2.6	(中)10	(中)16	(中)21	(中)21		

署名　甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
北巨摩郡白州町	し	白須	農業振興地域内の農用地区域			(純) 8	(純) 17				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃) 11	(〃) 14	(純) 14	(純) 14		
	た	台ケ原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 11				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃) 12	(〃) 16	(〃) 16	(〃) 16		
	と	鳥原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃) 6	(〃) 10	(〃) 29	(〃) 29		
	は	花水	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 12				
			上記以外の　域	30	2.5	(〃) 10	(〃) 15	(〃) 14	(〃) 14		
	よ	横手	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃) 9	(〃) 10	(〃) 16	(〃) 16		
		上記以外の地域	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃) 9	(〃) 10	(〃) 14	(〃) 14		
〃武川村	ま	牧ノ原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 10	(〃) 16				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃) 12	(〃) 20	(〃) 12	(〃) 12		
	み	三吹	農業振興地域内の農用地区域								
			字柳川原・前川原			(〃) 13	(〃) 27				
			上記以外の地域			(〃) 12	(〃) 13				
			上記以外の地域								
			字柳川原・前川原	30	2.2	(〃) 19	(〃) 26	(〃) 15	(〃) 15		
			上記以外の地域	30	3.3	(〃) 14	(〃) 16	(〃) 14	(〃) 14		
		上記以外の地域	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 11				
			上記以外の地域	30	3.1	(〃) 5	(〃) 10	(〃) 11	(〃) 11		

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
山梨市	い	一町田中	農業振興地域内の農用地区域								
			国道20号線沿い			(純) 32	(純) 35				
			上記を除く地域			(〃) 28	(〃) 30				
			上記以外の地域								
			国道20号線沿い	50	2.2	(〃) 43	(〃) 48				
			上記を除く地域	40	2.1	(〃) 29	(〃) 34	(純) 10	(純) 10		10
	う	歌田	農業振興地域内の農用地区域								
			国道20号線沿い			(〃) 34	(〃) 39				
			上記を除く地域			(〃) 26	(〃) 30				
			上記以外の地域								
			国道20号線沿い	50	1.9	(〃) 43	(〃) 52				
			上記を除く地域	40	2.8	(〃) 31	(〃) 35	(〃) 12	(〃) 12		12
	お	落合	農業振興地域内の農用地区域								
			国道140号線沿い			(〃) 32	(〃) 43				
			上記を除く地域			(〃) 13	(〃) 18				
			上記以外の地域								
			国道140号線沿い	50	2.1	(〃) 37	(〃) 46				
			上記を除く地域	40	2.2	(〃) 17	(〃) 22	(〃) 12	(〃) 12		12
		大野	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 25	(〃) 34				
			上記以外の地域	40	2.2	(〃) 31	(〃) 44	(〃) 12	(〃) 12		12
	か	上神内川	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(純) 42	(純) 46				
			上記以外の地域	50	2.3	(中) 68	(中) 74	(中) 70	(中) 70		70
		上石森	農業振興地域内の農用地区域			(純) 28	(純) 40				
			上記以外の地域	40	2.6	(〃) 40	(〃) 57	(純) 13	(純) 13		13
		上栗原	農業振興地域内の農用地区域								
			国道20号線沿い			(〃) 28	(〃) 36				
			上記を除く地域			(〃) 17	(〃) 24				
			上記以外の地域								
			国道20号線沿い	50	1.9	(〃) 36	(〃) 46				
			上記を除く地域	40	1.9	(〃) 22	(〃) 27	(〃) 12	(〃) 12		12
		上岩下	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 12	(〃) 14				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃) 14	(〃) 16	(〃) 10	(〃) 10		10
		鴨居寺	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 19	(〃) 28				
			上記以外の地域	40	2.5	(〃) 26	(〃) 35	(〃) 12	(〃) 12		12
		上ノ割	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 19	(〃) 22				
			上記以外の地域	40	2.3	(〃) 23	(〃) 29	(〃) 12	(〃) 12		12
	き	北	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 14	(〃) 18				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃) 20	(〃) 26	(〃) 8	(〃) 8		8
		切差	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 12	(〃) 20				
			上記以外の地域	30	2.7	(〃) 14	(〃) 26	(〃) 10	(〃) 10		10
	こ	小原西	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(純) 34	(純) 49				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
山梨市	こ		上記以外の地域	40	1.8	(中)49	(中)72	(中)70	(中)70		70
		小原東	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(純)26	(純)36				
			上記以外の地域	40	2.7	(中)45	(中)65	(中)70	(中)70		70
	さ	三ケ所	農業振興地域内の農用地区域								
			字連方・梨木			(純)13	(純)17				
			上記を除く地域			(〃)16	(〃)20				
			上記以外の地域								
			字連方・梨ノ木	40	3.4	(〃)19	(〃)24	(純)13	(純)13		13
			上記を除く地域	40	2.4	(〃)26	(〃)34	(〃)13	(〃)13		13
	し	下神内川	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(純)28	(純)42				
			上記以外の地域	40	3.2	(中)48	(中)74	(中)70	(中)70		70
		下石森	農業振興地域内の農用地区域			(純)26	(純)41				
			上記以外の地域	40	2.0	(〃)37	(〃)59	(純)13	(純)13		13
		下栗原	農業振興地域内の農用地区域								
			国道20号線沿い			(〃)29	(〃)34				
			上記を除く地域			(〃)19	(〃)21				
			上記以外の地域								
			国道20号線沿い	50	1.9	(〃)38	(〃)58				
			上記を除く地域	40	1.8	(〃)26	(〃)29	(〃)12	(〃)12		12
		下井尻	農業振興地域内の農用地区域								
			県道沿い			(〃)27	(〃)35				
			上記を除く地域			(〃)16	(〃)20				
			上記以外の地域								
			県道沿い	40	2.9	(〃)37	(〃)48				
			上記を除く地域	40	2.4	(〃)22	(〃)29	(〃)12	(〃)12		12
		正徳寺	農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)25				
			上記以外の地域	40	2.4	(〃)25	(〃)30	(〃)12	(〃)12		12
	な	中村	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)23				
			上記以外の地域	40	2.6	(〃)23	(〃)34				
		七日市場	農業振興地域内の農用地区域								
			県道沿い			(〃)28	(〃)40				
			上記を除く地域			(〃)17	(〃)28				
			上記以外の地域								
			県道沿い	40	2.4	(〃)37	(〃)51				
			上記を除く地域	40	1.8	(〃)21	(〃)30	(〃)12	(〃)12		12
	ひ	東後屋敷	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)21				
			上記以外の地域	40	2.3	(〃)21	(〃)28	(〃)12	(〃)12		12
		東	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)15				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)16	(〃)21	(〃)12	(〃)12		12
	ま	万力	農業振興地域内の農用地区域								
			国道140号線沿い			(〃)27	(〃)42				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
山梨市	ま		上記を除く地域			(純)17	(純)26				
			上記以外の地域								
			国道140号線沿い	50	2.0	(〃)38	(〃)40				
			上記を除く地域	40	2.0	(〃)27	(〃)39	(純)9	(純)9		9
	み	南	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)21				
			上記以外の地域	40	2.1	(〃)21	(〃)32	(〃)12	(〃)12		12
	や	矢坪	農業振興地域内の農用地区域			(〃)9	(〃)10				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃)11	(〃)13	(〃)12	(〃)12		12
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)9	(〃)10				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃)10	(〃)12	(〃)9	(〃)9		9
塩山市	あ	赤尾	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(純)27	(純)30				
			上記以外の地域	50	1.6	(中)45	(中)50	(純)13	(純)13		13
	う	牛奥	農業振興地域内の農用地区域			(純)12	(純)15				
			上記以外の地域	30	2.9	(〃)16	(〃)21	(〃)13	(〃)13		13
	か	上於曽	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域								
			甲府並びに牧丘に至る県道沿い			(純)45	(純)58				
			上記を除く地域			(〃)33	(〃)38				
			上記以外の地域								
			甲府並びに牧丘に至る県道沿い	50	1.7	(中)70	(中)94				
			上記を除く地域	50	1.6	(〃)49	(〃)54	(中)70	(中)70		70
		上塩後	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府並びに牧丘に至る県道沿い			(純)36	(純)39				
			上記を除く地域			(〃)21	(〃)25				
			上記以外の地域								
			甲府並びに牧丘に至る県道沿い	40	1.9	(中)52	(中)57				
			上記を除く地域	40	3.3	(〃)30	(〃)36	(純)13	(純)13		13
		西広門田	農業振興地域内の農用地区域								
			県道及び都市計画道路沿い			(純)29	(純)33				
			上記を除く地域			(〃)21	(〃)24				
			上記以外の地域								
			県道及び都市計画道路沿い	50	3.6	(〃)40	(〃)46	(〃)12	(〃)12		12
			上記を除く地域	40	3.3	(〃)28	(〃)32	(〃)12	(〃)12		12
		上井尻	農業振興地域内の農用地区域								
			牧丘に至る県道沿い			(〃)25	(〃)32				
			上記を除く地域			(〃)17	(〃)22				
			上記以外の地域								
			牧丘に至る県道沿い	50	2.8	(〃)36	(〃)46				
			上記を除く地域	40	2.9	(〃)21	(〃)28	(〃)12	(〃)12		12
	く	熊野	農業振興地域内の農用地区域								
			県道及び都市計画道路沿い			(〃)28	(〃)36				
			上記を除く地域			(〃)19	(〃)27				

署名　山梨

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
塩山市	く		上記以外の地域								
			県道及び都市計画道路沿い	50	2.9	(純)37	(純)48	(純)12	(純)12		12
			上記を除く地域	40	3.0	(〃)25	(〃)32	(〃)12	(〃)12		12
	こ	小屋敷	農業振興地域内の農用地区域								
			牧丘に至る県道沿い			(〃)20	(〃)27				
			上記を除く地域			(〃)17	(〃)19				
			上記以外の地域								
			牧丘に至る県道沿い	40	2.4	(〃)26	(〃)33				
			上記を除く地域	30	2.2	(〃)20	(〃)22	(〃)9	(〃)9		9
	し	下於曽	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(純)30	(純)39				
			上記以外の地域	50	2.8	(中)58	(中)67	(中)70	(中)70		70
		下塩後	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府に至る県道沿い			(純)37	(純)40				
			上記を除く地域			(〃)29	(〃)33				
			上記以外の地域								
			甲府に至る県道沿い	50	2.6	(中)49	(中)54				
			上記を除く地域	40	2.8	(〃)41	(〃)45	(純)13	(純)13		13
	ち	千野	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府・青梅線沿い			(純)32	(純)42				
			上記を除く地域			(〃)22	(〃)27				
			上記以外の地域								
			甲府・青梅線沿い	50	1.6	(〃)44	(〃)57				
			上記を除く地域	40	1.7	(〃)36	(〃)42	(〃)10	(〃)10		10
	な	中萩原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)9	(〃)13		〃		
			上記以外の地域	30	2.2	(〃)13	(〃)19	(〃)11	(〃)11		11
	み	三日市場	農業振興地域内の農用地区域								
			牧丘に至る県道沿い			(〃)26	(〃)31				
			上記以外の地域			(〃)22	(〃)25				
			上記以外の地域								
			牧丘に至る県道沿い	40	3.0	(〃)32	(〃)38				
			上記以外の地域	40	2.9	(〃)27	(〃)32	(〃)12	(〃)12		12
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)6	(〃)9				
			上記以外の地域	30	2.2	(〃)8	(〃)12	(〃)9	(〃)9		9
東山梨郡勝沼町	お	小佐手	農業振興地域内の農用地区域			(〃)21	(〃)21				
			上記以外の地域	30	3.5	(〃)32	(〃)32	(〃)7	(〃)7		7
	か	勝沼	農業振興地域内の農用地区域								
			国道20号線沿い			(〃)55	(〃)55				
			上記を除く地域			(〃)34	(〃)34				
			上記以外の地域								
			国道20号線沿い	50	2.3	(〃)73	(〃)73				
			上記を除く地域	40	3.3	(〃)41	(〃)41	(〃)7	(〃)7		7
		上岩崎	農業振興地域内の農用地区域								

署名　山梨

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東山梨郡勝沼町	か		勝沼バイパス沿い			(純)31	(純)31				
			上記を除く地域			(〃)22	(〃)22				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	3.6	(〃)42	(〃)42				
			上記を除く地域	40	3.1	(〃)34	(〃)34	(純)7	(純)7		7
	き	休息	農業振興地域内の農用地区域			(〃)26	(〃)26				
			上記以外の地域	30	3.9	(〃)37	(〃)37	(〃)7	(〃)7		7
	し	下岩崎	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)40	(〃)40				
			上記を除く地域			(〃)27	(〃)27				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	3.1	(〃)51	(〃)51				
			上記を除く地域	40	2.9	(〃)35	(〃)35	(〃)7	(〃)7		7
	と	等々力	農業振興地域内の農用地区域								
			国道20号線沿い			(〃)55	(〃)55				
			上記を除く地域			(〃)28	(〃)28				
			上記以外の地域								
			国道20号線沿い	50	1.7	(〃)73	(〃)73				
			上記を除く地域	40	4.3	(〃)40	(〃)40	(〃)7	(〃)7		7
	な	中原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)16				
			上記以外の地域	30	4.2	(〃)22	(〃)22	(〃)8	(〃)8		8
	ひ	菱山	農業振興地域内の農用地区域			(〃)17	(〃)17				
			上記以外の地域	30	3.2	(〃)24	(〃)24	(〃)8	(〃)8		8
	ふ	藤井	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)28	(〃)28				
			上記を除く地域			(〃)20	(〃)20				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	3.4	(〃)42	(〃)42				
			上記を除く地域	40	2.9	(〃)28	(〃)28	(〃)7	(〃)7		7
	や	山	農業振興地域内の農用地区域			(〃)17	(〃)17				
			上記以外の地域	40	4.0	(〃)24	(〃)24	(〃)7	(〃)7		7
	わ	綿塚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)22				
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)30	(〃)30	(〃)7	(〃)7		7
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)13				
			上記以外の地域	30	2.6	(〃)17	(〃)17	(〃)7	(〃)7		7
〃大和村		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)14				
			上記以外の地域	30	2.2	(〃)15	(〃)18	(〃)5	(〃)5		5
〃牧丘町	く	窪平	農業振興地域内の農用地区域			(〃)8	(〃)11				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃)12	(〃)16	(〃)7	(〃)7		7
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)6	(〃)7				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃)9	(〃)11	(〃)7	(〃)7		7
〃三富村		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃)7	(〃)9				
			上記以外の地域	30	2.7	(〃)9	(〃)12	(〃)7	(〃)7		7

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東山梨郡春日居町	か	加茂	農業振興地域内の農用地区域								
			国道及び県道沿い			(純)42	(純)42				
			上記を除く地域			(〃)23	(〃)23				
			上記以外の地域								
			国道及び県道沿い	50	2.8	(〃)53	(〃)53	(純)12	(純)12		12
			上記を除く地域	40	2.2	(〃)30	(〃)30	(〃) 8	(〃) 8		8
	く	熊野堂	農業振興地域内の農用地区域								
			国道及び県道沿い			(〃)34	(〃)34				
			上記を除く地域			(〃)23	(〃)23				
			上記以外の地域								
			国道及び県道沿い	50	2.4	(〃)47	(〃)47	(〃)12	(〃)12		12
			上記を除く地域	40	1.8	(〃)33	(〃)33	(〃) 8	(〃) 8		8
		桑戸	農業振興地域内の農用地区域								
			国道及び県道沿い			(〃)36	(〃)36				
			上記を除く地域			(〃)24	(〃)24				
			上記以外の地域								
			国道及び県道沿い	50	2.4	(〃)47	(〃)47	(〃)12	(〃)12		12
			上記を除く地域	40	2.1	(〃)33	(〃)33	(〃) 8	(〃) 8		8
	こ	小松	農業振興地域内の農用地区域								
			小字下河原の国道及び県道沿い			(〃)66	(〃)66				
			上記以外の国道及び県道沿い			(〃)39	(〃)39				
			上記を除く地域			(〃)24	(〃)27				
			上記以外の地域								
			小字下河原の国道及び県道沿い	50	2.0	(〃)83	(〃)83	(〃)13	(〃)13		13
			上記以外の国道及び県道沿い	50	2.4	(〃)51	(〃)51	(〃)13	(〃)13		13
			上記を除く地域	40	2.2	(〃)32	(〃)32	(〃)12	(〃)12		12
		国府	農業振興地域内の農用地区域								
			県道下神内川、石和停車場線沿い			(〃)52	(〃)52				
			上記を除く地域			(〃)35	(〃)35				
			上記以外の地域								
			県道下神内川、石和停車場線沿い	50	2.3	(〃)64	(〃)64	(〃)15	(〃)15		15
			上記を除く地域	50	2.3	(〃)44	(〃)44	(〃)13	(〃)13		13
	し	下岩下	農業振興地域内の農用地区域								
			国道及び県道沿い			(〃)26	(〃)26				
			上記を除く地域			(〃)17	(〃)17				
			上記以外の地域								
			国道及び県道沿い	40	1.6	(〃)34	(〃)34	(〃) 8	(〃) 8		8
			上記を除く地域	30	1.6	(〃)23	(〃)23	(〃) 7	(〃) 7		7
		鎮目	小字南河原、小島田								
			農業振興地域内の農用地区域								
			県道下神内川、石和停車場線沿い			(〃)69	(〃)69				
			上記を除く地域			(〃)38	(〃)38				
			上記以外の地域								

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東山梨郡春日居町	し		県道下神内川、石和停車場線沿い	50	2.2	(純)82	(純)82	(純)15	(純)15		15
			上記を除く地域	50	2.3	(〃)45	(〃)45	(〃)13	(〃)13		13
			小字椚田、村上、大儘、的場、小御堂、御嶽、三島								
			農業振興地域内の農用地区域								
			国道140号線沿い			(〃)49	(〃)49				
			上記を除く地域			(〃)27	(〃)27				
			上記以外の地域								
			国道140号線沿い	50	2.6	(〃)62	(〃)62	(〃)13	(〃)13		13
			上記を除く地域	40	1.8	(〃)35	(〃)35	(〃) 8	(〃) 8		8
			小字上町田、下町田、寺前、宮の前								
			農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)22				
			上記以外の地域	40	1.9	(〃)27	(〃)27	(〃) 8	(〃) 8		8
			上記以外の地域								
			農業振興地域内の農用地区域			(〃)30	(〃)30				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)40	(〃)40	(〃) 8	(〃) 8		8
	て	寺本	農業振興地域内の農用地区域								
			国道及び県道沿い			(〃)45	(〃)45				
			上記を除く地域			(〃)30	(〃)30				
			上記以外の地域								
			国道及び県道沿い	50	2.7	(〃)59	(〃)59	(〃)12	(〃)12		12
			上記を除く地域	40	2.7	(〃)41	(〃)41	(〃)12	(〃)12		12
	と	徳条	農業振興地域内の農用地区域								
			国道及び県道沿い			(〃)38	(〃)38				
			上記を除く地域			(〃)22	(〃)22				
			上記以外の地域								
			国道及び県道沿い	50	2.3	(〃)47	(〃)47	(〃)12	(〃)12		12
			上記を除く地域	40	2.1	(〃)27	(〃)27	(〃) 8	(〃) 8		8
	へ	別田	農業振興地域内の農用地区域								
			国道及び県道沿い			(〃)45	(〃)45				
			上記を除く地域			(〃)31	(〃)31				
			上記以外の地域								
			国道及び県道沿い	50	2.4	(〃)55	(〃)55	(〃)12	(〃)12		12
			上記を除く地域	40	2.2	(〃)38	(〃)38	(〃)12	(〃)12		12

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡石和町	い	井戸	農業振興地域内の農用地区域			(純)26	(純)29				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃)37	(〃)40	(純)12	(純)12		12
		今井	農業振興地域内の農用地区域			(〃)42	(〃)42				
			上記以外の地域	30	2.0	(〃)47	(〃)47	(〃)12	(〃)12		12
		市部	①一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)84	(純)84				
			②小字川向、鵜、広岡、沖村町、観音寺前、西河原、								
			上記小字の内農業振興地域内の農用地区域			(〃)92	(〃)92				
			小字長塚、腰巻、六反田	40	1.7	(中)74	(中)74	(純)13	(純)13		13
			上記字の内農業振興地域内の農用地区域			(純)42	(純)47				
	か	唐柏	農業振興地域内の農用地区域								
			小字池田、下河原、上河原、清水の国道及び県道沿い			(〃)68	(〃)68				
			上記を除く地域			(〃)63	(〃)63				
			上記以外の地域								
			小字池田、下河原、上河原、清水の国道及び県道沿い	40	3.1	(〃)88	(〃)83	(〃)13	(〃)13		13
			上記を除く地域	30	2.3	(〃)70	(〃)70	(〃)12	(〃)12		12
		上平井	農業振興地域内の農用地区域								
			①小字井上、高水口、新沼原、御堂、寿町、小山田、大沼原			(〃)36	(〃)38				
			②小字村中、西新井、下前田、東新井、宮ノ上、宮ノ下、前田、中新井、赤井			(〃)30	(〃)33				
			上記を除く地域			(〃)20	(〃)22				
			上記以外の地域								
			①小字井上、高水口、新沼原、御堂、寿町、小山田、大沼原	40	2.5	(〃)47	(〃)49	(〃)13	(〃)13		13
			②小字村中、西新井、下前田、東新井、宮ノ上、宮ノ下、前田、中新井、赤井	40	1.6	(〃)40	(〃)40	(〃)12	(〃)12		12
			上記を除く地域	30	1.5	(〃)28	(〃)30	(〃)12	(〃)12		12
		川中島	①一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)73	(純)78				
			②小字西砂間、東金川、東道永、西道永、南三斗	50	1.9	(中)58	(中)62	(純)13	(純)13		13
			上記小字のうち農業振興地域内の農用地区域			(純)42	(純)45				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)37	(〃)37				
			上記以外の地域	40	1.9	(〃)46	(〃)47	(〃)12	(〃)12		12
	く	窪中島	農業振興地域内の農用地区域、路線価の道路沿い			(〃)75	(〃)72				

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡石和町	く		上記を除く北新開町、善海町			(純)53	(純)51				
			上記を除く地域			(〃)47	(〃)44				
			北新開町のうち甲州中央温泉病院から甲府バイパス沿いまで及び善海町のうち65番地と22番地から甲府バイパスまで	—	路	(中)77	(中)72	(純)17	(純)17		17
			上記以外の地域	—	路	(純)70	(純)66	(〃)13	(〃)13		13
			市街化区域	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
	こ	河内	農業振興地域内の農用地区域								
			国道及び県道沿い			(純)50	(純)57				
			上記を除く地域			(〃)42	(〃)44				
			上記以外の地域								
			国道及び県道沿い	40	2.4	(〃)70	(〃)72	(純)13	(純)13		13
			上記を除く地域	40	1.9	(〃)57	(〃)59	(〃)12	(〃)12		12
		小石和	農業振興地域内の農用地区域								
			①小字神明の国道及び県道沿い			(〃)42	(〃)49				
			小字神明の上記以外及び小字堀内、上堀、牛堀、観音講			(〃)34	(〃)34				
			上記を除く地域			(〃)26	(〃)30				
			上記以外の地域								
			①小字神明の国道及び県道沿い	40	2.1	(〃)57	(〃)67	(〃)12	(〃)12		12
			小字神明の上記以外及び小字堀内、上堀、牛堀、観音講	40	1.7	(〃)44	(〃)51	(〃)12	(〃)12		12
			上記を除く地域	30	1.4	(〃)34	(〃)39	(〃)10	(〃)10		10
	し	下平井	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)35	(〃)38				
			小字大豆生田、永塚			(〃)32	(〃)32				
			上記を除く地域			(〃)26	(〃)26				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	2.4	(〃)47	(〃)52				
			小字大豆生田、永塚	40	2.5	(〃)45	(〃)47	(〃)13	(〃)13		13
			上記を除く地域	30	2.2	(〃)35	(〃)33	(〃)10	(〃)10		10
	す	砂原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)30	(〃)34				
			上記以外の地域	30	1.4	(〃)39	(〃)42	(〃)10	(〃)10		10
	な	中川	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)34	(〃)37				
			上記を除く地域			(〃)20	(〃)20				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	2.7	(〃)42	(〃)42				
			上記を除く地域	30	1.9	(〃)26	(〃)28	(〃)10	(〃)10		10
	は	八田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)73	(〃)60				
			上記以外の地域	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
	ひ	広瀬	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス沿い			(純)122	(純)122				

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡石和町	ひ		小字仲町、西町、早稲田、前田の内国道及び県道沿い及び中瀬河原			(純)75	(純)68				
			上記を除く地域			(〃)45	(〃)47				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス沿い	−	路	(中)165	(中)165	(純)85	(純)85		85
			小字仲町、西町、早稲田、前田の内国道及び県道沿い及び中瀬河原	40	2.1	(純)114	(純)110	(〃)13	(〃)13		13
			上記以外の地域	40	1.7	(〃)56	(〃)65	(〃)12	(〃)12		12
		東高橋	農業振興地域内の農用地区域			(〃)48	(〃)49				
			上記以外の地域	40	2.4	(〃)55	(〃)72	(〃)12	(〃)12		12
		東油川	農業振興地域内の農用地区域			(〃)35	(〃)36				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃)46	(〃)47	(〃)12	(〃)12		12
	ま	松本	①一部	−	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)49	(純)52				
			②小字新居前、畔作、鳥居、清水、小石田のうち国道及び県道沿い	50	3.4	(中)42	(中)45	(中)85	(中)85		85
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域			(純)30	(純)32				
			③小字新居前、畔作、鳥居、清水、小石田のうち国道及び県道沿いを除く地域及び寺の前	40	1.7	(〃)32	(〃)34	(純)10	(純)10		10
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)23	(〃)27				
			④小字三斗六升	30	1.5	(〃)27	(〃)43	(〃)8	(〃)8		8
			小字三斗六升の農業振興地域内の農用地区域			(〃)23	(〃)30				
			⑤上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)26				
			上記以外の地域	40	1.4	(〃)24	(〃)43	(〃)9	(〃)9		9
	や	山崎	農業振興地域内の農用地区域			(〃)48	(〃)50				
			上記以外の地域	−	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
	よ	四日市場	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス沿い			(純)96	(純)96				
			上記を除く笛吹川以西の地域			(〃)61	(〃)57				
			上記を除く地域			(〃)39	(〃)37				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス沿い	−	路	(中)155	(中)155	(市)比準	(市)比準		比準
			上記を除く笛吹川以西の地域	50	2.3	(純)74	(純)72	(純)40	(純)40		40
			上記を除く地域	40	1.4	(〃)42	(〃)42	(〃)10	(〃)10		10

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡一宮町	い	一の宮	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)42	(〃)56				
			県道沿い			(〃)35	(〃)45				
			上記を除く地域			(〃)23	(〃)32				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	2.5	(〃)52	(〃)70				
			県道沿い	40	1.8	(〃)44	(〃)57				
			上記を除く地域	40	1.4	(〃)28	(〃)37	(純)15	(純)15		15
		市之蔵	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)23				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃)23	(〃)38	(〃)10	(〃)10		10
		石	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)27	(〃)37				
			上記を除く地域			(〃)14	(〃)19				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	3.1	(〃)37	(〃)45				
			上記を除く地域	30	2.4	(〃)21	(〃)27	(〃)10	(〃)10		10
	か	金田	農業振興地域内の農用地区域								
			県道沿い			(〃)57	(〃)55				
			上記を除く地域			(〃)27	(〃)26				
			上記以外の地域								
			県道沿い	50	2.2	(〃)71	(〃)67				
			上記を除く地域	40	1.8	(〃)37	(〃)36	(〃)15	(〃)15		15
		上矢作	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)20				
			上記以外の地域	40	2.1	(〃)22	(〃)26	(〃)15	(〃)15		15
		神沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)20				
			上記以外の地域	40	1.8	(〃)16	(〃)25	(〃)10	(〃)10		10
	き	北野呂	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)20				
			上記以外の地域	40	2.7	(〃)21	(〃)25	(〃)12	(〃)12		12
		北都塚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)25				
			上記以外の地域	40	2.7	(〃)26	(〃)33	(〃)12	(〃)12		12
	こ	小域	農業振興地域内の農用地区域			(〃)21	(〃)30				
			上記以外の地域	40	3.8	(〃)27	(〃)39	(〃)12	(〃)12		12
		国分	農業振興地域内の農用地区域			(〃)26	(〃)35				
			上記以外の地域	40	3.2	(〃)33	(〃)44	(〃)12	(〃)12		12
	し	下矢作	農業振興地域内の農用地区域			(〃)17	(〃)22				
			上記以外の地域	40	2.2	(〃)27	(〃)36	(〃)12	(〃)12		12
		塩田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)23				
			上記以外の地域	40	2.1	(〃)21	(〃)30	(〃)12	(〃)12		12
		地蔵堂	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)27	(〃)48				
			上記を除く地域			(〃)13	(〃)22				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	3.1	(〃)40	(〃)73				

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡一宮	し		上記を除く地域	40	1.7	(純)18	(純)32	(純) 8	(純) 8		8
	す	末木	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)60	(〃)48				
			上記を除く地域			(〃)47	(〃)37				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	2.5	(〃)90	(〃)68				
			上記を除く地域	40	2.4	(〃)65	(〃)48	(〃)12	(〃)12		12
	せ	千米寺	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)23	(〃)40				
			上記を除く地域			(〃)13	(〃)23				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	3.1	(〃)27	(〃)48				
			上記を除く地域	30	2.0	(〃)16	(〃)27	(〃) 9	(〃) 9		9
	た	竹原田	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)47	(〃)54				
			上記を除く地域			(〃)32	(〃)38				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	3.6	(〃)52	(〃)60				
			県道沿い	40	3.8	(〃)45	(〃)55				
			上記を除く地域	40	2.4	(〃)40	(〃)45	(〃)15	(〃)15		15
		田中	農業振興地域内の農用地区域								
			国道及び県道沿い			(〃)63	(〃)59				
			上記を除く地域			(〃)45	(〃)43				
			上記以外の地域								
			国道及び県道沿い	40	2.9	(〃)78	(〃)74				
			上記を除く地域	40	2.6	(〃)48	(〃)45	(〃)15	(〃)15		15
	つ	坪井	農業振興地域内の農用地区域								
			県道沿い			(〃)33	(〃)35				
			上記を除く地域			(〃)23	(〃)25				
			上記以外の地域								
			県道沿い	40	2.7	(〃)45	(〃)50				
			上記を除く地域	40	2.4	(〃)32	(〃)35	(〃)15	(〃)15		15
	な	中尾	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)27	(〃)43				
			県道沿い			(〃)32	(〃)38				
			上記を除く地域			(〃)17	(〃)20				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	3.7	(〃)38	(〃)56				
			県道沿い	40	1.9	(〃)43	(〃)54				
			上記を除く地域	40	1.6	(〃)22	(〃)30	(〃)15	(〃)15		15
	ひ	東原	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)42	(〃)52				
			上記を除く地域			(〃)20	(〃)23				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡一宮町	ひ		上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	2.9	(純)62	(純)77				
			上記を除く地域	40	2.1	(〃)30	(〃)34	(純)15	(純)15		15
	み	南野呂	農業振興地域内の農用地区域								
			勝沼バイパス沿い			(〃)27	(〃)43				
			県道沿い			(〃)20	(〃)23				
			上記を除く地域			(〃)15	(〃)18				
			上記以外の地域								
			勝沼バイパス沿い	50	3.8	(〃)39	(〃)56				
			県道沿い	40	3.4	(〃)33	(〃)40				
			上記を除く地域	40	2.6	(〃)20	(〃)25	(〃)12	(〃)12		12
	も	本都塚	農業振興地域内の農用地区域								
			県道沿い			(〃)45	(〃)35				
			上記を除く地域			(〃)36	(〃)28				
			上記以外の地域								
			県道沿い	40	3.4	(〃)73	(〃)58				
			上記を除く地域	40	2.4	(〃)48	(〃)38	(〃)13	(〃)13		13
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)13				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃)14	(〃)20	(〃) 7	(〃) 7		7
〃御坂町	い	井ノ上	農業振興地域内の農用地区域								
			国道137号線沿い			(〃)21	(〃)21				
			上記を除く地域			(〃)13	(〃)13				
			上記以外の地域								
			国道137号線沿い	40	2.6	(〃)28	(〃)28				
			上記を除く地域	30	2.2	(〃)18	(〃)18	(〃)13	(〃)13		13
	お	尾山	農業振興地域内の農用地区域								
			県道137号線沿い			(〃)20	(〃)20				
			上記を除く地域			(〃)12	(〃)12				
			上記以外の地域								
			国道137号線沿い	40	2.3	(〃)26	(〃)26				
			上記を除く地域	30	2.2	(〃)15	(〃)15	(〃) 9	(〃) 9		9
	か	上黒駒	農業振興地域内の農用地区域								
			国道137号線沿い			(〃)13	(〃)17				
			上記を除く地域			(〃)10	(〃)13				
			上記以外の地域								
			国道137号線沿い	30	2.7	(〃)17	(〃)22				
			上記を除く地域	20	1.6	(〃)13	(〃)16	(〃) 7	(〃) 7		7
		金川原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)18				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃)21	(〃)26	(〃)13	(〃)13		13
	く	栗合	農業振興地域内の農用地区域								
			国道137号線沿い			(〃)23	(〃)30				
			上記を除く地域			(〃)10	(〃)13				
			上記以外の地域								

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡御坂町	く		国道137号線沿い	50	1.7	(純)30	(純)39				
			上記を除く地域	40	1.2	(〃)16	(〃)20	(純)13	(純)13		13
	こ	国街	農業振興地域内の農用地区域								
			国道137号線沿い			(〃)14	(〃)16				
			上記を除く地域			(〃) 9	(〃)12				
			上記以外の地域								
			国道137号線沿い	40	2.9	(〃)18	(〃)22				
			上記を除く地域	30	2.1	(〃)14	(〃)16	(〃)13	(〃)13		13
	し	下黒駒	農業振興地域内の農用地区域								
			国道137号線沿い			(〃)15	(〃)17				
			上記を除く地域			(〃)11	(〃)13				
			上記以外の地域								
			国道137号線沿い	40	2.5	(〃)19	(〃)22				
			上記を除く地域	30	2.1	(〃)14	(〃)17	(〃) 9	(〃) 9		9
		下野原	農業振興地域内の農用地区域								
			国道137号線沿い			(〃)18	(〃)21				
			上記を除く地域			(〃)11	(〃)12				
			上記以外の地域								
			国道137号線沿い	40	1.6	(〃)24	(〃)27				
			上記を除く地域	30	1.5	(〃)14	(〃)16	(〃) 9	(〃) 9		9
	な	夏目原	農業振興地域内の農用地区域								
			国道137号線沿い			(〃)23	(〃)30				
			上記を除く地域			(〃)13	(〃)15				
			上記以外の地域								
			国道137号線沿い	50	1.9	(〃)32	(〃)38				
			上記を除く地域	40	1.8	(〃)16	(〃)18	(〃)13	(〃)13		13
		成田	農業振興地域内の農用地区域								
			国道137号線沿い			(〃)20	(〃)23				
			上記を除く地域			(〃)11	(〃)13				
			上記以外の地域								
			国道137号線沿い	40	3.0	(〃)29	(〃)34				
			上記を除く地域	30	2.1	(〃)17	(〃)19	(〃)13	(〃)13		13
	に	二の宮	農業振興地域内の農用地区域								
			国道137号線沿い			(〃)17	(〃)17				
			上記を除く地域			(〃)10	(〃)10				
			上記以外の地域								
			国道137号線沿い	40	2.8	(〃)24	(〃)23				
			上記を除く地域	30	2.3	(〃)16	(〃)16	(〃)13	(〃)13		13
	ふ	藤ノ木	農業振興地域内の農用地区域								
			国道137号線沿い			(〃)16	(〃)15				
			上記を除く地域			(〃) 7	(〃) 7				
			上記以外の地域								
			国道137号線沿い	30	4.1	(〃)21	(〃)20	(〃)40	(〃)40		40

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
〃八代郡御坂町	ふ		上記を除く地域	20	1.3	(純) 9	(純) 9	(純) 9	(純) 9		9
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃)12	(〃)12	(〃) 8	(〃) 8		8
〃中道町	う	右左口	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)15				
			上記以外の地域	40	1.7	(〃)15	(〃)17	(〃) 8	(〃) 8		8
	か	上曽根	国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)28	(〃)37				
			国道及び県道沿い	40	1.7	(〃)35	(〃)47				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)20				
			上記以外の地域	40	1.8	(〃)20	(〃)26	(〃) 8	(〃) 8		8
	し	下曽根	農業振興地域内の農用地区域								
			国道及び県道沿い			(〃)22	(〃)27				
			上記を除く地域			(〃)14	(〃)18				
			上記以外の地域								
			国道及び県道沿い	40	2.4	(〃)29	(〃)35				
			上記を除く地域	40	2.0	(〃)18	(〃)24	(〃)10	(〃)10		10
		白井	農業振興地域内の農用地区域								
			国道及び県道沿い			(〃)25	(〃)30				
			上記を除く地域			(〃)24	(〃)28				
			上記以外の地域								
			国道及び県道沿い	40	2.4	(〃)31	(〃)37				
			上記を除く地域	40	1.4	(〃)26	(〃)32	(〃) 8	(〃) 8		8
		心経寺	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)11				
			上記以外の地域	30	3.1	(〃)15	(〃)16	(〃) 8	(〃) 8		8
		下向山	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)17				
			上記以外の地域	30	3.5	(〃)17	(〃)21	(〃) 8	(〃) 8		8
	な	中畑	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)16				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃)15	(〃)17	(〃) 8	(〃) 8		8
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)13				
			上記以外の地域	30	2.2	(〃)13	(〃)15	(〃) 8	(〃) 8		8
〃豊富村	あ	浅利	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)16				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃)16	(〃)20	(〃) 6	(〃) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)11				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃)12	(〃)16	(〃) 6	(〃) 6		6

署名　山梨

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡八代町	き	北	農業振興地域内の農用地区域								
			地番1252～1387、1660～1779、1923～2014の地域			(純)19	(純)15				
			地番1386～1484、1605～1665の地域			(〃)16	(〃)13				
			上記を除く地域			(〃)11	(〃)12				
			上記以外の地域								
			地番1252～1387、1660～1779、1923～2014の地域	40	2.6	(〃)21	(〃)26	(純) 9	(純) 9		9
			地番1386～1484、1605～1665の地域	40	1.9	(〃)23	(〃)18	(〃) 9	(〃) 9		9
			上記を除く地域	30	1.6	(〃)14	(〃)15	(〃) 9	(〃) 9		9
	た	竹居	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)15				
			上記以外の地域	30	3.8	(〃)17	(〃)20	(〃) 6	(〃) 6		6
	な	永井	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)15				
			上記以外の地域	30	1.6	(〃)16	(〃)21	(〃) 8	(〃) 8		8
		奈良原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃)11				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃)10	(〃)14	(〃) 6	(〃) 6		6
	み	南	農業振興地域内の農用地区域								
			地番390～636、693～798、799～969、970～1137、1138～1216、1558～1598の地域			(〃)30	(〃)30				
			地番637～692、1966～2147、2599～2943、3802～4209の地域			(〃)16	(〃)19				
			上記を除く地域			(〃)13	(〃)17				
			上記以外の地域								
			地番390～636、693～798、799～969、970～1137、1138～1216、1558～1598の地域	50	1.9	(〃)46	(〃)46	(〃) 8	(〃) 8		8
			地番637～692、1966～2147、2599～2943、3802～4209の地域	40	2.0	(〃)22	(〃)26	(〃) 9	(〃) 9		9
			上記を除く地域	30	2.1	(〃)20	(〃)26	(〃) 9	(〃) 9		9
	よ	米倉	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)16				
			上記以外の地域	30	1.6	(〃)19	(〃)23	(〃) 9	(〃) 9		9
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)13	(〃)16	(〃) 6	(〃) 6		6

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡境川村	い	石橋	農業振興地域内の農用地区域								
			県道沿い			(純)20	(〃)22				
			上記を除く地域			(〃)11	(〃)13				
			上記以外の地域								
			県道沿い	40	1.9	(〃)26	(〃)31	(純) 7	(純) 7		7
			上記を除く地域	30	2.0	(〃)16	(〃)18	(〃) 7	(〃) 7		7
	こ	小山	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)14				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃)12	(〃)18	(〃) 6	(〃) 6		6
	て	寺屋	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)20				
			上記以外の地域	30	2.8	(〃)15	(〃)24	(〃) 6	(〃) 6		6
	ふ	藤垈	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃)13	(〃)15	(〃) 6	(〃) 6		6
	み	三椚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)17				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃)16	(〃)24	(〃) 7	(〃) 7		7
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃)14	(〃)16	(〃) 6	(〃) 6		6
〃芦川村		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)10				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)11	(〃)15	(〃) 5	(〃) 5		5

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
西八代郡上九一色村	し	精進	国道、県道沿い	40	2.5		(純)65	(中)165	(中)165		165
			上記以外の地域	40	1.6		(〃)18	(純) 8	(純) 8		8
	ふ	富士ケ嶺	別荘分譲地（固定資産税評価額が1㎡当り2,250円以上のところ）	40	5.0						
			別荘分譲地（固定資産税評価額が1㎡当り24円のところ）					(中)80	(中)80		80
			農業振興地域内の農用地区域				(純)7.7		(純)17	17	17
			上記以外の地域	40	1.8		(〃)8.5	(純)26	(〃)26	26	26
	も	本栖	国道、県道沿い	40	2.5		(〃)56	(中)165	(中)165		165
			上記以外の地域	40	2.2		(〃)18	(純) 8	(純) 8		8
		上記以外	国道、県道沿い	40	6.0	(純)17	(〃)23	(〃)11	(〃)11		11
			農業振興地域内の農用地区域			(〃)1.7	(〃)2.5				
			上記以外の地域	30	4.8	(〃) 4	(〃) 5	(〃) 4	(〃) 4		4
〃三珠町	う	上野	県道甲府市川大門線沿い	50	1.5						
			農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)19				
			上記以外の地域	50	2.0	(〃)17	(〃)26	(〃) 6	(〃) 6		6
	お	大塚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)19				
			上記以外の地域	50	2.0	(〃)19	(〃)27	(〃) 6	(〃) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 7				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃)4.5	(〃)11	(〃)10	(〃)10		10
〃市川大門町	い	市川大門	一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			上記を除く県道、町道沿い	50	1.8	(中)40	(中)58				
			農業振興地域内の農用地区域			(純)14	(純)19				
			上記以外の地域	50	3.5	(〃)19	(〃)28	(純) 6	(純) 6		6
		印沢	県道沿い	50	3.8	(中)38	(中)56				
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 9	(純)15				
			上記以外の地域	40	2.6	(〃)15	(〃)22	(純) 5	(純) 5		5
	し	下大鳥居	県道沿い	50	3.3	(中)37	(中)46				
			農業振興地域内の農用地区域			(純)6.5	(純)12				
			上記以外の地域	40	3.1	(〃)11	(〃)17	(純) 6	(純) 6		6
	た	高田	県道沿い	50	1.4	(中)29	(中)48				
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 8	(純)12				
			上記以外の地域	40	1.9	(〃)14	(〃)25	(純) 6	(純) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	3.6	(〃) 9	(〃)12	(〃) 6	(〃) 6		6
〃六郷町	い	岩間	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 9				
			上記以外の地域	50	2.1	(〃) 9	(〃)14	(〃) 6	(〃) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)3.5	(〃)4.5				
			上記以外の地域	30	5.2	(〃) 6	(〃) 8	(〃) 6	(〃) 6		6

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
西八代郡下部町	い	市之瀬	農業振興地域内の農用地区域	40	1.2	(純) 3	(純) 5				
			上記以外の地域			(〃) 5	(〃) 8	(純) 5	(純) 5		5
	し	下部	下部温泉街（町立温泉会館より町立青年の家まで）	50	1.3						
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	50	1.6	(〃) 6	(〃)13	(〃) 5	(〃) 5		5
	と	常葉	農業振興地域内の農用地区域			(〃)4.7	(〃) 7				
			上記以外の地域	40	2.0	(〃) 6	(〃)10	(〃) 5	(〃) 5		5
	は	波高島	農業振興地域内の農用地区域			(〃)3.4	(〃)5.5				
			上記以外の地域	40	1.5	(〃) 6	(〃)10	(〃) 5	(〃) 5		5
	み	三沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃)6.5				
			上記以外の地域	40	2.2	(〃) 6	(〃)10	(〃) 5	(〃) 5		5
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)1.5	(〃)2.6				
			上記以外の地域	30	2.7	(〃) 2	(〃)3.3	(〃) 5	(〃) 5		5
南巨摩郡増穂町	あ	青柳	一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域			(純)11	(純)14				
			上記以外の地域	50	1.6	(〃)15	(〃)24				
	お	大久保	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)14				
			上記以外の地域	50	1.5	(〃)12	(〃)21	(純) 9	(純) 9		9
		大椚	一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域			(純)10	(純)15				
			上記以外の地域	50	2.2	(〃)15	(〃)27	(純) 9	(純) 9		9
	こ	小林	農業振興地域内の農用地区域			(〃)6.5	(〃)10				
			上記以外の地域	40	1.6	(〃)11	(〃)23	(〃) 9	(〃) 9		9
	さ	最勝寺	一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域			(純)7.5	(純)10				
			上記以外の地域	50	2.0	(〃)13	(〃)18	(純) 9	(純) 9		9
	つ	沓米	農業振興地域内の農用地区域			(〃)8.1	(〃)10				
			上記以外の地域	40	1.6	(〃)11	(〃)13	(〃) 9	(〃) 9		9
	て	天神中条	一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域			(純)12	(純)22				
			上記以外の地域	50	2.6	(〃)18	(〃)34	(純) 9	(純) 9		9
	な	長沢	一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域			(純)15	(純)16				
			通称長沢新町の地域	50	2.0						
			上記以外の地域	50	2.1	(〃)23	(〃)26	(純) 9	(純) 9		9
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	40	1.9	(〃) 6	(〃)10	(〃) 8	(〃) 8		8

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南巨摩郡鰍沢町	え	駅前通り1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域			(純) 6	(純) 16				
			上記以外の地域	50	3.0	(〃) 9	(〃) 25	(純) 6	(純) 6		6
	か	鰍沢	一部	—	路						
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 12	(〃) 22				
			上記以外の地域	50	2.8	(〃) 16	(〃) 25	(〃) 6	(〃) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3.1	(〃) 5				
			上記以外の地域	40	3.0	(〃) 6	(〃) 9	(〃) 5	(〃) 5		5
〃 中富町	い	飯富	国道沿い	40	3.3						
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5.3	(〃) 13.8				
			上記以外の地域	40	1.0	(〃) 8	(〃) 24	(〃) 6	(〃) 6		6
	き	切石	国道沿い	40	3.3						
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5.3	(〃) 13.8				
			上記以外の地域	40	1.2	(〃) 8	(〃) 24	(〃) 6	(〃) 6		6
	に	西島	国道沿い	40	3.3						
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5.3	(〃) 13.8				
			上記以外の地域	40	1.2	(〃) 8	(〃) 23	(〃) 6	(〃) 6		6
	よ	八日市場	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 7.4				
			上記以外の地域	40	1.4	(〃) 8	(〃) 13	(〃) 6	(〃) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2.2	(〃) 4.6				
			上記以外の地域	30	1.6	(〃) 4	(〃) 9	(〃) 4	(〃) 4		4
〃 早川町		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 1.5	(〃) 3				
			上記以外の地域	30	1.5	(〃) 2	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 7		7
〃 身延町	う	梅平	国道沿い	50	1.0						
			上記以外の地域	50	1.7	(〃) 17	(〃) 54	(〃) 5	(〃) 5		5
	お	大野	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 11	(〃) 40				
			上記以外の地域	40	2.1	(〃) 17	(〃) 56	(〃) 5	(〃) 5		5
	し	下山	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃) 30				
			上記以外の地域	40	2.1	(〃) 14	(〃) 47	(〃) 6	(〃) 6		6
	つ	角打	全	50	1.6	(〃) 15	(〃) 50	(〃) 5	(〃) 5		5
	は	波木井	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 11	(〃) 30				
			上記以外の地域	40	1.6	(〃) 16	(〃) 43	(〃) 5	(〃) 5		5
	ま	丸滝	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 14				
			上記以外の地域	40	2.0	(〃) 9	(〃) 21	(〃) 5	(〃) 5		5
	み	身延	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 22				
			上記以外の地域	50	1.2			(〃) 5	(〃) 5		5
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 9.5				
			上記以外の地域	30	2.0	(〃) 6	(〃) 20	(〃) 4	(〃) 4		4

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南巨摩郡南部町	う	内船	農業振興地域内の農用地区域			(純) 6	(純) 11				
			上記以外の地域	50	1.2	(〃) 9	(〃) 16	(純) 2.5	(純) 2.5		2.5
	な	南部	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 11				
			上記以外の地域	50	2.2	(〃) 9	(〃) 16	(〃) 2.5	(〃) 2.5		2.5
	ほ	本郷	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4.3	(〃) 11				
			上記以外の地域	40	3.9	(〃) 9	(〃) 16	(〃) 2.5	(〃) 2.5		2.5
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	30	4.0	(〃) 3.5	(〃) 6	(〃) 2.5	(〃) 2.5		2.5
〃 富沢町	ふ	福士	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7.2	(〃) 11				
			上記以外の地域	50	2.1	(〃) 10	(〃) 17	(〃) 2.5	(〃) 2.5		2.5
	ま	万沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3.8	(〃) 5.6				
			上記以外の地域	40	2.3	(〃) 6	(〃) 9	(〃) 2.5	(〃) 2.5		2.5
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3.5	(〃) 4.8				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 2.5	(〃) 2.5		2.5

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
富士吉田市	あ	新倉	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			新神戸、神戸堀南、古屋敷のうち路線価地域を除く地域	50	3.1	(中)46	(中)80	(中)231	(中)231		231
			上記以外の地域	40	2.4	(〃)39	(〃)52	(純)20	(純)20		20
		新倉	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			内城山、河原樋、城山、中ザス、西海戸、東儘下、溝下、東溝下、山神河原、横道下、東小倉、天狗松、西儘下、西小倉のうち路線価地域を除く地域	50	2.9	(中)74	(中)90	(中)110	(中)110		110
			上記以外の地域	40	2.8	(純)26	(純)31	(純)20	(純)20		20
	お	大明見	1～1244、1648～1736、4404～4564番地の地域	40	2.6	(中)40	(中)42	(中)116	(中)116		116
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域			(純)21	(純)30				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)13				
			上記以外の地域	30	4.1	(〃)20	(〃)22	(純)19	(純)19		19
	か	上吉田	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			①城山西、城山南、古吉田、上古吉田、下手滝道、諏訪内、桂橋、鍛冶屋作、熊穴、城山、溝下、堰林、中原、大溝、塩出崎のうち路線価地域を除く地域	50	2.5	(中)165	(中)218	(中)230	(中)230		230
			②三枚畠、前ケ原、南川久保、北川久保、下小佐野、鍾山土沢、城山東、大溝上の農業振興地域内の農用地区域			(純)47	(純)51				
			三枚畠、前ケ原、南川久保、北川久保、下小佐野、鍾山土沢、城山東、大溝上の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	40	2.1	(中)53	(中)59	(中)178	(中)178		178
			③上記以外の地域の農業振興地域内の農用地区域			(純)18	(純)19				
			④富士急行㈱の経営地	60				円 14,000	円 14,000		
			⑤上記以外の地域	50	2.0	(〃)19	(〃)21	(純)66	(純)66		66
		上暮地	国道139号線沿い及び前田、新屋敷、大曽根、徳立の旧道沿い	40	2.9	(中)27	(中)38	(中)71	(中)71		71
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(純)18	(純)19				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃)21	(〃)22	(純)30	(純)30		30
	こ	小明見	①652～2391番地のうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)33	(〃)26				
			652～2391番地のうち上記を除く地域	40	3.0	(中)47	(中)33	(中)95	(中)95		95
			②上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(純)17	(純)23				
			上記以外の地域	30	2.0	(〃)25	(〃)26	(純)19	(純)19		19
	し	下吉田	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上手、河大杉、三愚神、重陽地、下重陽地、								

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
富士吉田町	し		板取原、唐松、竹ノ花、大柳、古屋敷、一メ目、尾垂川尻、新田、新田西側、上三愚神、梅ノ木のうち路線価地域を除く地域	50	3.0	(中)111	(中)133	(中)220	(中)220		220
			尾垂下ノ水、尾垂不動前、尾水石屋ケ沢、尾垂大石久保、尾垂羽根面	40	4.0	(純)25	(純)59	(純)15	(純)15		15
			尾垂、下丸尾、深山、田尻、山口、小向、中丸尾	40	3.8	(〃)36	(〃)34	(〃)168	(〃)168		168
			上記以外の地域	40	2.4	(中)49	(中)60	(中)187	(中)187		187
	た	竜ケ丘1～3丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
	と	ときわ台1・2丁目	〃	50	2.1	(中)111	(中)111	(中)325	(中)325		325
	ま	松山	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			佐数、芝原、背戸丸尾、竹原、出口、橋詰、中原、沢畑、松原崎のうち路線価地域を除く地域	50	2.1	(中)111	(中)111	(中)325	(中)325		325
			上記以外の地域	40	2.3	(〃)48	(〃)59	(〃)187	(〃)187		187
	み	緑ケ丘1・2丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
大月市	お	大月1～3丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		大月町	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			①真木のうち5001～7200番地の農業振興地域内の農用地区域			(純) 6	(純) 8				
			真木のうち5001～7200番地の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30	4.0	(〃) 8	(〃) 9	(純)11	(純)11		11
			真木のうち上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)25				
			真木のうち上記を除く地域	40	4.0	(〃)20	(〃)32	(〃)14	(〃)14		14
			②花咲の農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)28				
			花咲の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	40	3.7	(〃)27	(〃)37	(〃)31	(〃)31		31
			③上記以外の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	3.9	(〃) 8	(〃)11	(〃)10	(〃)10		10
	こ	駒橋1～3丁目	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域			(純)21	(純)27				
			上記以外の地域	50	3.8	(〃)33	(〃)43	(純)10	(純)10		10
	さ	猿橋町	猿橋の農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)20				
			猿橋の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	50	1.5	(〃)20	(〃)25	(〃)37	(〃)37		37
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 6				
			上記以外の地域	50	2.9	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 8		8
		笹子町	笹子の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 7				
			黒野田の国道沿い	40	2.6	(〃)32	(〃)34	(〃)38	(〃)38		38
			黒野田の上記以外の地域	40	3.5	(〃)14	(〃)12	(〃)14	(〃)14		14
			黒野田以外の国道沿い	40	3.7	(〃)23	(〃)30	(〃)35	(〃)35		35

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
大月市	さ		上記以外の地域	% 40	倍 2.5	倍 (純) 8	倍 (純) 9	倍 (純) 7	倍 (純) 7	倍	倍 7
	と	富浜町	鳥沢の農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)12				
			鳥沢の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	40	2.5	(〃)17	(〃)20	(〃)19	(〃)19		19
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	7.5	(〃)10	(〃)12	(〃)14	(〃)14		14
	な	七保町	下和田の農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)10				
			下和田の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30	4.8	(〃)14	(〃)16	(〃)13	(〃)13		13
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 6				
			上記以外の地域	30	3.8	(〃) 7	(〃) 8	(〃)12	(〃)12		12
	に	賑岡町	畑倉、強瀬の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃) 9				
			畑倉、強瀬の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30	3.7	(〃)15	(〃)16	(〃)12	(〃)12		12
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 6				
			上記以外の地域	30	5.9	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 9	(〃) 9		9
	は	初狩町	中初狩の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 7				
			中初狩の国道沿い	40	5.1	(〃)16	(〃)19	(〃)35	(〃)35		35
			中初狩の上記以外の地域	40	3.8	(〃) 8	(〃)12	(〃)14	(〃)14		14
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)11				
			下初狩の国道沿い	40	3.0	(〃)16	(〃)22	(〃)35	(〃)35		35
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)13	(〃)18	(〃)13	(〃)13		13
	み	御太刀1・2丁目	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	50	2.2	(中)35	(中)54	(純)12	(純)12		12
	や	梁川町	綱の上の農業振興地域内の農用地区域			(純) 9	(純)11				
			綱の上の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30	4.0	(〃)17	(〃)21	(〃)11	(〃)11		11
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 7				
			上記以外の地域	30	5.4	(〃) 9	(〃)11	(〃) 7	(〃) 7		7
都留市	い	井倉	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)16				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃)10	(〃)18	(〃)11	(〃)11		11
	お	小形山	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)14				
			上記以外の地域	30	3.6	(〃)18	(〃)20	(〃)10	(〃)10		10
		小野	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)13				
			上記以外の地域	30	7.6	(〃)15	(〃)16	(〃)11	(〃)11		11
	か	上谷1～3・5丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
		上谷4丁目	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50	2.7	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
都留市	か	上谷6丁目	一部	% —	倍 路	倍 (周)比準	倍 (周)比準	倍 (市)比準	倍 (市)比準	倍	倍 比準
			上記以外の地域	50	2.9	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		上谷	上谷のうち根田入、細工橋、道路	40	2.7	(純)14	(純)17	(純)19	(純)19		19
			上谷のうち喜和田久保、金山、山目久保、元坂	40	3.4	(〃)17	(〃)23	(〃)19	(〃)19		19
			上記以外の地域	50	3.0	(〃)24	(〃)32	(〃)19	(〃)19		19
	さ	境	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)13				
			上記以外の地域	30	5.8	(〃)14	(〃)22	(〃)10	(〃)10		10
	し	下谷1～3丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
		〃 4丁目	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			富士急㈱線路の北側	50	2.3	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			富士急㈱線路の南側	50	2.5	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		下谷	①桂川北側(羽根子)地番(2812～4754)の農業振興地域内の農用地区域			(純) 8	(純)11				
			②桂川北側(羽根子)の上記を除く地域	40	3.4	(〃)10	(〃)11	(純)15	(純)15		15
			上記以外の地域	50	2.6	(〃)25	(〃)30	(〃)14	(〃)14		14
	た	田原1・2丁目	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	50	2.4	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 3丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	40	2.6	(純)12	(純)20	(純)14	(純)14		14
		〃 4丁目	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	40	2.2	(純)14	(純)20	(純)14	(純)14		14
		田野倉	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)20				
			上記以外の地域	40	5.4	(〃)18	(〃)25	(〃)14	(〃)14		14
	ち	中央1～4丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
	つ	つる1丁目	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50	2.2	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 2丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50	2.3	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 3丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50	2.2	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 4丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			富士急㈱線路の北側	50	2.5	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			富士急㈱線路の南側	50	2.5	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 5丁目	全	50	2.5	(純)24	(純)29	(純)22	(純)22		22
	と	十日市場	農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)25				
			上記以外の地域	40	3.0	(〃)21	(〃)30	(〃)12	(〃)12		12
	な	夏狩	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)20				
			上記以外の地域	40	2.9	(〃)18	(〃)29	(〃) 9	(〃) 9		9
	ふ	古川渡	全	40	2.6	(〃)12	(〃)15	(〃) 8	(〃) 8		8
	は	法能	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)12				
			上記以外の地域	30	2.7	(〃)12	(〃)16	(〃)18	(〃)18		18

署名　大　月

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
都留市	よ	四日市場	全	40	5.3	(純)11	(純)17	(純)11	(純)11		11
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 8				
			上記以外の区域	30	4.0	(〃)13	(〃)13	(〃) 9	(〃) 9		9
北都留郡上野原町	あ	芦垣	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃)11	(〃)13	(〃) 8	(〃) 8		8
		新田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)31				
			上記以外の地域	40	3.3	(〃)28	(〃)36	(〃)11	(〃)11		11
	う	上野原	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	50	3.8	(純)23	(純)31	(純)20	(純)20		20
	お	大野、犬目	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)12				
			上記以外の地域	30	3.4	(〃)13	(〃)13	(〃) 9	(〃) 9		9
		大椚、大倉、大曽根	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 6				
			上記以外の地域	30	5.4	(〃) 8	(〃) 9	(〃) 7	(〃) 7		7
	か	川合	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	4.7	(〃)12	(〃)13	(〃) 9	(〃) 9		9
	く	桑久保	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)13				
			上記以外の地域	30	3.0	(〃)13	(〃)14	(〃)12	(〃)12		12
	さ	西原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)16				
			上記以外の地域	30	3.2	(〃)18	(〃)20	(〃)13	(〃)13		13
	し	四方津	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)15				
			上記以外の地域	30	3.7	(〃)16	(〃)22	(〃)10	(〃)10		10
	つ	鶴川	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)17				
			上記以外の地域	30	4.4	(〃)20	(〃)30	(〃)14	(〃)14		14
		鶴島	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)18				
			上記以外の地域	30	3.3	(〃)17	(〃)24	(〃)16	(〃)16		16
	の	野田尻	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)12				
			上記以外の地域	30	2.8	(〃)14	(〃)18	(〃) 9	(〃) 9		9
	ま	松留	農業振興地域内の農用地区域			(〃)28	(〃)31				
			上記以外の地域	30	3.2	(〃)31	(〃)34	(〃)13	(〃)13		13
	や	八つ沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)21				
			上記以外の地域	30	4.3	(〃)20	(〃)26	(〃)19	(〃)19		19
	ゆ	桐原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	4.0	(〃)10	(〃)15	(〃)13	(〃)13		13
	わ	和見	農業振興地域内の農用地区域			(〃)21	(〃)21				
			上記以外の地域	30	3.6	(〃)26	(〃)28	(〃) 8	(〃) 8		8
〃小菅村		全	全	30	2.2	(〃) 4	(〃) 5	(〃) 9	(〃) 9		9
〃丹波山村		全	全	30	3.9	—	(〃) 5	(〃) 6	(〃) 6		6

署名　大　月

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡秋山村		全	農業振興地域内の農用地区域			(純) 5	(純) 6				
			上記以外の地域	30	2.8	(〃) 7	(〃) 9	(純)13	(純)13		13
〃道志村		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃)11				
			県道道志、都留線沿い及び津久井、山中湖線沿い	30	2.4	(〃)10	(〃)18	(〃)16	(〃)16		16
			上記以外の地域	30	2.2	(〃) 7	(〃)13	(〃)17	(〃)17		17
〃西桂町		全	国道139号線沿い、小沼中央線（旧道）沿い及び国道139号線と小沼中央線の間上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域	40	1.9	(〃)35	(〃)42	(〃)61	(〃)61		61
						(〃) 6	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	3.0	(〃) 7	(〃)12	(〃) 7	(〃) 7		7
〃忍野村	う	内野	①県道69号線沿い、下村線、上村線沿い、上村新線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)30	(〃)65				
			県道69号線沿い、下村線、上村線沿い、上村新線沿いの上記を除く地域	40	2.3	(中)36	(中)70	(中)76	(中)76		76
			②上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(純)21	(純)39				
			上記以外の地域	30	1.5	(〃)31	(〃)72	(純)18	(純)18		18
	し	忍草	①県道69号線沿い、向村横町線、神鶴線沿い及び山中道線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)42	(〃)78				
			県道69号線沿い、向村横町線、神鶴線沿い及び山中道線沿いの上記を除く地域	40	3.0	(中)73	(中)120	(中)83	(中)83		83
			②鐘山、六本松、臼久保、奥山尾田、下屋敷、立沢、季ノ木、古馬場、高木、地粉沢、梨ケ原中道、上臼久保、法印塚、平山山尾田陰、前山尾田の農業振興地域内の農用地区域			(純)28	(純)51				
			鐘山、六本松、臼久保、奥山尾田、下屋敷、立沢、季ノ木、古馬場、高木、地粉沢、梨ケ原中道、上臼久保、法印塚、平山山尾田陰、前山尾田の上記を除く地域	30	2.1	(中)39	(中)66	(中)126	(中)126		126
			③上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(純)18	(純)39				
			上記以外の地域	30	1.4	(〃)27	(〃)48	(純)32	(純)32		32

署名	大　　月

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
南都留郡山中湖村		大字平野及び山中のうち富士急行㈱の経営地	中区５丁目のうち湖畔通り	% 70	倍	倍	倍	倍 100,000円	倍 100,000円	倍	倍
			上記を除く中区５丁目及び東区１丁目	60				28,000円	28,000円		
			中区６丁目及び東区５、６丁目	60				19,000円	19,000円		
			中区１～４丁目、富士紅葉ケ丘全丁目及び東区２～４丁目	60				15,000円	15,000円		
			上記以外の地域	60				14,000円	14,000円		
	ひ	平　野	①向切詰、切詰、新井、宮ノ脇、不動坂、水ケ久保、和田、長池、座蔵、中ノ儘、古屋、赤芝、池の畑、大池の県道沿い	40	2.1	(中)130	(中)280	(中)325	(中)325		325
			上記字のうち県道沿いを除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(純)41	(純)95				
			上記のうち上記以外の地域	40	1.8	(中)55	(中)130	(中)184	(中)184		184
			②茨島、皆形、小海原	40	2.0	(純)38	(純)68	(純)48	(純)48		48
			③霜窪、小日向、中の砂、上原、当平、小坂、水の元	40	1.6	(中)73	(中)158	(中)147	(中)147		147
			④上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(純)35	(純)72				
			上記以外の地域	40	1.8	(中)60	(中)130	(中)139	(中)139		139
	や	山　中	①国道１３８号線及び県道旧鎌倉往環沿いの大池、梁尻、北畠、御所、寺屋敷、堂の前、築地鼻、土手内、鶴塚、重良淵、下り山、南大道端、茶屋の段、土手外、二本木道上、二本木道下、藪木、外久根	40	2.5	(〃)105	(〃)285	(〃)441	(〃)441		441
			上記字のうち国道１３８号線及び県道旧鎌倉往環沿いを除く地域	40	1.5	(〃)74	(〃)214	(〃)326	(〃)326		326
			②梨ケ原、藤塚、山神戸、萩塚、沖新畑、栗木林の農業振興地域内の農用地区域			(純)14	(純)44				
			梨ケ原、藤塚、山神戸、萩塚、沖新畑、栗木林の上記以外の地域	40	1.5	(〃)18	(〃)65	(純)51	(純)51		51
			③上記以外の農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)71				
			上記以外の地域	40	1.5	(中)30	(中)94	(中)213	(中)213		213
〃河口湖町	あ	浅　川	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			①産屋ケ崎、西之圃、老坂、宮前、片浜、坂本、宮ノ辺、高石、平浜の国道沿い（山林については宅地可能な山林）	40	2.4	—	(中)79	(中)〃	(中)〃		〃
			上記小字のうち国道沿いを除く地域（山林については宅地可能な山林）	40	3.1	—	(〃)92	(〃)276	(〃)276		276
			上記小字のうち上記以外の地域					(純)71	(純)71		71
			②堂の上、久保、石原、川原（山林については宅地可能な山林）	40	2.6	—	(純)14	(中)194	(中)194		194
			③上記以外の地域	30	2.9	(純)13	(〃)16	(純)21	(純)21		21
	お	大　石	①県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)61	(〃)80				
			県道沿いの上記を除く地域（山林について								

署名	大　　月

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
南都留郡河口湖町	お		は宅地可能な山林）	% 40	倍 3.2	倍 (中)95	倍 (中)113	倍 (中)414	倍 (中)414	倍	倍 414
			県道沿いの上記以外の地域					(純)62	(純)62		62
			②県道沿いを除く桑崎山、鍾突戸、地蔵前、祝畑道下、小峯、大峯、魚釣戸、戸沢山、桑崎、湖中、下吉原、前浜の農業振興地域内の農用地区域			(純)51	(純)58				
			県道沿いを除く桑崎山、鍾突戸、地蔵前、祝畑道下、小峯、大峯、魚釣戸、戸沢山、桑崎、湖中、下吉原、前浜の上記以外の地域（山林については宅地可能な山林）	40	4.0	(中)80	(中)93	(中)210	(中)210		210
			上記小字のうち上記以外の地域					(純)60	(純)60		60
			③県道沿いを除く頭無山、下条、胡桃林、吉原の農業振興地域内の農用地区域			(純)43	(純)49				
			④県道沿いを除く頭無山、下条、胡桃林、吉原の上記以外の地域	40	4.0	(中)55	(中)63	(純)43	(純)43		43
			⑤上記以外の地域の農業振興地域内の農用地区域			(純) 6	(純) 8				
			上記以外の地域	30	3.9	(〃)10	(〃)13	(〃)14	(〃)14		14
	か	河　口	①国道１３７号線沿い	40	2.1	(中)110	(中)112	(中)236	(中)236		236
			②広瀬、大川端、小島、湖辺、淵ノ前、水口、建石の農業振興地域内の農用地区域			(純)46	(純)57				
			県道沿いの広瀬、大川端、小島、湖辺、淵ノ前、水口、建石の上記以外	40	3.1	(中)107	(中)118	(中)380	(中)380		380
			上記字のうち県道沿いを除く地域	40	3.5	(〃)80	(〃)92	(〃)314	(〃)314		314
			③国道沿いを除く金山、清水、呑川尻、西原道下、西原道上、西側、西下側、東下側、横町、鯉の水、追坂、横町外、東側、小田野、日影、子神下、北浦、宮ノ上、滝の沢の農業振興地域内の農用地区域			(純)53	(純)54				
			国道沿いを除く金山、清水、呑川尻、西原道下、西原道上、西側、西下側、東下側、横町、鯉の水、追坂、横町外、東側、小田野、日影、子神下、北浦、宮ノ上、滝の沢の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	40	2.2	(中)105	(中)104	(純)42	(純)42		42
			④上記以外の地域の農業振興地域内の農用地区域			(純) 7	(純) 8				
			上記以外の地域	30	3.5	(〃)14	(〃)16	(〃)10	(〃)10		10
	こ	小　立	県道鳴沢河口湖線沿い	40	2.3	(中)100	(中)92	(中)440	(中)440		440
			島原、宝司塚、京塚、金山	40	5.0	(〃)92	(〃)85	(〃)467	(〃)467		467
			地番１～３７８７のうち上記を除く地域	40	5.5	(〃)59	(〃)54	(純)35	(純)35		35
			上記以外の地域	30	5.7	—	(純)13	(〃)18	(〃)18		18
	ふ	船　津	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			①柴休場、長尾、西上之段、下土足土、清								

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡河口湖町	ふ		眼塚、上土足戸、蛇石、的場、上藤久保、堀休場、桜休場、上桜休場、上松ノ木、下松ノ木、上大塚、下大塚、麦売場、登り道の路線価地域を除く地域	40	2.3	(中)127	(中)149	(中)387	(中)387		387
			②柳久保、海言塚、西蛇石、上海言塚、西恋路、中恋路、上堀休場、東恋路、箕輪、八本木、中八本木、沼、上八本木、東沼、水之元、下孤塚、西孤塚、東荊原、西荊原、尻替切の路線価地域を除く地域	40	2.3	(〃)70	(〃)87	(〃)295	(〃)295		295
			③鍾突道、狭石、八津、南八津、北八津、長馬場、北八津倉、南八津倉、丸尾岸、下善郷塚、下六本松、孤塚、剣丸尾の路線価地域を除く地域	40	2.7	(〃)92	(〃)128	(〃)220	(〃)220		220
			④上記以外の地域	30	3.1	(純)18	(純)23	(純)15	(純)15		15
〃勝山村		全	①県道青木ケ原、河口湖線沿いの里宮、シツコゴ、川渡、下尾嶋、中素、稗久保、寄ケ崎、小海、下寄ケ崎、入梅	40	2.1	(中)56	(中)56	(中)112	(中)112		112
			上記県道沿いを除く地域	40	2.7	(純)23	(純)23	(純)75	(純)75		75
			②県道鳴沢、河口湖線沿いの一本松、石休場、上ノ段、林の平、銭ケ神、栗原、吉道道、宮ノ本、大久保、下赤坂、南羽根子	40	2.8	(中)53	(中)53	(中)105	(中)105		105
			上記県道沿いを除く地域	40	1.7	(純)30	(純)30	(純)60	(純)60		60
			③上記以外の地域	30	1.8	(〃)10	(〃)14	(〃)16	(〃)16		16
〃足和田村	な	長浜	県道沿いの東八杭、大輪、的場、仏立、平浜、足和田、天神下、長崎、権現前、口谷、橋戸、下条、中村、東川戸(山林については宅地開発可能な山林)	40	2.8	(中)44	(中)43	(中)172	(中)172		172
			上記以外の地域(山林については宅地開発可能な山林)	30	1.4	(純)18	(純)19	(純)140	(純)140		140
			上記以外の地域					(〃)19	(〃)19		19
	お	大嵐	県道鳴沢河口湖線沿い	40	2.2		(中)53	(中)139	(中)139		139
			上記以外の地域	30	1.4		(純)24	(純)28	(純)28		28
		上記以外	全	30	1.9		(〃)30	(〃)15	(〃)15		15
〃鳴沢村	お	大田和	①小字大棟ノ木、西前原、小暮、前原、長塚、礼木、犬ノ子草里のうち国道139号線及び県道沿い	40	2.1		(中105	(中)174	(中)174		174
			②国道139号線以北の平地山林					(〃)108	(〃)108		108
			㊟平地山林の小字地番 宮前道下、山神土、桑原、アゲの全部 長塚のうち3907～3931～1、3930 犬ノ子草里4266～1、4268～2、4267～1								

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡鳴沢村	お		大棟ノ木2458～1、2560、2474～2、2564、2511～2、2572、2530、2574、2531、2575、2556、2576 小暮2468～1、3470 前原3624～1、3625、3632、3633、3695～1、3698～1、3786、3788、3789、3791、3875、3876～1、3878								
			③国道139号線以南の平地山林					(中)115	(中)115		115
			㊟平地山林の小字地番 礼木の全部 長塚3962、3968、3972、3974、3975、3977、3981 犬ノ木草里4198、4207 4208、4211、4216、4220、4252、4268～1、4287、4287～2、4288、4295、4348、4384、4385、4386、4387、4389、4390、大棟ノ木2456、2458～2、2462、2463、2476、2482、2485、2488、2490、2491、2496、2496～2、2497、2498、2499、2500、2502、2503、2504、2517、2519、2521、2527、2536～1 小暮3535、3536～2、3539、3548～1、3548～2、3548～3 前原3614～1～3614～4、3662、3675、3678～1、3678～2、3679～1、3679～2、3697～1								
			④上記以外の地域	30	1.5		(純)42	(純)33	(純)33		33
		上記以外	①国道139号線沿い	40	2.2		(中)105	(中)170	(中)170		170
			②字富士山 8545、8553～9855、10315、10442、10443、10445、10447 の枝番								

署名	大　　月

市(区)町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡鳴沢村			10453 11401～11402 8545－4全部 8545－5の一部の地域								
			字ジラゴンノ8532の枝番	30	3.0		(中)83	(中)180	(中)180		180
			③字穴山5403の枝番								
			字下人窪5530の枝番								
			字大砂 5432 5447 5453 5460 5429 5438 5451 の枝番								
			字西絶頭7451 7452 の枝番の地域	30	2.4		(純)31	(純)35	(純)35		35
			④上記以外の地域	30	2.0		(〃)57	(〃)13	(〃)13		13

6　借地権等の割合

「借地権割合」は、倍率の適用地域ごとに５「評価倍率表」の「借地権割合」欄に表示してある。

なお、貸宅地割合、貸家建付地割合、貸家建付借地権割合、転貸借地権割合、転借権割合及び貸家建付転借権割合は、次表に掲げる借地権割合の区分に従い、それぞれ次に掲げる割合による。

(注)　路線価地域の借地権割合は、路線価図に、路線ごとにＡ、Ｂ、Ｃ…Ｈの記号により原則として路線価の右脇に表示してある。

表３

借　地　権　等　の　割　合　表

借地権割合	貸宅地割合	貸家建付地割合	貸家建付借地権割合	転貸借地権割合	転借権割合	貸家建付転借権割合
90%	10%	73%	63%	9%	81%	56.7%
80	20	76	56	16	64	44.8
70	30	79	49	21	49	34.3
60	40	82	42	24	36	25.2
50	50	85	35	25	25	17.5
40	60	88	28	24	16	11.2
30	70	91	21	21	9	6.3
20	80	94	—	—	—	—

7 宅 地 造 成 費

(1) 宅地造成費の標準価額

「宅地造成費」の標準価額は、次表に掲げる造成区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

なお、この標準価額はすべての地目（宅地を除く。）に共通して適用する。

(注) 宅地造成費として控除する金額が、その土地の宅地造成費の額を控除する前の価額の１００分の５０に相当する金額を超える場合には、その１００分の５０に相当する金額を限度として控除する。

表４

宅 地 造 成 費 の 標 準 価 額 表

費目		造成区分	宅地造成費の額	
			単位	金額
整地費	地ならし費	地ならしを必要とする場合	地ならしを必要とする面積１平方メートル当たり	円 150
	伐採・抜根費	伐採、抜根を必要とする場合	伐採、抜根を必要とする面積１平方メートル当たり	150
	切盛土費	傾斜している土地で高い部分を切土し、低い部分に盛土を必要とする場合	切土を必要とする体積１立方メートル当たり	400
	盛土費	他から土砂を搬入して盛土を必要とする場合	盛土を必要とする体積１立方メートル当たり	800
擁壁費	基礎工事費	土止めを必要とする場合	高さ２メートル未満は基礎工事の長さ１メートル当たり	3,100
			高さ２メートル以上は、上記の金額に、高さ１メートルまでを増すごとに基礎工事の長さ1メートル当たり６００円を加算する。	
	石積工事費	土止めを必要とする場合	高さ２メートル未満は、擁壁１平方メートル当たり	10,000
			高さ２メートル以上は、上記の金額に、高さ１メートルまでを増すごとに擁壁１平方メートル当たり１,１００円を加算する。	

（標準価額による宅地造成費の計算）

（設例１） 規模、形状 「４００㎡」、一面が道路に面した間口２０m、奥行２０mの傾斜の画地で、切土した土地の部分が高さ２mの土止めを必要とし、その切土量が埋戻土量と等しくなる正方形の土地の伐採、抜根を必要としない場合

宅地造成費の計算 切土量≒埋戻土量の場合の切盛土量は、（面積×高さ＝体積）の４分の１である。

地ならし費 １５０円×（間口）（２０m）×（奥行）（２０m）（地ならしの面積） ＝ ６０,０００円

切盛土費 ４００円×（面積）（４００㎡）×（高さ）（２m）×¼（切盛土量の体積） ＝ ８０,０００円

基礎工事費 ｛3,１００円×（１０m＋１０m）×２（側面擁壁の長さ）｝＋｛3,７００円×（２０m×１）（正面擁壁の長さ）｝ ＝ １９８,０００円

石積工事費 ｛10,000円×（切盛土分奥行）（１０m）×（高さ）（２m）×½×４面（側面擁壁の面積）｝＋｛11,100円×（間口）（２０m）×（高さ）（２m）（正面擁壁の面積）｝＝ ８４４,０００円

宅地造成費の合計 （６０,０００円＋８０,０００円＋１９８,０００円＋８４４,０００円） ＝1,１８２,０００円

(注) 側面擁壁の面積の計算においては、土地の形態により側面擁壁が２面になることがあるので留意する。

（略図）

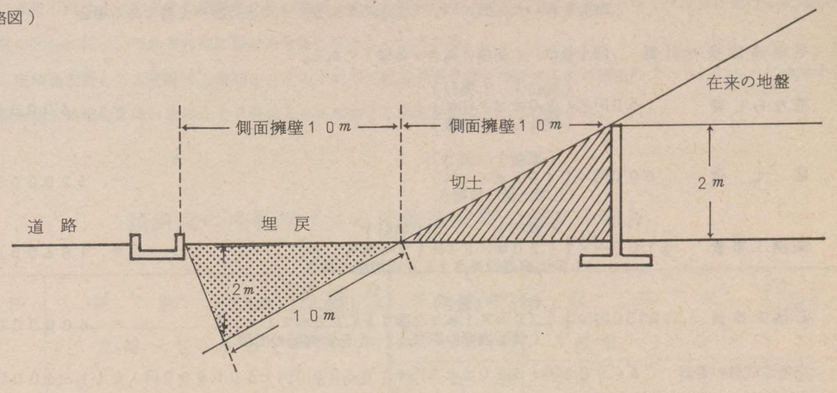

(注) 石積工事費は「高さ２メートル以上は、上記の金額に高さ１メートルまでを増すごとに擁壁１平方メートル当たり1,100円を加算する」と、具体的には、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる金額となる。

高さ２メートル未満	の場合	側面１平方メートル当たり	１０,０００円
高さ２メートル以上 ３メートル未満	の場合	側面１平方メートル当たり	１１,１００円
高さ３メートル〃 ４メートル〃	の場合	側面１平方メートル当たり	１２,２００円
高さ４メートル〃 ５メートル〃	の場合	側面１平方メートル当たり	１３,３００円

（設例２） 規模、形状 「４００㎡」、一面が道路に面した間口２０m、奥行２０mの傾斜の画地で、道路の高さまで土盛りを必要とし、道路面を除いた三面について土止めを必要とする正方形の土地である場合

宅地造成費の計算 埋土量は、（面積×高さ＝体積）の２分の１である。

地ならし費 １５０円×（間口）（２０m）×（奥行）（２０m）（地ならしの面積） ＝ ６０,０００円

盛土費 ８００円×（面積）（４００㎡）×（高さ）（２m）×½（埋土量の体積） ＝ ３２０,０００円

基礎工事費 ｛3,１００円×（２０m×２）（側面擁壁の長さ）｝＋｛3,７００円×（２０m×１）（正面擁壁の長さ）｝ ＝ １９８,０００円

石積工事費 ｛10,000円×（奥行）（２０m）×（高さ）（２m）×½×２面（側面擁壁の面積）｝＋｛11,100円×（間口）（２０m）×（高さ）（２m）（正面擁壁の面積）｝＝ ８４４,０００円

宅地造成費の合計 （６０,０００円＋３２０,０００円＋１９８,０００円＋８４４,０００円） ＝1,４２２,０００円

（略図）

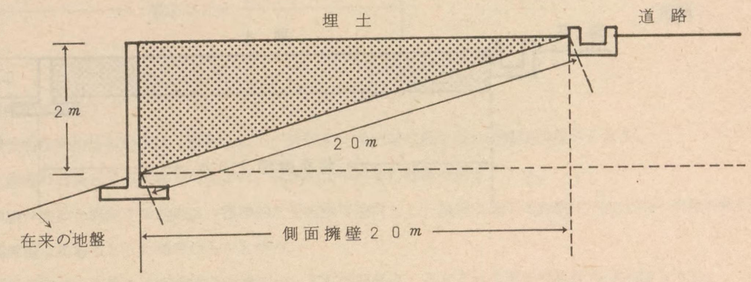

（設例３）　規模、形状　「４００㎡」、一面が道路に面した間口２０ｍ、奥行２０ｍの土盛りを必要とする画地で、道路面を除いた三面について土止めを必要とする正方形の土地である場合

宅地造成費の計算　埋土量は、（面積×高さ＝体積）である。

地ならし費　１５０円×（間口）（２０ｍ）×（奥行）（２０ｍ）（地ならしの面積）＝６０,０００円

盛土費　８００円×（面積）（４００㎡）×（高さ）（１ｍ）（埋土量の体積）＝３２０,０００円

基礎工事費　３,１００円×｛（奥行）（２０ｍ×２）＋（間口）（２０ｍ×１）｝（側面擁壁の長さ）（正面擁壁の長さ）＝１８６,０００円

石積工事費　１０,０００円×｛（奥行）（高さ）（２０ｍ×１ｍ×２面）＋（間口）（高さ）（２０ｍ×１ｍ）｝（側面擁壁の面積）（正面擁壁の面積）＝６００,０００円

宅地造成費の合計　（６０,０００円＋３２０,０００円＋１８６,０００円＋６００,０００円）＝１,１６６,０００円

（略図）

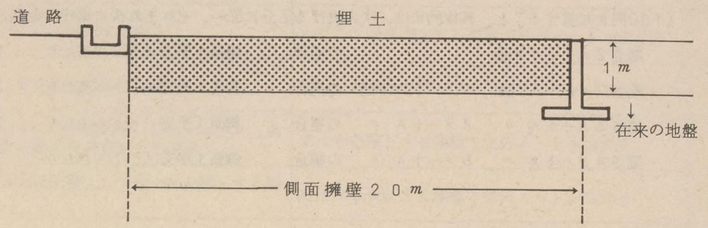

（設例４）　規模、形状　「４００㎡」、一面が道路に面した間口２０ｍ、奥行２０ｍの土盛を必要とする画地で、道路面を除いた三面について土止めを必要とする正方形の土地である場合

宅地造成費の計算　埋土量は、（面積×高さ＝体積）である。

地ならし費　１５０円×（間口）（２０ｍ）×（奥行）（２０ｍ）（地ならしの面積）＝６０,０００円

盛土費　８００円×（面積）（４００㎡）×（高さ）（０.５ｍ）（埋土量の体積）＝１６０,０００円

基礎工事費　３,１００円×｛（奥行）（２０ｍ×２）＋（間口）（２０ｍ×１）｝（側面擁壁の長さ）（正面擁壁の長さ）＝１８６,０００円

石積工事費　１０,０００円×｛（奥行）（高さ）（２０ｍ×０.５ｍ×２面）＋（間口）（高さ）（２０ｍ×０.５ｍ）｝（側面擁壁の面積）（正面擁壁の面積）＝３００,０００円

宅地造成費の合計　（６０,０００円＋１６０,０００円＋１８６,０００円＋３００,０００円）＝７０６,０００円

（略図）

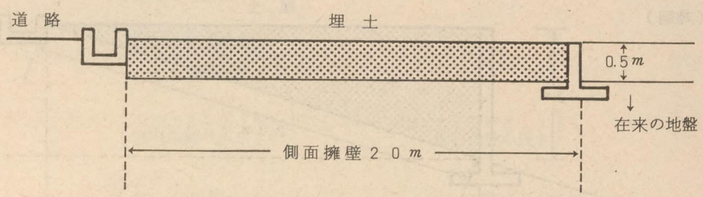

(2)　宅地造成費の概算金額

宅地造成費の額は、その土地の傾斜度が３０度以下である場合には、前記の定めにかかわらず、次表に掲げる立地条件及び傾斜度の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額とすることができる。

(注)　宅地造成費として控除する金額が、その土地の宅地造成費の額を控除する前の価額の１００分の５０に相当する金額を超える場合には、その１００分の５０に相当する金額を限度として控除する。

表５

傾斜度の度数別による宅地造成費の概算金額表

立地条件	傾斜度	造成費（1㎡当たり）	立地条件	傾斜度	造成費（1㎡当たり）
傾斜地	２５度超～３０度以下	13,900円	傾斜地	３度超～５度以下	2,200円
	２０〃～２５〃	10,600	平坦地	０度～３〃	1,600
	１５〃～２０〃	7,800	土盛地	１メートル以下	3,000
	１０〃～１５〃	5,500		１メートル超～２メートル以下	5,500
	５〃～１０〃	3,600		２メートル〃～３メートル〃	8,200

(注)　この概算控除額は、整地費及び擁壁費の宅地造成に要するすべての費用を含めて算定したものである。

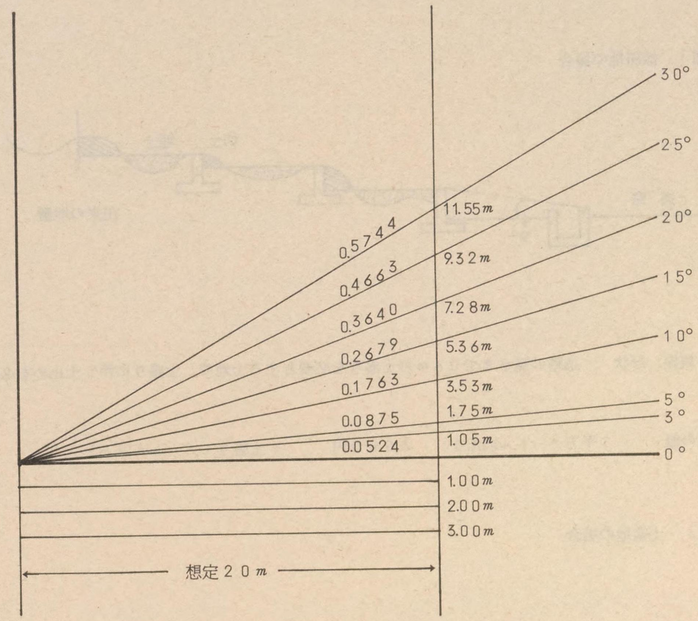

（傾斜度等の判定）

イ　標準的な平坦地の地表は、原則として、評価すべき土地に最も近い道路面の高さとする。

ロ　土盛地の必要とする土盛りの高さは、標準的な平坦地の地表の高さとする。

ハ　傾斜の度数を測定する起点は、標準的な平坦地の地表とし、傾斜の頂点は評価すべき土地の頂点が奥行距離の最深地点にあるとした場合のものとする。

ニ　傾斜の度合いが異なる多面的な土地についての傾斜度は、それぞれの面の傾斜度の平均値とする。

（傾斜度の度数別による宅地造成費の計算）

（設例５） 規模、形状　道路の高さとおおむね同じ高さである土地で、地ならしのみを必要とする場合

宅地造成費の額　１平方メートル当たり　1,６００円　（傾斜度　0度～３度以下）

（略図） 平担地の場合

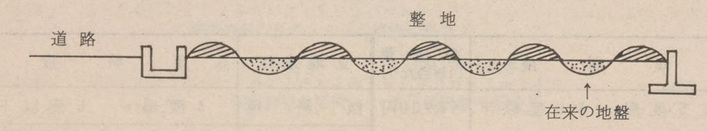

（設例６） 規模、形状　道路の地表に対し９度の傾斜度を有する土地で、土盛りに伴う土止めを必要とする場合

宅地造成費の額　１平方メートル当たり　3,６００円　（傾斜度　5度超～１０度以下）

（略図） 傾斜地の場合

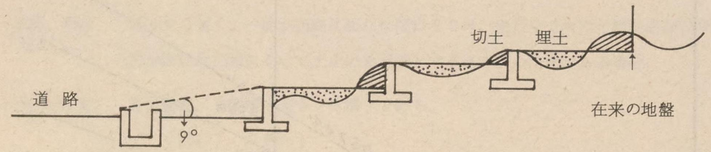

（設例７） 規模、形状　道路の高さまで0.６ｍの土盛りを必要とする土地で、土盛りに伴う土止めを必要とする場合

宅地造成費の額　１平方メートル当たり　3,０００円　（土盛り１メートル以下）

（略図） 土盛地の場合

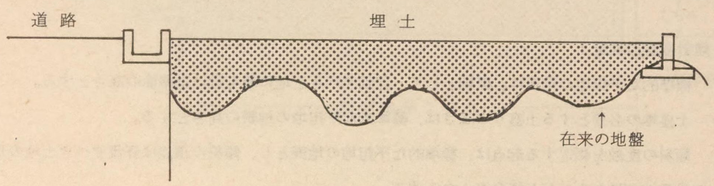

8 耕 作 権 割 合

「耕作権」の価額を評価する場合における「耕作権割合」は、次表に掲げる農地の区分に従い、それぞれ次に掲げる割合による。

ただし、市街地周辺農地及び市街地農地の耕作権で、次表の割合により評価することが実情に即さないと認められるときは、その農地が転用される場合に通常支払われるべき離作料の額、その農地の付近にある宅地に係る借地権の価額等を参酌して求めた割合によることとして差し支えない。

表６

耕 作 権 割 合

農地の区分	耕作権割合
純農地	１００分の５０
中間農地	１００分の５０
市街地周辺農地	１００分の３５
市街地農地	１００分の３５

9　鉱泉地の評価

鉱泉地の価額は、相続税財産評価に関する基本通達（以下、「基本通達」という。）６９《鉱泉地の評価》の定めによって評価する。この場合における鉱泉地の基本価額は２３０万円とする。

10　温泉地指数

基本通達７１《温泉地指数》の定めによる温泉地指数は、次表に掲げる温泉地ごとに、それぞれ次に掲げる指数による。

表７

温　泉　地　指　数　表

署名	温泉地名	指数	署名	温泉地名	指数	署名	温泉地名	指数
青梅	鶴の湯	0.5	小田原	二の平	3.0	甲府	大藪	0.4
神奈川	綱島	1.2	〃	木賀	3.0	山梨	塩山	0.6
平塚	鶴巻	0.8	〃	強羅	3.0	〃	石和	0.6
厚木	七沢	0.5	〃	仙石原	3.0	〃	川浦	0.3
小田原	湯河原	3.5	〃	芦の湯	2.0	〃	岩下	0.4
〃	箱根湯本	4.0	木更津	青堀	0.6	〃	初鹿野	0.2
〃	塔の沢	4.0	甲府	湯村	1.0	鰍沢	西山	0.5
〃	宮の下	3.5	〃	旧甲府市内	1.0	〃	下部	0.8
〃	大平台	2.5	〃	積翠寺	0.6			
〃	小涌谷	3.0	〃	増富	0.5			

11　雑種地の評価

雑種地（ゴルフ場等の用に供する土地及び鉄軌道用地を除く。）の価額は、その雑種地の現況に応じ、状況が類似する付近の土地の価額を基として、その土地とその雑種地との位置、形状等の条件の差を考慮して評価する。

第２　家　屋　の　部

1　評　価　倍　率

基本通達８９《家屋の評価》の定めにより家屋の価額を評価する場合におけるその家屋の固定資産税評価額に乗ずる倍率は1.0とする。

2　借　家　権　割　合

基本通達９４《借家権の評価》の定めにより借家権の価額を評価する場合における借家権割合は、１００分の３０とする。

第 3　果樹等、立竹木の部

1　果樹等の標準価額

基本通達９９《果樹等の評価》の定めにより果樹等の価額を評価する場合における１０アール（1.0083反歩）当たりの標準価額は、次表に掲げる樹種及び樹齢の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

表８

果樹等の標準価額表

（１０アール当たり）

樹種	樹齢区分／適用地域	幼齢樹		成熟樹				老齢樹	
				青年期		壮年期			
		樹齢	標準価額	樹齢	標準価額	樹齢	標準価額	樹齢	標準価額
かんきつ（夏みかんを除く。）	全管	1～5年	30千円	16～20年	85千円	26～30年	110千円	36～40年	80千円
		6～10	55	21～25	100	31～35	95	41～50	70
		11～15	80	－	－	－	－	51以上	60
夏みかん	全管	1～5	35	16～20	80	26～30	90	36～40	75
		6～10	60	21～25	85	31～35	95	41～45	60
		11～15	75	－	－	－	－	46以上	40
なし	東京都	1～5	45	11～15	125	16～20	200	26～30	115
		6～10	65	－	－	21～25	155	31～35	75
		－	－	－	－	－	－	36以上	55
	神奈川県	1～5	45	11～15	125	16～20	200	26～30	115
		6～10	65	－	－	21～25	155	31～35	75
		－	－	－	－	－	－	36以上	55
	千葉県	1～5	45	11～15	100	16～20	120	26～30	96
		6～10	65	－	－	21～25	120	31～35	60
		－	－	－	－	－	－	36以上	45
ぶどう	山梨県	1～5	90	6～10	130	11～15	175	21～30	130
		－	－	－	－	16～20	200	31以上	75
	上記以外	1～5	75	6～10	90	11～15	125	21～30	90
		－	－	－	－	16～20	140	31以上	50
もも	山梨県	1～5	45	6～10	100	11～15	135	16～20	90
		－	－	－	－	－	－	21～25	75
		－	－	－	－	－	－	26以上	50
	上記以外	1～5	40	6～10	75	11～15	95	16～20	65
		－	－	－	－	－	－	21～25	50
		－	－	－	－	－	－	26以上	35
かき	山梨県	1～5	25	11～15	70	21～25	110	31～35	95
		6～10	55	16～20	95	26～30	120	36～40	75
		－	－	－	－	－	－	41以上	40
	上記以外	1～5	25	11～15	60	21～25	90	31～35	65
		6～10	50	16～20	70	26～30	90	36～40	50
		－	－	－	－	－	－	41以上	35
びわ	千葉県	1～5	35	6～10	90	16～20	150	21～25	120
		－	－	11～15	115	－	－	26～30	70
		－	－	－	－	－	－	31以上	45

樹種	樹齢区分 / 適用地域	幼齢樹		成熟樹				老齢樹	
				青年期		壮年期			
		樹齢	標準価額	樹齢	標準価額	樹齢	標準価額	樹齢	標準価額
くり	全管	1～4年	20千円	5～11年	40千円	12～20年	55千円	21～30年	35千円
		—	—	—	—	—	—	31以上	20
うめ	全管	1～5	25	6～10	50	16～20	75	21～30	65
		—	—	11～15	65	—	—	31以上	40
茶	全管	1～5	25	6～10	40	21～30	60	36～40	50
		—	—	11～20	50	31～35	70	41以上	30

(注) 本表に掲げる金額には、なし、ぶどう等のさく又はたなの価額は含まれていないから、それらの構築物については、果樹等の価額とは別に、基本通達97《評価の方式》の定めによって評価する。

2 森林の立木の標準価額

基本通達113《森林の主要樹種の立木の評価》の定めにより森林の立木の価額を評価する場合における1ヘクタール(1.0083町歩)当たりの標準価額は、次表に掲げる樹種及び樹齢の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

表9　森林の立木の標準価額表

(1) 東京都における標準価額表　　(1ヘクタール当たり)

樹齢 / 樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木	樹齢 / 樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
1年	190	230	75	18	6	46年	2,871	3,825	918	—	130
2	215	251	86	19	6	47	2,929	3,901	936	—	133
3	223	260	88	20	6	48	2,987	3,979	955	—	135
4	233	272	91	22	7	49	3,047	4,059	974	—	138
5	246	288	95	24	8	50	3,108	4,140	993	—	141
6	262	307	99	27	9	51	3,170	4,223	1,013	—	143
7	281	329	104	30	10	52	3,234	4,307	1,033	—	146
8	303	355	110	34	12	53	3,298	4,393	1,054	—	149
9	328	385	117	38	14	54	3,364	4,481	1,075	—	152
10	356	418	125	43	15	55	3,431	4,571	1,097	—	155
11	386	454	133	48	17	56	3,500	4,662	1,119	—	158
12	420	494	142	54	20	57	3,570	4,755	1,141	—	162
13	457	537	153	60	22	58	3,642	4,851	1,164	—	165
14	496	584	163	67	25	59	3,714	4,948	1,187	—	168
15	539	634	175	○ 75	28	60	3,789	5,047	1,211	—	172
16	584	688	188	76	31	61	3,864	5,147	1,235	—	—
17	632	745	201	78	34	62	3,942	5,250	1,260	—	—
18	683	805	215	79	38	63	4,021	5,355	1,285	—	—
19	737	869	230	81	41	64	4,101	5,463	1,311	—	—
20	795	937	245	82	45	65	4,183	5,572	1,337	—	—
21	854	1,008	262	84	49	66	4,267	5,683	1,364	—	—
22	917	1,082	279	86	53	67	4,352	5,797	1,391	—	—
23	983	1,160	297	87	58	68	4,439	5,913	1,419	—	—
24	1,052	1,241	316	89	62	69	4,528	6,031	1,447	—	—
25	1,124	1,326	336	91	67	70	4,618	6,152	1,476	—	—
26	1,198	1,415	357	93	72	71	4,711	6,275	1,506	—	—
27	1,276	1,506	378	95	78	72	4,805	6,400	1,536	—	—
28	1,356	1,601	400	97	83	73	4,901	6,528	1,566	—	—
29	1,439	1,700	423	98	89	74	4,999	6,659	1,598	—	—
30	1,526	1,802	447	100	○ 95	75	5,099	6,792	1,630	—	—
31	1,615	1,908	471	—	96	76	5,201	6,928	1,662	—	—
32	1,707	2,017	497	—	98	77	5,305	7,067	1,696	—	—
33	1,802	2,129	523	—	100	78	5,411	7,208	1,730	—	—
34	1,900	2,245	550	—	102	79	5,520	7,352	1,764	—	—
35	2,001	2,365	578	—	104	80	5,630	7,499	1,799	—	—
36	2,105	2,488	606	—	106	81	—	7,649	1,835	—	—
37	2,212	2,614	635	—	109	82	—	7,802	1,872	—	—
38	2,321	2,744	666	—	111	83	—	7,958	1,910	—	—
39	2,434	2,877	697	—	113	84	—	8,117	1,948	—	—
40	○2,550	3,014	728	—	115	85	—	8,280	1,987	—	—
41	2,601	3,154	761	—	118	86	—	8,445	2,026	—	—
42	2,653	3,298	794	—	120	87	—	8,614	2,067	—	—
43	2,706	3,445	829	—	122	88	—	8,786	2,108	—	—
44	2,760	3,595	864	—	125	89	—	8,962	2,151	—	—
45	2,815	○3,750	○ 900	—	127	90	—	9,141	2,194	—	—

東京都

(注) ○印の価額は、標準伐期における標準価額である。

(2) 神奈川県における標準価額表

（１ヘクタール当たり）

樹種 / 樹齢	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木	樹種 / 樹齢	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
1年	190	230	75	18	6	46年	2,871	3,774	816	—	130
2	215	251	86	19	6	47	2,929	3,849	832	—	133
3	223	260	88	20	6	48	2,987	3,926	848	—	135
4	233	272	90	22	7	49	3,047	4,004	865	—	138
5	246	287	93	24	8	50	3,108	4,085	883	—	141
6	262	306	97	27	9	51	3,170	4,166	900	—	143
7	281	328	102	30	10	52	3,234	4,250	918	—	146
8	303	354	107	34	12	53	3,298	4,335	937	—	149
9	328	383	113	38	14	54	3,364	4,421	956	—	152
10	356	415	120	43	15	55	3,431	4,510	975	—	155
11	386	451	127	48	17	56	3,500	4,600	994	—	158
12	420	490	135	54	20	57	3,570	4,692	1,014	—	162
13	457	533	144	60	22	58	3,642	4,786	1,034	—	165
14	496	579	154	67	25	59	3,714	4,882	1,055	—	168
15	539	628	164	○ 75	28	60	3,789	4,979	1,076	—	172
16	584	681	175	76	31	61	3,864	5,079	1,098	—	—
17	632	738	187	78	34	62	3,942	5,180	1,120	—	—
18	683	797	199	79	38	63	4,021	5,284	1,142	—	—
19	737	860	212	81	41	64	4,101	5,390	1,165	—	—
20	795	927	226	82	45	65	4,183	5,498	1,188	—	—
21	854	997	240	84	49	66	4,267	5,607	1,212	—	—
22	917	1,070	255	86	53	67	4,352	5,720	1,236	—	—
23	983	1,147	271	87	58	68	4,439	5,834	1,261	—	—
24	1,052	1,227	288	89	62	69	4,528	5,951	1,286	—	—
25	1,124	1,311	305	91	67	70	4,618	6,070	1,312	—	—
26	1,198	1,398	323	93	72	71	4,711	6,191	1,338	—	—
27	1,276	1,488	342	95	78	72	4,805	6,315	1,365	—	—
28	1,356	1,582	361	97	83	73	4,901	6,441	1,392	—	—
29	1,439	1,679	381	98	89	74	4,999	6,570	1,420	—	—
30	1,526	1,780	402	100	○ 95	75	5,099	6,702	1,449	—	—
31	1,615	1,884	424	—	96	76	5,201	6,836	1,478	—	—
32	1,707	1,992	446	—	98	77	5,305	6,972	1,507	—	—
33	1,802	2,103	469	—	100	78	5,411	7,112	1,537	—	—
34	1,900	2,217	493	—	102	79	5,520	7,254	1,568	—	—
35	2,001	2,335	517	—	104	80	5,630	7,399	1,599	—	—
36	2,105	2,456	542	—	106	81	—	7,547	1,631	—	—
37	2,212	2,580	568	—	109	82	—	7,698	1,664	—	—
38	2,321	2,708	594	—	111	83	—	7,852	1,697	—	—
39	2,434	2,840	622	—	113	84	—	8,009	1,731	—	—
40	○2,550	2,974	649	—	115	85	—	8,169	1,766	—	—
41	2,601	3,113	678	—	118	86	—	8,333	1,801	—	—
42	2,653	3,254	707	—	120	87	—	8,499	1,837	—	—
43	2,706	3,399	737	—	122	88	—	8,669	1,874	—	—
44	2,760	3,548	768	—	125	89	—	8,843	1,912	—	—
45	2,815	○3,700	○ 800	—	127	90	—	9,020	1,950	—	—

神奈川県

(注) ○印の価額は、標準伐期における標準価額である。

(3) 千葉県における標準価額表

樹種 / 樹齢	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木	樹種 / 樹齢	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
1年	190	230	75	18	6	46年	2,702	3,774	816	—	124
2	215	251	86	19	6	47	2,756	3,849	832	—	127
3	222	260	88	20	6	48	2,811	3,926	848	—	129
4	231	272	90	21	7	49	2,868	4,004	865	—	132
5	244	287	93	23	8	50	2,925	4,085	883	—	135
6	259	306	97	26	9	51	2,984	4,166	900	—	137
7	277	328	102	29	10	52	3,043	4,250	918	—	140
8	297	354	107	32	12	53	3,104	4,335	937	—	143
9	320	383	113	36	13	54	3,166	4,421	956	—	146
10	346	415	120	41	15	55	3,230	4,510	975	—	149
11	375	451	127	46	17	56	3,294	4,600	994	—	152
12	407	490	135	51	19	57	3,360	4,692	1,014	—	155
13	441	533	144	57	21	58	3,427	4,786	1,034	—	158
14	478	579	154	63	24	59	3,496	4,882	1,055	—	161
15	517	628	164	○ 70	27	60	3,566	4,979	1,076	—	164
16	560	681	175	71	30	61	3,637	5,079	1,098	—	—
17	605	738	187	72	33	62	3,710	5,180	1,120	—	—
18	653	797	199	74	36	63	3,784	5,284	1,142	—	—
19	704	860	212	75	40	64	3,860	5,390	1,165	—	—
20	757	927	226	77	43	65	3,937	5,498	1,188	—	—
21	813	997	240	78	47	66	4,016	5,607	1,212	—	—
22	872	1,070	255	80	51	67	4,096	5,720	1,236	—	—
23	934	1,147	271	82	55	68	4,178	5,834	1,261	—	—
24	998	1,227	288	83	60	69	4,262	5,951	1,286	—	—
25	1,065	1,311	305	85	65	70	4,347	6,070	1,312	—	—
26	1,135	1,398	323	87	69	71	4,434	6,191	1,338	—	—
27	1,207	1,488	342	88	74	72	4,522	6,315	1,365	—	—
28	1,283	1,582	361	90	80	73	4,613	6,441	1,392	—	—
29	1,361	1,679	381	92	85	74	4,705	6,570	1,420	—	—
30	1,441	1,780	402	94	○ 91	75	4,799	6,702	1,449	—	—
31	1,525	1,884	424	—	92	76	4,895	6,836	1,478	—	—
32	1,611	1,992	446	—	94	77	4,993	6,972	1,507	—	—
33	1,700	2,103	469	—	96	78	5,093	7,112	1,537	—	—
34	1,792	2,217	493	—	98	79	5,195	7,254	1,568	—	—
35	1,886	2,335	517	—	100	80	5,299	7,399	1,599	—	—
36	1,983	2,456	542	—	102	81	—	7,547	1,631	—	—
37	2,083	2,580	568	—	104	82	—	7,698	1,664	—	—
38	2,186	2,708	594	—	106	83	—	7,852	1,697	—	—
39	2,291	2,840	622	—	108	84	—	8,009	1,731	—	—
40	○2,400	2,974	649	—	110	85	—	8,169	1,766	—	—
41	2,448	3,113	678	—	113	86	—	8,333	1,801	—	—
42	2,496	3,254	707	—	115	87	—	8,499	1,837	—	—
43	2,546	3,399	737	—	117	88	—	8,669	1,874	—	—
44	2,597	3,548	768	—	120	89	—	8,843	1,912	—	—
45	2,649	○3,700	○ 800	—	122	90	—	9,020	1,950	—	—

千葉県

(注) ○印の価額は、標準伐期における標準価額である。

(4) 山梨県における標準価額表

樹種／樹齢	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木	樹種／樹齢	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
1年	190	230	75	18	6	51年	2,735	3,774	844	—	121
2	214	250	86	18	6	52	2,790	3,849	861	—	123
3	221	257	87	19	6	53	2,845	3,926	878	—	126
4	229	267	90	21	7	54	2,902	4,004	896	—	128
5	241	279	93	22	8	55	2,960	4,085	914	—	131
6	254	294	96	24	8	56	3,020	4,166	932	—	133
7	270	312	101	27	10	57	3,080	4,250	951	—	136
8	289	333	106	30	11	58	3,142	4,335	970	—	139
9	310	356	111	33	12	59	3,204	4,421	989	—	142
10	334	383	117	36	14	60	3,269	4,510	1,009	—	144
11	360	412	124	40	15	61	3,334	4,600	1,029	—	—
12	389	444	132	44	17	62	3,401	4,692	1,050	—	—
13	420	478	140	49	19	63	3,469	4,786	1,071	—	—
14	453	515	149	54	22	64	3,538	4,882	1,092	—	—
15	489	555	158	○ 60	24	65	3,609	4,979	1,114	—	—
16	528	598	169	61	27	66	3,681	5,079	1,136	—	—
17	569	644	179	62	29	67	3,755	5,180	1,159	—	—
18	612	692	191	63	32	68	3,830	5,284	1,182	—	—
19	658	743	203	64	35	69	3,906	5,390	1,206	—	—
20	707	797	216	66	38	70	3,984	5,498	1,230	—	—
21	758	854	229	67	42	71	4,064	5,607	1,255	—	—
22	811	913	243	68	45	72	4,145	5,720	1,280	—	—
23	867	976	258	70	49	73	4,228	5,834	1,305	—	—
24	926	1,041	274	71	53	74	4,313	5,951	1,331	—	—
25	987	1,108	290	73	57	75	4,399	6,070	1,358	—	—
26	1,050	1,179	306	74	61	76	4,487	6,191	1,385	—	—
27	1,116	1,252	324	76	65	77	4,577	6,315	1,413	—	—
28	1,185	1,328	342	77	70	78	4,669	6,441	1,441	—	—
29	1,255	1,407	361	79	75	79	4,762	6,570	1,470	—	—
30	1,329	1,488	380	80	○ 80	80	4,857	6,702	1,499	—	—
31	1,405	1,573	400	—	81	81	—	6,836	1,529	—	—
32	1,483	1,660	421	—	83	82	—	6,972	1,560	—	—
33	1,564	1,749	442	—	84	83	—	7,112	1,591	—	—
34	1,647	1,842	464	—	86	84	—	7,254	1,623	—	—
35	1,733	1,937	487	—	88	85	—	7,399	1,656	—	—
36	1,821	2,036	510	—	90	86	—	7,547	1,689	—	—
37	1,912	2,136	534	—	91	87	—	7,698	1,722	—	—
38	2,005	2,240	559	—	93	88	—	7,852	1,757	—	—
39	2,101	2,347	584	—	95	89	—	8,009	1,792	—	—
40	○2,200	2,456	610	—	97	90	—	8,169	1,828	—	—
41	2,244	2,568	637	—	99	91	—	8,333	—	—	—
42	2,288	2,682	664	—	101	92	—	8,499	—	—	—
43	2,334	2,800	692	—	103	93	—	8,669	—	—	—
44	2,381	2,920	720	—	105	94	—	8,843	—	—	—
45	2,428	3,043	○ 750	—	107	95	—	9,020	—	—	—
46	2,477	3,169	765	—	109	96	—	9,200	—	—	—
47	2,527	3,297	780	—	112	97	—	9,384	—	—	—
48	2,577	3,429	795	—	114	98	—	9,572	—	—	—
49	2,629	3,563	811	—	116	99	—	9,763	—	—	—
50	2,681	○3,700	828	—	118	100	—	9,958	—	—	—
山梨県											

(注) ○印の価額は、標準伐期における標準価額である。

3 森林の立木以外の立木の標準価額

基本通達１２２《森林の立木以外の立木の評価》の定めにより森林の立木以外の立木（庭園にある立木を除く。）の価額を評価する場合における１本当たりの標準価額は、次表に掲げる樹種及び樹齢の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

表１０

森林の立木以外の立木の標準価額表

（１本当たり）

樹種＼樹齢（年）	１０以上２０未満	２０以上３０未満	３０以上４０未満	４０以上５０未満	５０以上６０未満	６０以上
すぎ	４５０円	９１０円	1,９１０円	2,９１０円	3,６３０円	4,６１０円
ひのき	９１０	1,４１０	2,５００	4,０３０	4,６８０	5,９１０
まつ	１３０	３００	５７０	８６０	1,０３０	1,２４０
けやき	２９０	６７０	1,２２０	1,９００	2,４２０	2,９８０

(注) 本表に掲げる金額については、基本通達１２２《森林の立木以外の立木の評価》の定めにより、その立木のある土地の地味及び地利に応じ、それぞれの金額の１００分の２０の範囲内において相当と認める金額の増減を行うことができる。

4 立竹の標準価額

基本通達１２４《立竹の評価》の定めにより立竹（庭園にある立竹を除く。）の価額を評価する場合における１０アール（1.００８３反歩）当たりの標準価額は、次表に掲げる用途区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

表１１

立竹の標準価額表

（１０アール当たり）

用途区分	標準価額	摘要
立竹の採取を目的とするもの	22,０００円	当該地から集産地までの距離が１２キロメートル未満である場合
	16,０００	〃 １２キロメートル以上２０キロメートル未満である場合
	9,０００	〃 ２０キロメートル以上である場合
たけのこの採取を目的とするもの	20,０００	

(注) 本表に掲げる金額については、基本通達１２４《立竹の評価》の定めにより、その立竹のある土地の地利等の実情に応じ、それぞれの金額の１００分の２０の範囲内において相当と認める金額の増減を行うことができる。

第4 牛　馬　の　部

牛の標準価額

基本通達１３４（牛馬等の評価）の定めにより牛（販売業者が販売の目的をもつて所有するもの及び産とくを除く。）の価額を評価する場合における標準価格は、次表に掲げる種類及び年齢の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

ただし、その血統、経歴等により著しくその価額に影響を及ぼすと認められる牛で、標準価額によつて評価することが不適当であると認められるものについては、同通達１３４の（２）のただし書の定めによつて評価する。

表１２

牛の標準価額表

種	牛	乳	牛
年齢	標準価額	年齢	標準価額
	千円		千円
6か月以内	－	6か月以内	４０
１年 〃	９０	１年 〃	６０
２年 〃	１５０	２年 〃	１００
３年 〃	１８０	３年 〃	１２０
４年 〃	２２０	４年 〃	１４０
５年 〃	２２０	５年 〃	１４０
６年 〃	１７０	６年 〃	１３０
７年 〃	１２０	７年 〃	１２０
８年 〃	１００	８年 〃	１００
９年 〃	４０	９年 〃	９０
９年超	－	９年超	５０

第 5　電話加入権の部

電話加入権の標準価額

取引相場のある電話加入権以外の電話加入権の価額を評価する場合の標準価額は、１回線当たり全管５０千円とする。

第6 株 式 の 部

気配相場のある株式として国税局長が指定した銘柄

基本通達１７３《気配相場のある株式についての国税局長の指定》の定めにより、気配相場のある株式として各国税局長が指定した銘柄（昭和５９年１月１日現在）は、次表に掲げるとおりである。

表１３

気配相場のある株式として国税局長が指定した銘柄表

国税局名	指定銘柄
東京	該当なし
大阪	〃
関東信越	茨城相互銀行、東陽相互銀行
札幌	該当なし
仙台	〃
名古屋	静岡鉄道
金沢	広貫堂、富山相互銀行、富山地方鉄道、福井相互銀行、フクビ化学工業、北陸鉄道、ニッコー
広島	呉相互銀行、山口銀行、山口相互銀行
高松	伊予鉄道、香川相互銀行、四国瓦斯
福岡	九州商船、長崎自動車、長崎電気軌道
熊本	旭相互銀行、南国交通、日本瓦斯
沖縄国税事務所	該当なし

第7 参考表の部

（農地関係）

参考1　　昭和59年分農業投資価格

（10アール当たり）

都県名＼区分	田	畑	採草放牧地	準農地	
				山林	原野
東京都	千円 900	千円 800	千円 510	千円 450	千円 450
神奈川県	900	800	510	450	450
千葉県	840	740	470	390	390
山梨県	670	510	270	220	220

（雑種地関係）

参考2　　昭和59年分ゴルフ場のコースの造成費用の額

（㎡当たり）

コースの種類	造成費用の額
丘陵コース	円 450
林間コース	370

(注)　この表は、昭和55年6月24日付直評第15号他1課合同「個別事情のある財産の評価等の具体的な取扱いについて」通達の定めによりゴルフ場の用に供する土地を評価する場合に適用する。

参考3　ゆう出量指数表

この表を適用するに当たつて用いるべきゆう出量は、その鉱泉地の1分当たりのゆう出量に参考3「温度に応ずるゆう出量補正率表」に掲げるその温泉の温度に応ずる補正率を乗じて得た補正後のゆう出量による。この場合において、1分当たりのゆう出量は、ゆう出量が多量であるため、その一部を放棄しているものにあつては、その余剰量を除いた数量によつて算定したものにより、非自噴の鉱泉地については、1日の揚湯量をその揚湯時間（分）で除して得た数量による。

ゆう出量（リツトル）	指数	ゆう出量（リツトル）	指数	ゆう出量（リツトル）	指数
9未満	0.30	376以上 412未満	5.50	1,132以上 1,168未満	16.00
9以上 16未満	0.35	412〃 448〃	6.00	1,168〃 1,204〃	16.50
16〃 23〃	0.40	448〃 484〃	6.50	1,204〃 1,240〃	17.00
23〃 31〃	0.45	484〃 520〃	7.00	1,240〃 1,276〃	17.50
31〃 38〃	0.50	520〃 556〃	7.50	1,276〃 1,312〃	18.00
38〃 45〃	0.60	556〃 592〃	8.00	1,312〃 1,348〃	18.50
45〃 52〃	0.70	592〃 628〃	8.50	1,348〃 1,384〃	19.00
52〃 59〃	0.80	628〃 664〃	9.00	1,384〃 1,420〃	19.50
59〃 67〃	0.90	664〃 700〃	9.50	1,420〃 1,456〃	20.00
67〃 79〃	1.00	700〃 736〃	10.00	1,456〃 1,492〃	20.50
79〃 97〃	1.25	736〃 772〃	10.50	1,492〃 1,528〃	21.00
97〃 115〃	1.50	772〃 808〃	11.00	1,528〃 1,564〃	21.50
115〃 133〃	1.75	808〃 844〃	11.50	1,564〃 1,600〃	22.00
135〃 151〃	2.00	844〃 880〃	12.00	1,600〃 1,636〃	22.50
151〃 169〃	2.25	880〃 916〃	12.50	1,636〃 1,672〃	23.00
169〃 196〃	2.50	916〃 952〃	13.00	1,672〃 1,708〃	23.50
196〃 232〃	3.00	952〃 988〃	13.50	1,708〃 1,744〃	24.00
232〃 268〃	3.50	988〃 1,024〃	14.00	1,744〃 1,780〃	24.50
268〃 304〃	4.00	1,024〃 1,060〃	14.50	1,780〃	25.00
304〃 340〃	4.50	1,060〃 1,096〃	15.00		
340〃 376〃	5.00	1,096〃 1,132〃	15.50		

参考4　温度に応ずるゆう出量補正率表

温度	補正率	温度	補正率
25度未満	0.20	60度以上 65度未満	1.10
25度以上 30度未満	0.35	65〃 70〃	1.15
30〃 35〃	0.50	70〃 75〃	1.20
35〃 40〃	0.65	75〃 80〃	1.25
40〃 45〃	0.80	80〃 85〃	1.30
45〃 50〃	0.90	85〃 90〃	1.35
50〃 55〃	1.00	90〃 95〃	1.40
55〃 60〃	1.05	95度以上	1.45

参考5　総合等級（地味級、立木度及び地利級の各割合を連剰した数値）表

地利級＼立木度＼地味級	密			庸			疎		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1	1.65	1.30	0.75	1.35	1.00	0.60	1.00	0.75	0.45
2	1.55	1.20	0.70	1.20	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40
3	1.40	1.10	0.65	1.15	0.85	0.50	0.85	0.65	0.35
4	1.30	1.00	0.60	1.00	0.80	0.45	0.75	0.60	0.35
5	1.15	0.90	0.55	0.95	0.70	0.40	0.70	0.55	0.30
6	1.00	0.80	0.45	0.80	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25
7	0.90	0.70	0.40	0.70	0.55	0.30	0.50	0.40	0.25
8	0.75	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25	0.45	0.35	0.20
9	0.65	0.50	0.30	0.50	0.40	0.20	0.35	0.30	0.15
10	0.50	0.40	0.20	0.40	0.30	0.15	0.30	0.20	0.10
11	0.35	0.30	0.15	0.30	0.20	0.13	0.20	0.15	0.10
12	0.25	0.20	0.10	0.20	0.15	0.08	0.15	0.10	0.05
13	0.13	0.10	0.05	0.15	0.08	0.04	0.08	0.05	0.03
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. この表は、森林の立木の価額を評価する場合における標準価額に乗ずべき地味級、立木度及び地利級の各割合につき、連乗数値によつて示したものである。

2. 該当する地味級、立木度及び地利級は、基本通達118《地味級》、119《立木度》及び121《地利級》の定めによつて判定する。

3. 基本通達120《立木材積が明らかな森林の地味級及び立木度》の定めを適用する場合には、上の表によらず、次の算式により計算した総合指数が総合等級になるものであるから留意を要する。

（実地調査による1ヘクタール当たりの立木材積 ÷ 1ヘクタール当たりの標準立木材積）×地利級＝総合指数

参考6　地味級判定表

(1) すぎの平均1本当たりの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
15（14～17）年	0.07	0.07～0.05		0.05
20（18～22）	0.13	0.13～0.09		0.09
25（23～27）	0.20	0.20～0.14		0.14
30（28～32）	0.27	0.27～0.19		0.19
35（33～37）	0.34	0.34～0.24		0.24
40（38～42）	0.41	0.41～0.29		0.29
45（43～47）	0.48	0.48～0.34		0.34
50（48～52）	0.54	0.54～0.38		0.38
55（53～57）	0.60	0.60～0.42		0.42
60（58～62）	0.65	0.65～0.46		0.46
65（63～67）	0.70	0.70～0.49		0.49
70（68～70）	0.74	0.74～0.52		0.52
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

(2) ひのきの平均1本当たりの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
15（14～17）年	0.05	0.05～0.03		0.03
20（18～22）	0.10	0.10～0.07		0.07
25（23～27）	0.16	0.16～0.11		0.11
30（28～32）	0.22	0.22～0.15		0.15
35（33～37）	0.27	0.27～0.19		0.19
40（38～42）	0.32	0.32～0.22		0.22
45（43～47）	0.37	0.37～0.26		0.26
50（48～52）	0.41	0.41～0.29		0.29
55（53～57）	0.45	0.45～0.31		0.31
60（58～62）	0.48	0.48～0.33		0.33
65（63～67）	0.51	0.51～0.36		0.36
70（68～70）	0.54	0.54～0.38		0.38
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

(3) まつの平均1本当たりの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
15（14～17）年	—	—		—
20（18～22）	0.11	0.11～0.08		0.08
25（23～27）	0.15	0.15～0.11		0.11
30（28～32）	0.19	0.19～0.14		0.14
35（33～37）	0.24	0.24～0.17		0.17
40（38～42）	0.27	0.27～0.19		0.19
45（43～47）	0.31	0.31～0.22		0.22
50（48～52）	0.33	0.33～0.23		0.23
55（53～57）	0.36	0.36～0.25		0.25
60（58～62）	0.39	0.39～0.27		0.27
65（63～67）	0.41	0.41～0.29		0.29
70（68～70）	0.42	0.42～0.30		0.30
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

(4) くぬぎの1ヘクタール当たりの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
5（3～7）年	13	13～7		7
10（8～10）	41	41～22		22
12（11～13）	51	51～28		28
15（14～17）	62	62～33		33
20（18～22）	69	69～37		37
25（23～25）	78	78～42		42
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

(5) 雑木の1ヘクタール当たりの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
10（8～12）年	26	26～14		14
15（13～17）	51	51～28		28
20（18～22）	86	86～46		46
25（23～27）	116	116～63		63
30（28～32）	146	146～79		79
35（33～37）	172	172～93		93
40（38～42）	195	195～105		105
45（43～47）	213	213～115		115
50（48～50）	229	229～123		123
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

参　考　7　　標　準　立　木　材　積　表

樹齢	樹種 / 標準伐期	すぎ				ひのき		まつ			
		35年	37年	40年	45年	45年	50年	40年	45年	50年	70年
年		m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3
15		73	67	57	34	22	20	54	48	45	7
16		90	83	72	47	32	29	64	57	53	10
17		106	98	86	60	42	38	74	65	61	13
18		121	113	100	72	52	46	83	73	68	16
19		136	127	113	84	62	54	92	81	75	20
20		151	141	126	96	71	62	101	89	82	24
21		165	155	139	108	80	70	110	97	89	28
22		179	168	151	120	89	78	118	104	96	32
23		193	181	163	131	98	86	126	111	103	36
24		206	194	175	142	107	94	134	118	110	41
25		219	206	187	153	116	102	142	125	116	46
26		232	218	198	164	125	110	150	132	122	51
27		245	230	209	175	134	118	158	139	128	56
28		257	241	220	185	143	126	166	146	134	61
29		269	252	231	195	152	133	174	153	140	66
30		281	263	242	205	160	140	182	160	146	72
31		293	274	252	215	168	147	189	167	152	78
32		304	286	262	225	176	154	196	174	158	84
33		315	297	272	235	184	161	203	180	164	90
34		326	307	282	244	192	168	210	186	170	96
35		337	317	292	253	200	175	217	192	176	102
36		346	327	301	262	208	182	224	198	181	108
37		355	337	310	271	216	189	231	204	186	114
38		364	346	319	280	224	196	238	210	191	120
39		373	355	328	289	232	203	245	216	196	126
40		382	364	337	297	240	210	252	222	201	132
41		391	373	345	305	248	217	258	228	206	138
42		400	382	353	313	256	224	264	234	211	144
43		409	391	361	321	264	231	270	240	216	150
44		418	400	369	329	272	238	276	246	221	156
45		427	409	377	337	280	245	282	252	226	162
46		436	418	385	344	286	252	288	257	231	168
47		445	427	393	351	292	259	294	262	236	174
48		454	435	401	358	298	266	300	267	241	180
49		463	443	409	365	304	273	306	272	246	186
50		472	451	417	372	310	280	311	277	251	192
51		481	459	424	379	316	285	316	282	256	198
52		490	467	431	386	322	290	321	287	260	203
53		499	475	438	393	328	295	326	292	264	208
54		508	483	445	400	334	300	331	297	268	213
55		517	491	452	407	340	305	336	302	272	218
56		525	499	459	414	346	310	341	306	276	222
57		535	507	466	421	352	315	346	310	280	226

樹齢	樹種 / 標準伐期	すぎ				ひのき		まつ			
		35年	37年	40年	45年	45年	50年	40年	45年	50年	70年
年		m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3
58		541	514	473	428	358	320	351	314	284	230
59		549	521	480	435	364	325	355	318	288	234
60		557	528	487	442	370	330	359	322	292	238
61		564	535	493	448	376	335	363	326	296	242
62		571	542	499	454	382	340	367	330	300	246
63		578	549	505	460	388	345	371	334	304	250
64		585	556	511	465	394	350	375	338	308	254
65		592	563	517	472	400	355	379	342	312	260
66		599	570	523	478	406	360	383	346	316	264
67		606	577	529	484	412	365	387	349	320	268
68		613	584	535	490	418	370	391	352	324	272
69		620	591	541	496	424	375	395	355	328	276
70		627	598	547	502	430	380	399	358	332	280
71			605	553	508	436	385	403	361	335	283
72			612	559	514	442	390	407	364	338	286
73			618	565	520	448	395	411	367	341	289
74			624	571	526	454	400	415	370	344	292
75				577	532	460	405	419	373	347	295
76				583	537	466	410	423	376	350	298
77				588	542	472	415	427	379	353	301
78				593	547	478	420	431	382	356	304
79				598	552	484	425	435	385	359	307
80				603	557	490	430	439	388	362	310
81					562	496	435		391	365	313
82					567	502	440		394	368	316
83					572	508	445		397	371	319
84					577	514	450		400	374	322
85					582	519	455		403	377	325
86					587	524	460		406	380	328
87					592	529	465		409	383	330
88					597	534	470		412	386	332
89					602	539	475		415	389	334
90					606	544	480		418	392	336
91							485			395	338
92							490			398	340
93							494			401	342
94							498			404	344
95							502			407	346
96							506			409	348
97							510			411	350
98							514			413	352
99							518			415	354
100							522			417	356

（株式関係）

参　考　8　　類似業種比準価額計算上の業種及び配当金額等の平均額

凡　　例

1. 「A」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。

A……標本会社の１株の券面額５０円当たりの毎日の最終価格の月平均額の平均額

B……標本会社につき基本通達１８３(1)の定めにより計算した１株当たりの配当金額の平均額

C……標本会社につき基本通達１８３(2)の定めにより計算した１株当たりの年利益金額の平均額

D……標本会社につき基本通達１８３(3)の定めにより計算した１株当たりの純資産価額（帳簿価額によつて計算した金額）の平均額

2. 「A」、「B」、「C」及び「D」の金額の単位は、円である。

(1) 類似業種比準価額計算上の業種及び配当金額等の平均額（昭和５６年分）

業種 名称			番号	内容	B	C	D
鉱業			1		3.3	42	200
建設業	総合工事業		2	土木施設又は建築物の完成を請負うもの	6.4	47	198
	電気設備工事業		3	設備工事業のうち、電気工事業、電気通信工事業、信号装置工事業のいずれかを営むもの	6.8	96	348
	その他の建設業		4	建設業のうち、2及び3に該当するもの以外のもの	6.5	60	238
製造業	食料品製造業	製粉業	5		5.8	45	191
		飼料製造業	6		4.9	21	152
		パン、菓子製造業	7		7.3	47	256
		乳製品製造業	8		5.7	11	176
		肉製品製造業	9		7.8	51	249
		食用油製造業	10		5.9	32	199
		調味料製造業	11		9.1	62	311
		その他の食料品製造業	12	食料品製造業のうち、5から11までに該当するもの以外のもの	6.8	47	235
	繊維（衣服その他の繊維製品を除く。）工業	毛紡績業	13	毛紡績業又は毛ねん糸、毛織物の製造業を営むもの	5.5	33	233
		化学繊維紡績業	14	化学繊維の製造業又は化学繊維に係る紡績業若しくはねん糸、織物の製造業を営むもの	2.1	22	107
		その他の紡績業	15	紡績業、ねん糸、織物の製造業のうち、13及び14に該当するもの以外のもの	3.3	24	146
		染色整理業	16	糸、織物などに精練、漂白、染色及び整理仕上げその他の処理を行うもの	5.4	50	208
		メリヤス製造業	17	メリヤス生地及びメリヤス製品（くつ下、手袋、下着など）の製造業を営むもの	3.9	24	152
		その他の繊維工業	18	繊維工業のうち、13から17までに該当するもの以外のもの	3.5	27	147
	衣服、その他の繊維製品製造業		19	購入した織物、フエルト地などを裁断、縫製して、衣服その他の繊維製品を製造するもの	9.5	86	312
	鋼製家具、装備品製造業		20	家庭用若しくは事務用の家具のうち、金属製のものを製造するもの、又は陳列だな、陳列ケースなど事務所用若しくは店舗用の装備品及びこれに付随する製品を製造するもの	7.0	37	280
	パルプ、紙製造業		21		5.1	29	159
	紙加工品製造業		22	紙製品、紙製容器その他の紙加工品を製造するもの	6.7	48	207
	印刷業		23	印刷、製本、印刷物加工を業とするもの又は印刷業に伴うサービス業を営むもの	7.4	53	219
	化学工業	無機化学工業製品製造業	24	工業原料として用いられる無機化学工業製品を製造するもの。例えば、ソーダ工業、電炉工業又は圧縮ガス、液化ガスの製造業	5.4	34	172
		有機化学工業製品製造業	25	工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造するもの。例えば、脂肪族系中間物、メタン誘導品、コールタール製品、プラスチック、	4.7	40	149

A													
55年11月分	55年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
696	695	658	648	611	588	470	420	400	423	471	491	482	469
291	278	275	284	283	270	254	250	254	247	246	253	263	270
383	401	442	469	459	423	394	398	408	403	389	396	399	394
319	314	323	335	332	313	294	292	299	293	289	294	301	305
258	254	262	267	268	262	253	248	253	246	250	251	260	262
187	191	212	201	196	195	186	180	182	173	172	173	174	177
385	391	410	432	420	401	383	380	395	379	379	381	396	426
231	243	275	282	265	262	250	250	247	237	248	282	288	287
396	389	401	410	386	370	346	346	347	324	321	326	329	346
278	267	278	268	261	260	246	246	246	236	237	254	258	259
468	466	476	483	465	445	427	415	426	409	416	413	425	428
369	369	384	390	378	368	350	343	352	341	338	341	354	366
281	292	299	294	283	275	249	242	247	237	235	241	239	247
182	183	191	181	177	192	180	180	192	207	208	199	203	210
233	232	231	227	218	217	200	196	201	200	201	202	205	213
224	234	253	265	265	256	239	241	262	259	259	255	254	263
272	260	261	258	250	248	232	230	247	233	229	241	256	257
227	228	231	230	222	219	202	199	208	204	204	206	208	216
500	501	530	557	562	577	574	584	621	584	541	554	597	590
289	280	290	289	282	274	268	276	283	275	277	276	275	275
284	281	287	282	268	259	240	237	239	224	233	250	256	256
289	280	288	285	279	275	269	264	273	275	275	267	261	265
370	362	381	392	395	417	419	431	470	462	434	414	418	424
407	406	446	443	418	386	365	365	391	390	385	385	395	414
276	275	290	285	276	282	264	260	260	247	251	255	254	265

業種 名称			番号	内容	B	C	D
製造業	化学工業			合成ゴムの製造業又は醗酵工業など			
		染料、顔料、塗料、印刷インキ製造業	26		4.9	43	163
		医薬品、化粧品製造業	27		8.7	102	359
		農薬製造業	28		6.4	86	273
		その他の化学工業	29	化学工業のうち、24から28までに該当するもの以外のもの	5.8	56	209
	石油製品製造業		30	石油を精製するもの、又は購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造するもの	5.0	71	159
	ゴム製品製造業		31		4.8	45	178
	窯業、土石製品製造業	ガラス、ガラス製品製造業	32		4.8	39	159
		セメント製造業	33		5.0	11	135
		セメント製品製造業	34		3.5	30	129
		陶磁器製品製造業	35		5.4	47	164
		耐火れんが製造業	36		4.5	33	214
		その他の窯業、土石製品製造業	37	窯業、土石製品製造業のうち、32から36までに該当するもの以外のもの	4.4	33	172
	鉄鋼業	製鉄、製鋼、圧延、鋼材製造業	38	製鉄業、平炉又は電気炉による製鋼及び圧延業、製鋼を行わずに他から受入れた材料について圧延、伸鉄、伸線を行い、若しくは鋼管、ブリキ、亜鉛鉄板などの鋼材を製造するもの	4.4	58	151
		鍛鋼、鋳物、銑鉄鋳物製造業	39	鋼塊から鍛鋼品を製造し、棒鋼などから型鋳造などを行って鍛工品を製造し、若しくは鋼鋳物を製造するもの、又は銑鉄から機械用鋳物及び日用品などの銑鉄鋳物を製造するもの	4.0	33	137
		その他の鉄鋼業	40	鉄鋼業のうち、38及び39に該当するもの以外のもの	4.4	53	152
	非鉄金属製造業		41	非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸などを行うもの、又は非鉄金属の製造、鍛造その他の基礎製品の製造を行うもの	2.6	32	111
	電線、ケーブル製造業		42		3.8	17	127
	金属製品製造業	刃物、工具、農器具製造業	43	機械刃物、利器工匠具、手動具、作業用具、農器具などを製造するもの	3.8	38	119
		建設用金属製品製造業	44	鉄骨、鉄塔、鋼橋などの建設用金属製品を製造するもの	6.3	47	211
		建築用金属製品製造業	45	シヤッター、サッシ、カーテンウォールなどの建築用金属製品を製造するもの	6.7	70	199
		線材製品製造業	46	他から受入れた鉄線又は非鉄線から、くぎ、金網、鋼索、ボルト、ナット、リベット、ねじなどを製造するもの	5.4	51	193
		その他の金属製品製造業	47	金属製品製造業のうち、43から46までに該当するもの以外のもの	6.0	53	211

A													
55年11月分	55年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
299	294	322	323	309	294	278	281	290	285	280	279	278	278
667	641	658	708	707	686	664	637	657	692	723	722	820	861
379	389	392	398	394	390	378	370	367	366	373	366	358	348
400	395	417	428	418	408	392	384	396	399	403	402	428	445
443	433	426	424	395	362	313	290	268	268	292	309	327	326
272	264	269	264	252	250	241	245	250	240	239	240	235	233
315	339	358	351	338	337	332	345	384	390	360	344	352	360
199	200	212	207	214	213	187	173	173	163	172	177	184	195
187	185	187	193	189	180	169	164	170	178	176	173	175	179
292	293	291	312	305	306	292	289	282	272	274	278	278	285
265	275	295	299	281	273	248	246	270	252	244	255	259	296
255	266	278	283	270	263	249	244	255	251	243	245	253	268
263	263	276	273	270	276	252	248	261	248	246	239	238	236
214	221	220	213	206	202	191	185	185	178	177	182	182	181
255	257	268	265	261	265	243	240	251	240	238	233	233	231
327	319	337	337	340	354	322	317	327	315	318	320	289	287
241	246	262	257	269	267	255	276	330	355	335	312	343	348
227	220	218	225	225	208	202	202	218	205	197	195	193	192
276	275	288	293	283	269	250	263	270	254	252	256	264	265
319	326	325	316	311	307	300	298	303	296	291	293	286	294
294	306	323	329	319	308	286	283	290	285	280	269	274	271
309	309	317	318	309	299	283	286	294	282	278	275	280	280

業種名称			番号	内容	B	C	D
製造業	一般機械器具製造業	農業用機械製造業	48		5.4	23	153
		金属加工機械製造業	49		5.5	57	209
		事務用、サービス用、民生用機械器具製造業	50	計算機械、複写機械などの事務用機械器具、ミシン、毛糸手編機械などの民生用機械器具又は冷凍機、温湿調整装置などのサービス用機械器具を製造するもの	7.4	57	233
		その他の一般機械器具製造業	51	一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具を除く一般機械器具）製造業のうち、48から50までに該当するもの以外のもの	5.1	44	195
	電気機械器具製造業	発電用、送電用、配電用、産業用電気機械器具製造業	52		4.9	39	173
		通信機械器具製造業	53	有線若しくは無線の通信機械器具、同関連機械器具又は交通信号、保安装置を製造するもの	4.6	58	166
		民生用電気機械器具製造業	54	電気洗たく機、電気冷蔵庫、扇風機などの民生用機械器具又はラジオ受信機、テレビジョン受信機、電気音響機械器具を製造するもの	8.0	65	327
		電球、電気照明器具製造業	55		6.5	33	176
		電気計測器製造業	56		6.5	32	191
		その他の電気機械器具製造業	57	電気機械器具製造業のうち、52から56までに該当するもの以外のもの	5.7	47	208
	輸送用機械器具製造業	自動車製造業	58	各種自動車（三輪及び二輪の自動車を含む。）の完成品又は自動車シヤシーの製造若しくは組立てを行うもの	7.9	84	321
		自動車車体、部分品製造業	59		6.0	62	260
		自転車（部分品を含む。）製造業	60		4.7	32	169
		その他の輸送用機械器具製造業	61	輸送用機械器具製造業のうち、58から60までに該当するもの以外のもの	5.9	59	247
	精密機械器具製造業	計量器、測定器、試験機、測量機械器具製造業	62		4.7	47	143
		光学機械器具製造業	63		5.8	66	248
		時計製造業	64		6.9	69	300
		その他の精密機械器具製造業	65	精密機械器具製造業のうち、62から64までに該当するもの以外のもの	5.8	66	234
	その他の製造業		66	製造業のうち、5から65までに該当するもの以外のもの	5.4	47	197
卸売業	繊維品（衣服、身のまわり品を除く。）卸売業		67	生糸、繭、繊維原料、糸、織物などの卸売業	6.6	57	243
	衣服、身のまわり品卸売業		68	洋服、婦人子供服、下着類、寝具類、履物、かばん、袋物、装身具などの卸売業	8.5	64	281
	食料品、農水産物卸売業		69	農畜産物、水産物、食料、飲料品の卸売業	5.9	39	173

A

55年11月分	55年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
202	198	200	202	193	184	176	171	171	158	153	148	144	143
463	475	502	533	491	478	478	517	528	501	469	448	452	447
428	442	465	476	476	462	446	451	498	480	437	413	420	414
368	374	392	406	386	376	362	378	393	382	360	345	350	349
394	425	458	488	484	482	480	478	505	508	454	438	450	439
450	466	508	513	510	497	480	518	558	566	512	492	526	504
589	598	623	651	703	723	744	750	802	806	677	620	614	559
339	345	363	367	372	358	337	340	341	335	315	308	308	305
379	395	420	427	413	390	368	385	432	414	390	376	396	396
453	470	496	515	535	529	525	545	591	594	523	492	504	481
450	440	446	450	464	523	535	621	642	680	609	551	551	535
365	369	376	382	371	368	359	382	394	391	365	352	352	347
259	259	270	264	264	257	248	241	231	223	216	211	212	209
368	367	375	379	373	381	374	403	416	418	387	366	367	361
430	488	526	504	521	525	527	576	591	581	563	543	620	637
641	673	654	634	643	633	700	730	777	762	654	559	549	553
374	363	370	374	372	360	352	360	382	367	338	313	300	288
543	571	577	562	566	559	584	611	648	636	571	518	536	543
357	360	375	382	376	371	358	364	381	377	358	348	357	358
293	299	310	315	316	313	304	304	326	313	306	284	300	300
394	393	418	420	411	402	388	396	420	398	380	384	412	425
222	222	228	227	223	221	212	209	208	201	201	209	209	211

業種 名称		番号	内容	B	C	D
卸売業	化学製品卸売業	70	化学製品、医薬品、化粧品の卸売業	6.0	56	166
	鉱物、金属材料卸売業	71		5.5	66	206
	機械器具卸売業	72	一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具の卸売業	7.5	91	314
	総合商品卸売業	73	67から72まで及び74に該当する事業のうち2種類以上のものを行う会社で、そのいずれが主たる事業であるかを判別することができないもののうち、常時100人以上の従業員を使用するもの	5.1	38	156
	その他の卸売業	74	卸売業のうち、67から73までに該当するもの以外のもの	6.5	57	223
小売業	百貨店業	75	衣食住にわたる各種の商品の小売を行い、そのいずれが主たる取扱商品であるかを判別することができないもののうち、常時50人以上の従業員を使用するもの	8.5	60	282
	飲食店業	76		6.6	43	202
	自動車小売業	77		4.4	53	184
	その他の小売業	78	小売業のうち、75から77までに該当するもの以外のもの	8.2	58	271
金融業	銀行業	79		5.0	43	263
	証券業	80		5.4	33	210
	その他の金融業	81	金融業のうち、79及び80に該当するもの以外のもの	5.2	44	261
損害保険業		82		5.5	66	243
不動産業	不動産賃貸業	83		6.1	28	148
	不動産売買業	84	建売業、土地建物売買業	4.6	23	196
	その他の不動産業	85	不動産業のうち、83及び84に該当するもの以外のもの	5.3	25	165
運輸業	道路旅客運送業	86		4.5	24	153
	道路貨物運送業	87		5.8	36	160
	水運業	88	海洋、沿岸、港湾、河川、湖沼において、船舶により旅客、貨物の運送を行うもの	1.9	18	82
	港湾運送業	89	港湾において、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役又はいかだ運送の作業を行うもの	6.0	46	197
	航空運輸業	90	航空機により旅客若しくは貨物を運送するもの、又は航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行うもの	5.2	36	122
	その他の運輸業	91	運輸業のうち、86から90までに該当するもの以外のもの	4.2	25	121
倉庫業		92	普通倉庫業、冷蔵倉庫業又は水面木材倉庫業を営むもの	5.0	28	137
通信、放送業		93	有線放送電話業又は民間放送業を営むもの	6.6	138	424
電気業		94		4.2	3	63
ガス業		95		4.5	4	75

A													
55年11月分	55年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
337	331	344	349	322	310	306	298	307	301	294	292	296	307
440	427	430	434	413	388	354	343	336	328	344	365	367	363
537	538	538	527	531	550	547	571	619	610	532	503	498	481
299	295	303	300	295	292	275	277	281	272	268	268	271	274
373	370	379	378	371	367	352	355	371	359	343	340	345	345
454	456	474	465	446	452	444	445	451	438	423	421	429	433
508	506	501	499	504	490	471	467	474	465	461	462	463	472
235	236	249	264	270	272	277	286	293	289	286	276	278	284
468	470	482	476	463	462	450	449	455	446	433	430	434	440
282	284	287	284	282	279	280	281	280	278	279	279	280	286
288	283	285	280	286	306	316	317	344	361	336	320	322	328
308	307	315	316	312	309	311	316	324	321	313	311	318	323
289	287	289	285	277	296	299	291	292	275	260	259	263	264
332	332	330	325	321	327	318	310	313	309	304	316	322	331
355	345	345	343	343	341	324	313	310	294	295	312	331	371
337	332	331	328	326	328	316	306	305	296	294	308	319	342
342	344	347	348	350	350	348	349	350	350	349	349	350	343
358	367	377	378	368	356	352	362	364	367	361	350	348	346
181	185	180	177	176	176	165	158	155	150	156	168	168	161
246	248	249	254	253	250	241	236	236	235	229	227	223	225
281	279	293	297	291	288	279	301	383	456	455	412	417	438
247	250	251	251	247	244	237	236	241	243	243	242	242	241
196	199	200	201	202	203	201	198	198	198	195	197	198	197
454	460	453	449	444	432	420	412	403	390	385	389	393	407
91	89	91	91	91	90	87	89	90	87	86	84	86	89
152	167	160	156	153	153	146	147	148	146	147	145	147	162

業種 名称		番号	内容	B	C	D
サービス業	ホテル、料理飲食業	96		6.6	43	202
	劇場、興行場経営業	97		5.7	32	201
	遊園地、遊技場その他の娯楽施設業	98		7.7	52	244
	その他のサービス業	99	サービス業のうち、96から98までに該当するもの以外のもの	6.6	42	209
その他の産業		100	1から99までに該当するもの以外のもの	5.6	47	204

A												
55年11月分	55年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
508	506	501	499	504	490	471	467	474	465	461	462	463	472
601	605	618	627	617	613	613	640	651	659	649	639	638	649
385	375	376	375	367	351	348	346	354	355	360	356	361	358
471	467	468	470	468	458	445	446	460	455	447	443	449	462
350	351	362	367	361	356	344	347	361	356	342	336	343	345

(2) 類似業種比準価額計算上の業種及び配当金額等の平均額（昭和５７年分）

（単位　円）

業種 名称			番号	内容	B	C	D	A											
								56年11月分	56年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
鉱業			1		3.8	35	201	482	469	435	424	419	456	451	433	438	427	416	412	449	463
建設業	総合工事業		2	土木施設又は建築物の完成を請け負うもの	6.1	52	204	260	267	256	257	277	267	263	252	252	246	244	237	243	249
	電気設備工事業		3	設備工事業のうち、電気工事業、電気通信工事業、信号装置工事業のいずれかを営むもの	6.7	110	376	399	394	386	386	381	366	373	372	373	357	349	338	345	352
	その他の建設業		4	建設業のうち、２及び３に該当するもの以外のもの	6.3	66	250	300	305	297	299	311	299	298	291	291	283	279	272	280	286
製造業	食料品製造業	製粉業	5		5.8	40	183	260	262	253	254	248	246	253	255	256	251	252	249	251	251
		飼料製造業	6		3.6	34	149	172	177	172	167	165	164	167	169	174	169	166	162	168	173
		パン、菓子製造業	7		7.3	69	282	411	443	435	429	409	402	412	406	405	397	392	390	403	414
		乳製品製造業	8		5.7	21	179	288	287	276	275	262	292	295	289	281	279	268	253	265	287
		肉製品製造業	9		7.8	39	260	329	346	331	323	309	311	312	308	304	291	290	287	292	307
		食用油製造業	10		4.8	54	204	278	281	275	283	269	267	278	273	273	264	257	255	274	285
		調味料製造業	11		8.5	51	329	425	428	429	429	400	390	387	382	383	380	370	361	376	379
		その他の食料品製造業	12	食料品製造業のうち、５から１１までに該当するもの以外のもの	6.7	49	249	362	374	367	368	350	356	360	355	354	347	340	335	347	356
	繊維（衣服その他の繊維製品を除く。）工業	毛紡績業	13	毛紡績業又は毛ねん糸、毛織物の製造業を営むもの	5.4	23	247	241	250	252	252	242	250	243	238	245	244	236	227	232	234
		化学繊維紡績業	14	化学繊維の製造業又は化学繊維に係る紡績業若しくはねん糸、織物の製造業を営むもの	3.3	12	120	239	246	257	255	232	235	243	234	239	236	233	225	233	236
		その他の紡績業	15	紡績業、ねん糸、織物の製造業のうち、１３及び１４に該当するもの以外のもの	3.9	16	155	215	224	227	225	213	216	217	215	222	219	213	204	212	212
		染色整理業	16	糸、織物などに精練、漂白、染色及び整理仕上げその他の処理を行うもの	3.7	48	203	250	258	261	256	246	240	240	244	239	243	231	223	219	233
		メリヤス製造業	17	メリヤス生地及びメリヤス製品（くつ下、手袋、下着など）の製造業を営むもの	3.9	22	159	256	257	252	260	248	246	243	237	235	226	220	216	227	229
		その他の繊維工業	18	繊維工業のうち、１３から１７までに該当するもの以外のもの	3.5	20	150	211	219	220	219	208	209	209	209	214	211	204	197	204	207
	衣服、その他の繊維製品製造業		19	購入した織物、フエルト地などを裁断、縫製して、衣服その他の繊維製品を製造するもの	9.9	98	339	602	594	583	574	544	536	564	555	536	485	494	503	516	504
	鋼製家具、装備品製造業		20	家庭用若しくは事務用の家具のうち、金属製のものを製造するもの、又は陳列だな、陳列ケースなど事務所用若しくは店舗用の装備品及びこれに付随する製品を製造するもの	6.9	35	289	275	275	270	269	268	270	268	264	264	261	256	249	252	253
	パルプ、紙製造業		21		4.8	37	153	243	243	241	246	246	248	239	237	238	231	228	223	233	239
	紙加工品製造業		22	紙製品、紙製容器その他の紙加工品を製造するもの	6.8	45	217	261	265	261	259	257	257	259	262	267	261	257	252	256	259
	印刷業		23	印刷、製本、印刷物加工を業とするもの又は印刷業に伴うサービス業を営むもの	6.8	52	215	391	397	401	391	375	366	370	355	350	347	346	347	357	363
	化学工業	無機化学工業製品製造業	24	工業原料として用いられる無機化学工業製品を製造するもの。例えば、ソーダ工業、電炉工業又は圧縮ガス、液化ガスの製造業	6.0	34	188	408	434	472	449	423	433	447	436	443	455	432	413	426	438
		有機化学工業製品製造業	25	工業原料として用いられる無機化学工業製品を製造するもの。例えば、脂肪族系中間物、メタン誘導品、コールタール製品、プラスチック、	4.4	19	152	240	247	252	253	236	237	245	247	247	246	235	229	241	248

業種名称			番号	内容	B	C	D
製造業	化学工業	染料、顔料、塗料、印刷インキ製造業	26	合成ゴムの製造業又は醗酵工業など	6.4	34	186
		医業	27		8.5	101	374
		農薬製造業	28		6.0	72	280
		その他の化学工業	29	化学工業のうち、24から28までに該当するもの以外のもの	5.9	48	223
	石油製品製造業		30	石油を精製するもの、又は購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造するもの	5.9	74	190
	ゴム製品製造業		31		5.3	42	205
	窯業、土石製品製造業	ガラス、ガラス製品製造業	32		4.8	57	190
		セメント製造業	33		5.0	24	144
		セメント製品製造業	34		3.5	25	131
		陶磁器製品製造業	35		6.0	52	200
		耐火れんが製造業	36		4.1	32	206
		その他の窯業、土石製品製造業	37	窯業、土石製品製造業のうち、32から36までに該当するもの以外のもの	4.5	37	166
	鉄鋼業	製鉄、製鋼、圧延、鋼材製造業	38	製鉄業、平炉又は電気炉による製鋼及び圧延業、製鋼を行わずに他から受入れた材料について圧延、伸鉄、伸線を行い、若しくは鋼管、ブリキ、亜鉛鉄板などの鋼材を製造するもの	5.0	37	165
		鍛鋼、鋳物、銑鉄鋳物製造業	39	鋼塊から鍛鋼品を製造し、棒鋼などから型鋳造などを行って鍛工品を製造し、若しくは鋼鋳物を製造するもの、又は銑鉄から機械用鋳物及び日用品などの銑鉄鋳物を製造するもの	4.0	31	146
		その他の鉄鋼業	40	鉄鋼業のうち、38及び39に該当するもの以外のもの	4.7	35	164
	非鉄金属製造業		41	非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸などを行うもの、又は非鉄金属の製造、鍛造その他の基礎製品の製造を行うもの	4.0	39	140
	電線、ケーブル製造業		42		4.1	20	135
	金属製品製造業	刃物、工具、農器具製造業	43	機械刃物、利器工匠具、手動具、作業用具、農器具などを製造するもの	5.8	31	197
		建設用金属製品製造業	44	鉄骨、鉄塔、鋼橋などの建設用金属製品を製造するもの	6.1	50	212
		建築用金属製品製造業	45	シャッター、サッシ、カーテンウォールなどの建築用金属製品を製造するもの	6.7	52	204
		線材製品製造業	46	他から受入れた鉄線又は非鉄線から、くぎ、金網、鋼索、ボルト、ナット、リベット、ねじなどを製造するもの	5.5	36	207
		その他の金属製品製造業	47	金属製品製造業のうち、43から46までに該当するもの以外のもの	6.4	47	230

A												
56年分 11月分	56年 12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
317	317	320	329	310	307	328	336	347	338	333	330	361	381
829	858	840	837	766	785	840	869	827	808	809	801	863	819
358	348	348	340	339	342	342	347	345	344	349	334	321	313
438	451	453	452	420	426	449	457	448	442	436	430	460	456
333	333	316	304	294	292	303	293	297	293	289	283	299	315
255	251	250	251	244	238	245	246	251	248	239	229	233	239
356	361	369	360	314	302	304	285	279	272	284	285	295	307
184	195	186	183	191	188	187	179	177	171	163	161	161	167
171	175	171	175	178	176	170	166	164	161	150	141	139	140
309	317	329	338	314	318	319	313	307	306	300	300	324	329
240	274	297	282	252	252	251	243	236	232	227	216	221	218
255	271	275	270	250	246	247	240	238	234	229	228	238	242
237	235	237	243	241	245	238	226	224	217	206	198	203	210
186	185	184	183	177	175	173	171	174	170	162	153	151	154
229	227	229	233	229	230	225	216	215	209	199	191	195	200
322	320	325	321	291	307	296	296	314	294	285	270	289	301
357	363	366	373	327	316	335	344	364	381	400	388	374	372
254	253	246	244	225	222	224	219	225	224	212	209	200	201
260	260	253	249	251	240	237	237	235	225	218	210	210	217
296	294	303	300	293	286	287	278	288	288	283	283	281	286
255	253	253	251	246	239	238	240	234	236	239	230	228	232
288	288	286	283	277	271	272	270	270	264	259	254	258	264

業種 名称			番号	内容	B	C	D
製造業	一般機械器具製造業	農業用機械製造業	48		4.6	16	158
		金属加工機械製造業	49		6.4	83	253
		事務用、サービス用、民生用機械器具製造業	50	計算機械、複写機械などの事務用機械器具、ミシン、毛糸手編機械などの民生用機械器具又は冷凍機、温湿調整装置などのサービス用機械器具を製造するもの	8.3	59	275
		その他の一般機械器具製造業	51	一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具を除く一般機械器具）製造業のうち、48から50までに該当するもの以外のもの	5.6	55	225
	電気機械器具製造業	発電用、送電用、配電用、産業用電気機械器具製造業	52		5.7	48	210
		通信機械器具製造業	53	有線若しくは無線の通信機械器具、同関連機械器具又は交通信号、保安装置を製造するもの	5.2	53	185
		民生用電気機械器具製造業	54	電気洗たく機、電気冷蔵庫、扇風機などの民生用機械器具又はラジオ受信機、テレビジョン受信機、電気音響機械器具を製造するもの	7.6	60	338
		電球、電気照明器具製造業	55		6.5	33	170
		電気計測器製造業	56		6.6	32	195
		その他の電気機械器具製造業	57	電気機械器具製造業のうち、52から56までに該当するもの以外のもの	6.1	49	230
	輸送用機械器具製造業	自動車製造業	58	各種自動車（三輪及び二輪の自動車を含む。）の完成品又は自動車シャシーの製造若しくは組立てを行うもの	8.0	71	343
		自動車車体、部分品製造業	59		6.2	66	289
		自転車（部分品を含む。）製造業	60		5.3	31	177
		その他の輸送用機械器具製造業	61	輸送用機械器具製造業のうち、58から60までに該当するもの以外のもの	6.0	58	267
	精密機械器具製造業	計量器、測定器、試験機、測量機械器具製造業	62		5.0	67	177
		光学機械器具製造業	63		5.9	58	301
		時計製造業	64		6.8	73	322
		その他の精密機械器具製造業	65	精密機械器具製造業のうち、62から64までに該当するもの以外のもの	5.9	69	271
	その他の製造業		66	製造業のうち、5から65までに該当するもの以外のもの	5.7	47	215
卸売業	繊維品（衣服、身の回り品を除く。）卸売業		67	生糸、繭、繊維原料、糸、織物などの卸売業	6.1	36	234
	衣服、身の回り品卸売業		68	洋服、婦人子供服、下着類、寝具類、履物、かばん、袋物、装身具などの卸売業	8.3	56	286
	食料品、農水産物卸売業		69	農畜産物、水産物、食料、飲料品の卸売業	5.7	33	180

A

56年11月分	56年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
144	143	145	173	171	166	165	160	166	164	154	148	161	167
455	451	466	453	401	373	387	368	349	336	335	335	340	348
450	444	462	472	438	426	454	441	432	426	434	443	474	482
361	360	370	370	340	328	338	330	322	312	309	307	320	327
475	464	478	482	414	394	433	432	426	414	424	428	441	443
526	504	502	504	433	411	445	441	459	458	477	510	521	539
661	594	606	599	532	512	576	572	558	543	582	603	614	632
295	293	295	300	285	277	291	287	293	294	291	290	310	315
398	398	409	413	370	355	388	398	408	400	384	382	397	396
524	498	506	506	438	420	463	463	458	449	469	484	497	507
551	535	546	530	474	471	513	489	468	460	468	491	506	519
335	332	333	332	312	303	315	313	312	305	299	295	299	307
212	209	203	200	190	186	186	184	184	182	178	171	169	179
354	350	352	350	325	318	334	328	323	315	311	310	316	324
620	637	630	612	533	456	500	481	469	459	479	475	460	462
549	553	558	558	469	433	484	466	473	482	518	536	564	576
300	288	274	273	262	258	263	281	265	258	253	246	260	272
540	548	544	539	468	429	462	450	447	445	476	495	508	525
364	365	367	367	340	334	348	346	342	335	335	334	347	353
295	296	296	289	274	264	273	290	285	275	269	253	249	254
412	425	425	416	390	392	398	398	391	376	368	361	366	381
209	211	214	213	206	202	201	202	202	200	194	193	197	201

業種 名称		番号	内容	B	C	D	A											
							56年11月分	56年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
卸売業	化学製品卸売業	70	化学製品、医薬品、化粧品の卸売業	6.1	48	182	274	288	294	296	276	277	275	285	292	276	273	267	279	277
	鉱物、金属材料卸売業	71		6.2	65	226	338	339	333	329	319	314	315	309	308	301	293	287	298	308
	機械器具卸売業	72	一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具の卸売業	7.3	84	300	491	476	485	484	441	426	452	468	464	450	439	435	436	445
	総合商品卸売業	73	67から72まで及び74に該当する事業のうち、2種類以上のものを行う会社で、そのいずれが主たる事業であるかを判別することができないもののうち、常時100人以上の従業員を使用するもの	5.0	32	158	274	276	272	275	263	258	262	264	259	250	244	239	248	257
	その他の卸売業	74	卸売業のうち、67から73までに該当するもの以外のもの	6.0	52	229	342	343	343	344	326	321	329	332	330	319	311	306	313	322
小売業	百貨店業	75	衣食住にわたる各種の商品の小売を行い、そのいずれが主たる取扱商品であるかを判別することができないもののうち、常時50人以上の従業員を使用するもの	9.1	67	320	451	455	454	446	427	425	436	435	436	433	427	427	430	438
	飲食店業	76		6.7	45	212	463	472	471	469	465	462	469	469	471	471	463	467	472	480
	自動車小売業	77		4.2	37	187	273	280	286	292	281	261	246	236	237	236	232	226	221	226
	その他の小売業	78	小売業のうち、75から77までに該当するもの以外のもの	8.6	62	298	463	468	469	463	449	448	454	455	456	452	445	445	449	455
金融業	銀行業	79		5.0	37	261	280	286	290	290	290	289	291	292	292	291	290	290	291	292
	証券業	80		5.4	46	218	322	328	321	312	297	291	295	292	288	282	281	279	293	308
	その他の金融業	81	金融業のうち、79及び80に該当するもの以外のもの	5.2	43	266	316	321	323	322	315	310	313	312	310	307	306	304	307	313
損害保険業		82		5.5	99	278	263	264	253	246	243	239	238	235	236	231	229	228	234	240
不動産業	不動産賃貸業	83		6.2	30	153	322	331	318	312	311	315	313	310	308	306	298	291	302	313
	不動産売買業	84	建売業、土地建物売買業	4.4	27	194	315	352	351	336	326	334	325	314	310	301	301	302	314	322
	その他の不動産業	85	不動産のうち、83及び84に該当するもの以外のもの	5.2	28	168	312	289	328	320	314	319	315	306	303	298	295	292	303	311
運輸業	道路旅客運送業	86		4.5	30	162	350	343	344	345	347	350	349	354	354	356	353	349	352	353
	道路貨物運送業	87		5.9	38	203	383	381	381	383	372	359	361	363	356	354	350	343	350	370
	水運業	88	海洋、沿岸、港湾、河川、湖沼において、船舶により旅客、貨物の運送を行うもの	2.2	23	88	162	157	153	152	152	150	146	145	148	139	130	124	123	126
	港湾運送業	89	港湾において、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役又はいかだ運送の作業を行うもの	5.7	45	202	225	227	222	221	220	215	219	215	213	207	208	204	199	201
	航空運輸業	90	航空機により旅客若しくは貨物を運送するもの、又は航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行うもの	5.3	49	131	417	438	447	466	424	416	410	433	417	404	474	468	480	459
	その他の運輸業	91	運輸業のうち、86から90までに該当するもの以外のもの	4.3	28	132	244	244	242	244	239	235	233	234	234	229	228	222	224	228
倉庫業		92	普通倉庫業、冷蔵倉庫業又は水面木材倉庫業を営むもの	4.8	25	138	198	197	197	193	189	189	188	187	190	185	176	170	173	171
通信、放送業		93	有線放送電話業又は民間放送業を営むもの	6.4	130	475	393	407	407	400	402	399	395	394	394	398	394	400	420	450
電気業		94		4.1	26	71	86	89	88	90	93	89	89	89	87	86	84	81	83	87
ガス業		95		4.5	38	89	147	162	156	152	149	146	147	147	147	147	147	144	146	151

業種 名称	番号	内容	B	C	D
サービス業 ホテル、料理飲食業	96		6.7	45	212
劇場、興行場経営業	97		5.4	45	222
遊園地、遊技場その他の娯楽施設業	98		7.7	54	260
その他のサービス業	99	サービス業のうち、96から98までに該当するもの以外のもの	6.9	48	226
その他の産業	100	1から99までに該当するもの以外のもの	5.7	48	220

(注) 上記の金額は、各業種の標本会社の変動に伴いその変動後の標本会社の株価等の金額を基として計算したので、56年11月分及び56年12月分のAの金額については、56年分の評価に適用すべきものと異なる業種があるが、その業種にあっては、上記の金額を基として計算することに留意する。

A													
56年11月分	56年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
463	472	471	469	465	462	469	469	471	471	463	467	472	480
638	649	639	639	638	636	652	663	674	665	679	666	690	700
361	358	352	352	363	362	361	363	359	354	347	333	340	362
460	472	466	460	452	449	458	467	474	471	471	476	496	519
349	350	352	351	332	327	336	334	332	325	324	322	333	339

(3) 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等（昭和５８年分）

業種目 大分類 中分類 小分類	番号	内容	B	C	D
鉱業	1		3.9	27	205
建設業	2		6.2	66	264
総合工事業	3	土木施設又は建築物の完成を請け負うもの	6.1	55	217
電気設備工事業	4	設備工事業のうち、電気工事業、電気通信工事業、信号装置工事業のいずれかを営むもの	6.7	104	396
その他の建設業	5	建設業のうち、3及び4に該当するもの以外のもの	6.2	64	255
製造業					
食料品製造業	6		7.1	49	265
製粉業	7		5.8	49	197
飼料製造業	8		5.9	28	197
パン・菓子製造業	9		7.6	75	317
乳製品製造業	10		6.0	22	239
肉製品製造業	11		9.1	50	307
食用油製造業	12		5.4	46	232
調味料製造業	13		9.3	56	372
その他の食料品製造業	14	食料品製造業のうち、7から13までに該当するもの以外のもの	7.1	49	265
繊維工業	15		4.3	31	186
毛紡績業	16	毛紡績業又は毛ねん糸、毛織物の製造業を営むもの	4.7	20	222
化学繊維紡織業	17	化学繊維の製造業又は化学繊維に係る紡績業若しくはねん糸、織物の製造業を営むもの	3.0	15	113
その他の紡織業	18	紡績業、ねん糸、織物の製造業のうち、16及び17に該当するもの以外のもの	3.2	16	140
染色整理業	19	糸、織物などに精練、漂白、染色及び整理仕上げその他の処理を行うもの	5.3	29	228
メリヤス製造業	20	メリヤス生地及びメリヤス製品（靴下、手袋、下着など）の製造業を営むもの	3.9	24	165
その他の繊維工業	21	繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）のうち、16から20までに該当するもの以外のもの	3.4	18	148
衣服、その他の繊維製品製造業	22	購入した織物、フエルト地などを裁断、縫製して、衣服その他の繊維製品を製造するもの	9.1	100	392
パルプ・紙・紙加工品製造業	23		5.3	28	180
パルプ・紙製造業	24		4.9	26	169
紙加工品製造業	25	紙製品、紙製容器その他の紙加工品を製造するもの	6.6	33	208
化学工業	26		6.1	47	230
無機化学工業製品製造業	27	工業原料として用いられる無機化学工業製品を製造するもの。例えば、ソーダ工業、電炉工業又は圧縮ガス、液化ガスの製造業	6.8	32	196
有機化学工業製品製造業	28	工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造するもの。例えば、脂肪族系中間物、メタ	4.4	15	151

A														
57年平均	57年11月分	57年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
435	449	463	449	449	429	447	456	451	461	456	491	487	471	458
295	284	291	292	293	300	307	307	298	307	310	322	329	329	329
254	244	249	252	252	257	265	261	252	254	257	270	279	275	264
364	345	352	353	364	389	404	416	402	420	418	428	439	445	481
280	269	274	276	278	288	296	296	286	295	297	310	318	318	318
360	354	364	367	365	372	387	402	406	421	422	426	434	436	436
251	251	251	254	256	258	263	269	278	290	286	290	296	294	315
190	192	198	202	199	203	210	215	205	211	205	204	209	207	203
420	416	428	432	428	432	438	442	458	470	472	486	503	512	509
325	312	330	332	325	343	365	366	365	375	377	392	404	395	388
361	349	367	359	351	351	372	368	362	365	360	371	373	386	390
287	288	300	305	302	301	324	343	360	384	390	398	400	397	401
426	414	418	416	414	421	449	485	477	487	485	492	499	493	497
360	354	364	367	365	372	387	402	406	421	422	426	434	436	436
247	241	242	240	246	253	263	271	270	276	283	290	289	293	301
207	204	205	207	216	226	228	224	223	227	230	239	244	245	245
210	207	209	211	215	218	232	239	242	245	245	245	251	259	265
196	194	194	197	204	209	219	226	226	236	242	243	247	254	266
252	221	231	229	232	229	231	247	269	282	277	283	283	275	301
236	227	229	231	232	238	262	251	244	246	248	247	252	253	264
201	196	199	201	210	215	224	231	232	244	255	262	261	265	272
500	487	477	453	446	460	475	492	474	449	438	444	443	446	456
245	243	248	262	273	278	283	285	285	313	318	327	335	347	358
237	236	241	260	275	281	285	282	279	295	303	317	324	336	350
267	262	265	266	267	270	278	293	302	358	359	351	364	375	379
417	428	427	433	437	444	450	481	509	548	564	577	563	562	562
388	356	366	391	375	370	368	381	377	389	401	398	398	412	521
241	240	247	257	260	266	278	294	320	346	365	358	365	398	414

業種目 大分類 / 中分類 / 小分類	番号	内容	B	C	D
		ン誘導品、コールタール製品、プラスチック、合成ゴムの製造業又は醗酵工業など			
プラスチック製品製造業	29		7.0	47	213
ゴム製品製造業	30		5.0	30	191
石油製品製造業	31	石油を精製するもの、又は購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造するもの	6.8	22	167
染料・顔料・塗料・印刷インキ製造業	32		6.7	43	204
医薬品・化粧品製造業	33		8.2	98	379
農薬製造業	34		5.9	65	288
その他の化学工業	35	化学工業のうち、27から34までに該当するもの以外のもの	6.1	48	233
窯業、土石製品製造業	36		4.7	33	179
ガラス・ガラス製品製造業	37		4.6	38	196
セメント製造業	38		5.0	29	152
セメント製品製造業	39		4.0	21	137
陶磁器製品製造業	40		5.5	45	213
耐火れんが製造業	41		3.8	35	216
その他の窯業、土石製品製造業	42	窯業、土石製品製造業のうち、37から41までに該当するもの以外のもの	4.6	34	182
鉄鋼業	43		5.3	31	179
製鉄、製鋼、圧延、鋼材製造業	44	製鉄業、平炉又は電気炉による製鋼及び圧延業、製鋼を行わずに他から受け入れた材料について圧延、伸鉄、伸線を行い、若しくは鋼管、ブリキ、亜鉛鉄板などの鋼材を製造するもの	5.7	33	189
鍛鋼・鋳物・銑鉄鋳物製造業	45	鋼塊から鍛鋼品を製造し、棒鋼などから型鋳造などを行って鍛工品を製造し、若しくは鋼鋳物を製造するもの、又は銑鉄から機械用鋳物及び日用品などの銑鉄鋳物を製造するもの	4.2	26	148
その他の鉄鋼業	46	鉄鋼業のうち、44及び45に該当するもの以外のもの	5.3	31	179
非鉄金属製造業	47		4.8	36	177
非鉄金属・非鉄金属合金製造業	48	非鉄金属の製錬、精製又は非鉄金属合金の製造を行うもの	5.0	47	216
非鉄金属圧延・鋳物製造業	49	非鉄金属及び非鉄金属合金の圧延、抽伸、押出、鍛造などを行うもの、又は鋳物を製造するもの	5.3	26	152
電線・ケーブル製造業	50		4.3	31	156
金属製品製造業	51		6.7	50	262
刃物・工具・洋食器・農器具製造業	52	機械刃物、利器工匠具、手動具、作業用具、洋食器、農器具などを製造するもの	6.9	29	219
建設用金属製品製造業	53	鉄骨、鉄塔、鋼橋などの建設用金属製品を製造するもの	5.9	49	219
建築用金属製品製造業	54	シャッター、サッシ、カーテンウォールなどの建築用金属製品を製造するもの	6.5	45	205

A													
57年平均	57年11月分	57年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
337	317	334	339	347	360	390	438	469	508	528	538	528	553	575
229	220	226	224	227	229	239	243	244	256	250	250	264	275	279
333	337	354	382	377	368	381	404	401	410	403	439	459	458	442
350	378	398	403	397	400	406	441	473	489	488	496	495	508	549
798	839	796	802	826	841	832	903	968	1,070	1,104	1,147	1,081	1,031	960
338	321	313	308	310	321	335	368	352	350	352	351	346	352	346
421	433	430	435	440	447	453	485	514	554	571	584	567	567	567
252	249	253	252	255	264	275	287	291	302	305	311	327	343	357
311	314	328	349	355	383	407	448	479	523	541	540	548	592	658
176	161	167	173	182	178	194	189	179	180	177	186	191	190	194
167	146	147	149	153	158	165	164	159	163	160	162	166	169	170
305	320	321	319	321	350	364	382	375	373	368	390	404	411	432
243	221	218	213	214	217	235	243	236	248	247	253	295	318	304
261	259	263	262	263	274	285	299	304	317	320	326	343	361	376
230	210	216	216	222	225	235	237	235	244	254	264	262	263	267
245	224	231	230	238	241	253	256	250	258	271	285	280	278	279
173	155	159	160	162	166	171	173	179	182	184	185	188	195	202
230	210	216	216	222	225	235	237	235	244	254	264	262	263	267
350	349	357	367	374	374	398	419	435	480	489	487	482	480	492
430	419	447	481	509	506	541	541	577	641	645	638	632	616	618
232	224	221	220	223	225	235	251	251	261	273	288	289	286	285
346	358	355	348	340	341	361	405	412	460	471	464	458	467	499
275	253	281	276	273	284	300	312	313	322	326	327	328	336	347
242	221	220	212	207	209	213	229	220	229	230	226	219	218	224
231	210	217	214	213	219	237	242	237	241	241	241	245	246	247
287	281	286	290	293	306	322	327	326	332	319	320	327	317	310

業種目 大分類 中分類 小分類	番号	内容	B	C	D	A 57年平均	57年11月分	57年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
線材製品製造業	55	他から受け入れた鉄線又は非鉄線から、くぎ、金網、鋼索、ボルト、ナット、リベット、ねじなどを製造するもの	6.3	28	201	259	252	260	252	244	245	261	267	271	288	313	333	326	343	344
鋼製家具・装備品製造業	56	家庭用若しくは事務用の家具、又は陳列だな、陳列ケースなど事務所用若しくは店舗用の装備品及びこれに付随する製品を製造するもの	6.4	36	300	261	252	253	253	255	266	280	315	313	317	302	294	290	299	293
その他の金属製品製造業	57	金属製品製造業のうち、52から56までに該当するもの以外のもの	6.7	50	262	275	253	281	276	273	284	300	312	313	322	326	327	328	336	347
一般機械器具製造業	58		6.0	56	253	349	339	346	343	342	354	373	404	409	438	455	460	454	470	491
農業用機械製造業	59		3.6	6	145	161	161	167	176	191	196	204	211	200	207	210	218	222	234	235
建設機械・鉱山機械製造業	60		6.8	86	295	439	441	438	419	410	415	425	436	421	433	433	442	427	403	395
繊維機械製造業	61		5.0	61	216	279	263	274	265	262	276	288	314	308	331	332	361	361	366	388
金属加工機械製造業	62		7.5	86	330	427	398	407	408	408	426	459	503	515	560	588	595	582	613	656
事務用、サービス用、民生用機械器具製造業	63	計算機械、複写機械などの事務用機械器具、ミシン、毛糸手編機械などの民生用機械器具又は冷凍機、温湿調整装置などのサービス用機械器具を製造するもの	7.8	51	282	435	459	467	462	467	497	519	580	605	644	686	697	671	676	719
その他の一般機械器具製造業	64	一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具を除く一般機械器具）製造業のうち、59から63までに該当するもの以外のもの	6.0	56	253	349	339	346	343	342	354	373	404	409	438	455	460	454	470	491
電気機械器具製造業	65		6.0	48	246	470	494	507	498	496	537	576	651	709	738	784	805	774	808	881
発電用、送電用、配電用、産業用電気機械器具製造業	66		5.8	46	225	415	420	423	415	404	417	437	489	529	548	629	615	586	617	658
通信機械器具製造業	67	有線若しくは無線の通信機械器具、同関連機械器具又は交通信号、保安装置を製造するもの	5.4	61	217	475	521	539	524	531	560	608	731	805	854	926	923	857	919	1,081
民生用電気機械器具製造業	68	電気洗濯機、電気冷蔵庫、扇風機などの民生用機械器具又はラジオ受信機、テレビジョン受信機、電気音響機械器具を製造するもの	6.2	54	351	584	619	634	624	611	685	737	825	915	925	929	993	971	984	1,041
電球・電気照明器具製造業	69		6.5	31	174	293	310	315	327	340	349	388	415	472	508	540	608	588	640	652
電気計測器製造業	70		6.4	16	164	333	328	338	336	352	357	364	398	432	500	506	479	449	483	526
その他の電気機械器具製造業	71	電気機械器具製造業のうち、66から70までに該当するもの以外のもの	6.0	48	246	470	474	507	498	496	537	576	651	709	738	784	805	774	808	881
輸送用機械器具製造業	72		6.0	59	278	333	324	333	336	332	335	349	368	377	386	395	397	405	423	445
自動車製造業	73	各種自動車（三輪及び二輪の自動車を含む。）の完成品又は自動車シャシーの製造若しくは組立てを行うもの	8.1	77	372	494	506	519	523	499	498	502	513	511	512	512	516	532	540	558
自動車車体・部分品製造業	74		6.3	59	296	331	320	330	330	330	335	350	376	397	415	430	431	440	468	500
自転車（部分品を含む。）製造業	75		5.8	23	213	221	208	217	239	251	259	287	297	296	291	287	297	299	304	298
その他の輸送用機械器具製造業	76	輸送用機械器具製造業のうち、73から75までに該当するもの以外のもの	6.0	59	278	333	324	333	336	332	335	349	368	377	386	395	397	405	423	445
精密機械器具製造業	77		6.8	65	333	587	612	634	642	649	673	743	822	881	918	974	1,012	953	959	1,036
計量器・測定器・試験機・	78		6.2	69	279	562	518	535	554	583	559	550	609	633	686	714	726	678	723	766

業種 大分類 / 中分類 / 小分類	番号	内容	B	C	D	A 57年平均	57年11月分	57年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
測量機械器具製造業						589	667	679	649	640	690	712	748	804	813	844	878	846	857	951
光学機械器具製造業	79		7.9	61	361	263	260	272	318	367	378	401	448	505	540	533	587	546	536	565
時計製造業	80		6.0	39	311	587	612	634	642	649	673	743	822	881	918	974	1,012	953	959	1,036
その他の精密機械器具製造業	81	精密機械器具製造業のうち、78から80までに該当するもの以外のもの	6.8	65	333															
その他の製造業	82		5.9	47	235	357	358	366	366	367	379	397	426	444	467	482	491	484	496	516
印刷業	83	印刷、製本、印刷物加工を業とするもの又は印刷業に伴うサービス業を営むもの	6.8	48	220	340	335	340	344	347	353	361	364	368	377	393	391	412	419	438
その他の製造業	84	製造業のうち、7から83までの小分類の業種目に該当するもの以外のもの	5.9	47	235	357	358	366	366	367	379	397	426	444	467	482	491	484	496	516
卸売業	85		6.1	48	239	338	328	337	336	339	350	360	382	389	395	399	405	405	413	425
繊維品(衣服・身の回り品を除く。)卸売業	86	生糸、繭、繊維原料、糸、織物などの卸売業	5.9	35	235	272	249	254	254	254	263	275	277	271	275	283	277	277	279	279
衣服・身の回り品卸売業	87	洋服、婦人子供服、下着類、寝具類、履物、かばん、袋物、装身具などの卸売業	7.8	57	293	388	366	381	370	358	363	371	377	384	387	379	383	384	390	401
食料品・農水産物卸売業	88	農畜産物、水産物、食料、飲料の卸売業	5.4	36	186	198	194	201	208	213	219	237	238	225	234	231	233	237	237	236
化学製品卸売業	89	化学製品、医薬品、化粧品の卸売業	6.2	48	177	275	270	268	271	280	288	293	304	335	361	429	447	418	433	431
鉱物・金属材料卸売業	90		6.2	40	233	309	298	306	307	310	308	305	312	310	317	319	334	360	391	385
機械器具卸売業	91	一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具の卸売業	7.1	70	301	465	459	465	451	457	497	533	612	661	650	653	672	653	662	713
総合商品卸売業	92	86から91まで及び93に該当する事業のうち、2種類以上のものを行う会社で、そのいずれが主たる事業であるかを判別することができないもののうち、常時100人以上の従業員を使用するもの	4.4	33	157	258	250	260	263	264	264	274	282	281	282	282	290	304	304	305
その他の卸売業	93	卸売業のうち、86から92までに該当するもの以外のもの	6.1	48	239	338	328	337	336	339	350	360	382	389	395	399	405	405	413	425
小売業	94		9.3	63	322	463	458	465	470	477	482	496	512	532	541	544	542	558	585	606
百貨店業	95	衣食住にわたる各種の商品の小売を行い、そのいずれが主たる取扱商品であるかを判別することができないもののうち、常時50人以上の従業員を使用するもの	9.7	58	320	429	424	427	425	429	428	435	436	438	446	452	453	459	472	475
家庭用機械器具小売業	96		8.6	40	275	382	395	394	398	400	416	441	521	571	553	557	575	571	603	644
飲食店業	97		7.1	58	252	546	556	565	582	590	587	597	597	598	637	645	650	659	701	729
自動車小売業	98		4.1	67	210	248	221	226	232	230	234	241	248	247	260	254	248	249	271	326
その他の小売業	99	小売業のうち、95から98までに該当するもの以外のもの	9.3	63	322	463	458	465	470	477	482	496	512	532	541	544	542	558	585	606
金融・証券業	100		5.3	42	274	316	312	319	320	317	318	322	323	325	326	323	322	322	322	325
銀行業	101		5.1	40	268	291	292	293	293	292	292	294	295	296	295	294	293	292	294	296
その他の金融業	102	金融業のうち、101に該当するもの以外のもの	5.3	43	282	320	315	320	320	318	318	319	319	319	318	314	314	314	315	318
証券業	103		5.3	35	221	295	293	308	320	314	320	337	348	358	375	379	376	370	368	369
損害保険業	104		5.5	78	285	237	234	240	244	249	255	259	253	254	257	254	254	260	257	258
不動産業	105		5.4	26	177	315	310	319	323	332	340	361	350	340	348	343	348	363	367	368

業種目 大分類 中分類 小分類	番号	内容	B	C	D
不動産賃貸業	106		6.1	33	160
不動産売買業	107	建売業、土地建物売買業	4.8	21	208
その他の不動産業	108	不動産業のうち、106及び107に該当するもの以外のもの	5.4	26	177
運輸・倉庫業	109		4.6	27	140
道路旅客運送業	110		4.2	24	164
道路貨物運送業	111		6.0	36	208
水運業	112	海洋、沿岸、港湾、河川、湖沼において、船舶により旅客、貨物の運送を行うもの	2.9	21	97
港湾運送業	113	港湾において、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役又はいかだ運送の作業を行うもの	5.7	37	187
航空運輸業	114	航空機により旅客若しくは貨物を運送するもの、又は航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行うもの	5.3	53	145
その他の運輸業	115	運輸業のうち、110から114までに該当するもの以外のもの	4.5	27	138
倉庫業	116	普通倉庫業、冷蔵倉庫業又は水面木材倉庫業を営むもの	4.6	25	138
放送業	117	民間放送業を営むもの	6.6	117	519
電気業	118		5.0	15	73
ガス業	119		4.9	41	101
サービス業	120		6.4	47	233
ホテル・旅館業	121		5.9	42	183
劇場・興行場経営業	122		5.3	39	229
遊園地・遊技場・競技場・その他の娯楽施設経営業	123		7.7	49	270
その他のサービス業	124	サービス業のうち、121から123までに該当するもの以外のもの	6.4	47	233
その他の産業	125	1から124までに該当するもの以外のもの	5.9	47	237

(注) 株価「A」は、業種目ごとに昭和58年分の標本会社の株価を基に計算しているので、前年分の標本会社に異動がある業種目については、上記の57年11月分及び12月分の金額は、昭和57年分の評価に適用する11月分及び12月分の金額とは異なるのであるから留意する。

A														
57年平均	57年11月分	57年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
308	302	313	316	324	323	346	342	335	338	334	343	361	376	374
336	331	339	344	356	372	391	371	362	377	369	369	381	376	380
315	310	319	323	332	340	361	350	340	348	343	348	363	367	368
235	226	230	234	243	245	255	255	252	257	259	262	268	275	280
350	352	353	357	369	375	383	380	379	381	379	378	382	387	389
361	350	370	374	377	377	383	388	393	403	411	418	421	438	466
147	130	133	140	157	151	156	161	152	150	149	151	153	153	149
203	194	196	200	201	204	215	213	209	207	204	205	212	217	228
441	480	459	444	451	471	464	500	551	618	660	683	718	818	839
240	233	236	241	251	253	261	261	260	265	268	271	276	285	291
187	175	174	177	180	182	202	202	194	195	196	196	205	208	205
410	417	435	435	429	438	455	467	531	533	548	544	530	535	540
87	83	87	92	95	96	93	94	92	91	90	91	92	91	93
148	146	151	150	153	153	153	153	153	151	151	153	159	167	175
452	472	495	493	504	508	519	536	546	540	549	568	559	563	566
402	398	404	405	401	402	410	429	445	458	480	492	488	497	505
661	690	700	705	698	697	704	708	719	729	721	728	724	747	750
353	340	362	358	359	356	361	410	449	405	401	401	396	398	406
452	472	495	493	504	508	519	536	546	540	549	568	559	563	566
342	340	348	349	351	360	374	395	406	423	433	440	438	447	461

（そ の 他）

参考9　　残　　価　　率　　表

(1) 定額法による残価率表

耐用年数 ＼ 経過年数 ／ 償却率	償却率	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
年		残価率																
10	.1000	.910	.820	.730	.640	.550	.460	.370	.280	.190	.100							
12	.0833	.925	.850	.775	.700	.625	.550	.475	.400	.325	.250	.175	.100					
15	.0666	.940	.880	.820	.760	.700	.640	.580	.520	.460	.400	.340	.280	.220	.160	.100		
18	.0555	.950	.900	.850	.800	.750	.700	.650	.600	.550	.500	.450	.400	.350	.300	.250	.200	.150
20	.0500	.955	.910	.865	.820	.775	.730	.685	.640	.595	.550	.505	.460	.415	.370	.325	.280	.235
25	.0400	.964	.928	.892	.856	.820	.784	.748	.712	.676	.640	.602	.568	.532	.496	.460	.424	.338
27	.0370	.966	.933	.900	.866	.833	.800	.766	.733	.700	.667	.633	.600	.567	.533	.500	.467	.433
30	.0333	.970	.940	.910	.880	.850	.820	.790	.760	.730	.700	.671	.641	.611	.581	.551	.521	.491
35	.0285	.974	.948	.922	.892	.871	.845	.820	.794	.768	.743	.717	.691	.665	.640	.614	.588	.563
40	.0250	.977	.955	.932	.910	.887	.865	.842	.820	.797	.775	.752	.730	.707	.685	.662	.640	.617
45	.0222	.980	.960	.940	.920	.900	.880	.860	.840	.820	.800	.780	.760	.740	.720	.700	.680	.660
50	.0200	.982	.964	.946	.928	.910	.898	.880	.862	.844	.826	.808	.790	.772	.754	.736	.718	.700
55	.0181	.983	.967	.951	.934	.918	.902	.885	.869	.853	.837	.820	.804	.788	.771	.755	.739	.722
60	.0166	.985	.970	.955	.940	.925	.910	.895	.880	.865	.850	.835	.820	.805	.790	.775	.760	.745
65	.0153	.986	.972	.958	.944	.931	.917	.903	.889	.875	.862	.848	.834	.820	.806	.793	.779	.765
70	.0142	.987	.974	.961	.948	.936	.923	.910	.897	.884	.872	.859	.846	.833	.820	.808	.795	.782
75	.0133	.988	.976	.964	.952	.940	.928	.916	.904	.892	.880	.868	.856	.844	.832	.820	.808	.796

18年	19年	20年	
残価率			
.100			
.190	.145	.100	
.352	.316	.280	
.400	.367	.334	
.461	.431	.402	（以
.537	.511	.486	
.595	.572	.550	下
.640	.620	.600	
.682	.664	.646	略
.706	.690	.674	
.720	.715	.700	）
.751	.737	.724	
.769	.756	.744	
.784	.772	.760	

(2) 定率法による残価率表

経過年数 / 耐用年数	残価率																	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
2年	.316	.100																
3	.464	.215	.100															
4	.562	.316	.178	.100														
5	.631	.398	.251	.158	.100													
6	.681	.463	.315	.215	.146	.100												
7	.720	.518	.373	.268	.193	.139	.100											
8	.750	.562	.421	.316	.237	.177	.133	.100										
9	.774	.599	.463	.358	.277	.215	.166	.128	.100									
10	.794	.630	.500	.397	.315	.250	.198	.157	.125	.100								
12	.825	.680	.561	.463	.382	.315	.260	.214	.177	.146	.121	.100						
15	.858	.736	.631	.541	.464	.398	.342	.293	.251	.216	.185	.159	.136	.116	.100			
18	.880	.774	.681	.599	.527	.464	.408	.359	.316	.278	.245	.215	.189	.166	.146	.128	.112	.100
20	.891	.793	.707	.630	.561	.500	.445	.397	.353	.315	.282	.251	.223	.198	.176	.156	.138	.123
25	.912	.831	.758	.691	.630	.575	.524	.478	.436	.398	.363	.331	.301	.274	.249	.227	.207	.188
27	.918	.842	.773	.710	.651	.598	.549	.504	.463	.425	.391	.359	.329	.302	.277	.254	.233	.213
30	.926	.857	.794	.735	.680	.630	.583	.540	.500	.463	.429	.398	.368	.340	.314	.290	.268	.248
35	.936	.876	.820	.768	.715	.673	.630	.590	.552	.517	.485	.454	.424	.396	.370	.346	.323	.302
40	.944	.891	.841	.794	.749	.707	.668	.630	.595	.561	.531	.501	.472	.445	.420	.396	.373	.352
45	.950	.902	.857	.814	.773	.735	.698	.663	.630	.598	.570	.541	.513	.487	.462	.438	.416	.395
50	.955	.912	.871	.832	.795	.759	.725	.692	.661	.631	.603	.575	.549	.524	.500	.478	.456	.435
55	.959	.920	.882	.846	.811	.778	.746	.715	.686	.658	.631	.605	.580	.556	.533	.511	.490	.470
60	.962	.925	.890	.856	.823	.792	.762	.733	.705	.678	.652	.627	.603	.580	.558	.537	.516	.496
65	.965	.931	.898	.867	.837	.808	.780	.753	.727	.702	.677	.653	.630	.608	.587	.566	.546	.527
70	.968	.937	.907	.878	.850	.823	.797	.771	.746	.722	.699	.677	.655	.634	.614	.594	.575	.557
75	.970	.941	.913	.886	.860	.835	.810	.786	.763	.741	.719	.697	.676	.656	.636	.617	.598	.580

(注) この表は、新品の価額から、取得の時期から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した価額を求める場合に使用する。

経過年数 / 耐用年数	残価率									
	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	
20年	.109	.100								
25	.171	.155	.141	.128	.116	.105	.100			
27	.195	.179	.164	.150	.137	.125	.114	.104	.100	（以
30	.229	.212	.196	.181	.167	.154	.142	.131	.121	
35	.282	.263	.246	.230	.215	.201	.188	.175	.163	
40	.336	.317	.299	.282	.266	.251	.236	.222	.209	下
45	.375	.356	.338	.321	.304	.288	.273	.259	.241	
50	.415	.396	.378	.360	.344	.328	.313	.299	.285	略
55	.451	.433	.415	.398	.382	.366	.351	.336	.322	（
60	.477	.459	.442	.425	.409	.393	.379	.364	.350	
65	.509	.491	.474	.457	.441	.426	.411	.397	.383	
70	.539	.521	.504	.488	.472	.457	.442	.428	.414	
75	.563	.546	.530	.514	.499	.484	.469	.455	.441	

参考10　複利表

年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価	年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価	年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価
1	0.925	0.925	1.020	21	10.016	0.198	1.515	41	11.967	0.042	2.252
2	1.782	0.857	1.040	22	10.200	0.183	1.545	42	12.006	0.039	2.297
3	2.577	0.793	1.061	23	10.371	0.170	1.576	43	12.043	0.036	2.343
4	3.312	0.735	1.082	24	10.528	0.157	1.608	44	12.077	0.033	2.390
5	3.992	0.680	1.104	25	10.674	0.146	1.640	45	12.108	0.031	2.437
6	4.622	0.630	1.126	26	10.809	0.135	1.673	46	12.137	0.029	2.486
7	5.206	0.583	1.148	27	10.931	0.125	1.706	47	12.164	0.026	2.536
8	5.746	0.540	1.171	28	11.051	0.115	1.741	48	12.186	0.024	2.587
9	6.246	0.500	1.195	29	11.158	0.103	1.775	49	12.212	0.023	2.638
10	6.710	0.463	1.218	30	11.257	0.099	1.811	50	12.233	0.021	2.691
11	7.138	0.428	1.243	31	11.349	0.092	1.847				
12	7.536	0.397	1.268	32	11.434	0.085	1.884				
13	7.903	0.367	1.293	33	11.513	0.078	1.922				
14	8.244	0.340	1.319	34	11.586	0.073	1.960				
15	8.559	0.315	1.345	35	11.651	0.067	1.999				
16	8.851	0.291	1.372	36	11.717	0.062	2.039				
17	9.121	0.270	1.400	37	11.775	0.057	2.080				
18	9.371	0.250	1.428	38	11.828	0.053	2.122				
19	9.603	0.231	1.456	39	11.874	0.049	2.164				
20	9.818	0.214	1.485	40	11.924	0.046	2.208				

(注) 1. 複利年金現価は、観覧用の鉱泉地、果樹、たけのこ、著作権、営業権等の評価に使用する。
2. 複利現価は、特許権、定期金に関する権利、信託受益権、清算中の株式、無利息の債務等の評価に使用する。
3. 複利終価は、標準伐期齢を超える立木の評価に使用する。

参考11　土地価格推移指数表（財団法人日本不動産研究所調）

(1) 地域別六大都市市街地価格推移指数表　（30年3月＝100）

年次＼地域別	最高価格地	商業地	住宅地	工業地	用途地域別平均	対前年比
昭和30年3月	100	100	100	100	100	－%
〃 9月	102	104	108	106	106	－
31年3月	103	116	113	117	115	115
〃 9月	114	125	130	136	130	－
32年3月	130	137	150	160	149	130
〃 9月	139	152	172	188	171	－
33年3月	144	161	191	213	188	126
〃 9月	153	163	211	240	205	－
34年3月	159	173	236	270	226	120
〃 9月	185	197	269	311	257	－
35年3月	219	231	303	361	294	130
〃 9月	262	291	348	486	380	－
36年3月	318	370	436	675	494	168
〃 9月	389	471	557	915	644	－
37年3月	430	500	614	1,017	708	143
〃 9月	442	524	693	1,107	778	－
38年3月	449	558	763	1,192	839	119
〃 9月	465	598	846	1,301	915	－
39年3月	480	641	928	1,391	986	118
〃 9月	513	678	998	1,465	1,047	－
40年3月	522	696	1,038	1,514	1,082	110
〃 9月	531	703	1,050	1,516	1,090	－
41年3月	537	711	1,075	1,516	1,101	102
〃 9月	541	716	1,107	1,520	1,114	－
42年3月	579	747	1,146	1,554	1,149	104
〃 9月	595	774	1,210	1,602	1,196	－
43年3月	620	798	1,288	1,660	1,249	109
〃 9月	647	846	1,395	1,742	1,328	－
44年3月	695	915	1,525	1,869	1,437	115
〃 9月	756	988	1,676	2,017	1,560	－
45年3月	796	1,058	1,832	2,187	1,692	118
〃 9月	843	1,114	2,012	2,378	1,835	－
46年3月	873	1,164	2,176	2,554	1,965	116
〃 9月	906	1,211	2,338	2,717	2,088	－
47年3月	944	1,271	2,504	2,866	2,213	113
〃 9月	1,002	1,374	2,811	3,138	2,441	－
48年3月	1,181	1,586	3,459	3,697	2,914	132
〃 9月	1,353	1,767	4,005	4,192	3,321	－
49年3月	1,400	1,827	4,148	4,357	3,444	118
〃 9月	1,404	1,835	4,181	4,361	3,459	－
50年3月	1,339	1,691	3,836	3,963	3,163	92
〃 9月	1,339	1,691	3,869	3,963	3,174	－
51年3月	1,342	1,696	3,910	3,970	3,192	101
〃 9月	1,363	1,705	3,992	3,981	3,226	－
52年3月	1,380	1,727	4,086	3,998	3,270	102
〃 9月	1,393	1,740	4,186	4,014	3,313	－
53年3月	1,403	1,765	4,300	4,043	3,367	103
〃 9月	1,428	1,800	4,509	4,104	3,461	－
54年3月	1,464	1,860	4,843	4,206	3,614	107
〃 9月	1,530	1,962	5,352	4,388	3,858	－
55年3月	1,598	2,059	5,844	4,573	4,094	113
〃 9月	1,668	2,147	6,204	4,730	4,283	－
56年3月	1,735	2,226	6,461	4,880	4,440	109
〃 9月	1,804	2,316	6,710	5,028	4,602	－
57年3月	1,877	2,402	6,891	5,150	4,738	107
〃 9月	1,959	2,483	7,027	5,250	4,853	－
58年3月	2,021	2,566	7,160	5,337	4,965	105
〃 9月	2,088	2,645	7,284	5,425	5,071	－

(2) 六大都市を除く地域別市街地価格推移指数表

（昭和３０年３月＝１００）

年次＼地域別	最高価格地	商業地	住宅地	工業地	用途地域別平均	対前年比
昭和３０年３月	１００	１００	１００	１００	１００	－%
〃　９月	１０５	１０６	１０６	１０５	１０６	－
３１年３月	１１４	１１３	１１４	１１３	１１３	１１３
〃　９月	１２９	１２８	１２７	１２７	１２７	－
３２年３月	１４３	１４６	１４３	１４８	１４６	１１２
〃　９月	１５８	１６３	１５９	１６５	１６２	－
３３年３月	１７２	１７６	１７６	１７９	１７７	１２１
〃　９月	１８６	１９４	１９７	１９９	１９６	－
３４年３月	２１２	２１８	２１８	２１６	２１７	１２３
〃　９月	２４６	２４６	２４４	２５３	２４７	－
３５年３月	２８６	２８４	２６７	２９０	２８０	１２９
〃　９月	３４４	３３４	３０９	３４４	３２８	－
３６年３月	４０３	３８５	３６９	４３７	３９５	１４１
〃　９月	４７２	４４５	４２５	５１７	４５９	－
３７年３月	５０９	４７７	４６３	５６６	４９８	１２６
〃　９月	５４７	５１０	５０３	６２０	５４０	－
３８年３月	５８８	５６１	５３２	６７２	５８２	１１７
〃　９月	６２４	５９０	５６３	７２４	６１９	－
３９年３月	６６２	６２７	６０３	７９５	６６７	１１５
〃　９月	６９５	６８０	６４６	８３９	７１３	－
４０年３月	７０６	７１３	６９２	８７７	７５３	１１３
〃　９月	７２６	７３８	７１２	８９５	７７４	－
４１年３月	７５１	７６１	７３６	９０６	７９４	１０５
〃　９月	７８０	７９３	７６６	９１５	８１８	－
４２年３月	８２５	８４２	８１１	９４９	８６２	１０９
〃　９月	８９０	８９５	８７７	９８９	９１６	－
４３年３月	９５５	９６１	９４７	１,０５１	９８１	１１４
〃　９月	１,０３０	１,０４０	１,０３３	１,１２０	１,０６０	－
４４年３月	１,１１４	１,１２７	１,１３５	１,２０４	１,１５２	１１７
〃　９月	１,２２０	１,２４５	１,２６３	１,２９３	１,２６５	－
４５年３月	１,３２９	１,３４５	１,３９３	１,４０７	１,３８０	１２０
〃　９月	１,４２８	１,４５３	１,５２０	１,５１６	１,４９５	－
４６年３月	１,５１３	１,５４０	１,６３８	１,６１７	１,５９７	１１６
〃　９月	１,５８８	１,６１６	１,７６０	１,７２８	１,７００	－
４７年３月	１,６６１	１,７０９	１,８７４	１,８４９	１,８０８	１１３
〃　９月	１,７８１	１,８３２	２,０４０	１,９９４	１,９５３	－
４８年３月	２,０３６	２,０６８	２,４０８	２,２９６	２,２５５	１２５
〃　９月	２,３０１	２,３２１	２,８０６	２,６４２	２,５８７	－
４９年３月	２,４４０	２,４７１	３,０４６	２,８３６	２,７８１	１２３
〃　９月	２,４６６	２,４９９	３,１０１	２,８６５	２,８１９	－
５０年３月	２,３５７	２,３７９	２,９３０	２,６９４	２,６６７	９６
〃　９月	２,３６２	２,３８３	２,９４５	２,６９５	２,６７４	－
５１年３月	２,３７１	２,３９１	２,９７２	２,７０２	２,６８８	１０１
〃　９月	２,３８４	２,４０１	３,０２２	２,７０８	２,７２１	－
５２年３月	２,４０２	２,４１８	３,０８９	２,７２３	２,７４６	１０２
〃　９月	２,４１９	２,４３７	３,１５７	２,７３７	２,７８２	－
５３年３月	２,４４１	２,４６２	３,２３６	２,７５７	２,８２１	１０３
〃　９月	２,４７０	２,４９４	３,３３７	２,７８８	２,８７４	－
５４年３月	２,５１１	２,５３８	３,４６９	２,８３２	２,９４６	１０４
〃　９月	２,５８０	２,６０７	３,６５８	２,９００	３,０５２	－
５５年３月	２,６７０	２,７００	３,９００	２,９９６	３,１９２	１０８
〃　９月	２,７６３	２,７９８	４,１５２	３,１０２	３,３３９	－
５６年３月	２,８５１	２,８８５	４,３７６	３,１９７	３,４７０	１０９
〃　９月	２,９３６	２,９７５	４,５９０	３,２９４	３,６００	－
５７年３月	３,０１４	３,０５６	４,７８０	３,３７６	３,７１５	１０７
〃　９月	３,０８０	３,１２４	４,９３７	３,４４８	３,８１１	－
５８年３月	３,１３９	３,１８３	５,０５９	３,５０９	３,８９０	１０５
〃　９月	３,１９０	３,２３２	５,１５６	３,５６１	３,９５５	－

(3) 地域別全国市街地価格推移指数表

（昭和３０年３月＝１００）

年次＼地域別	最高価格地	商業地	住宅地	工業地	用途地域別平均	対前年比
昭和３０年３月	１００	１００	１００	１００	１００	－%
〃　９月	１０４	１０６	１０６	１０５	１０６	－
３１年３月	１１４	１１４	１１４	１１３	１１４	１１４
〃　９月	１２９	１２８	１２７	１２７	１２７	－
３２年３月	１４３	１４６	１４４	１４９	１４６	１２８
〃　９月	１５７	１６３	１５９	１６６	１６２	－
３３年３月	１７２	１７５	１７７	１８１	１７８	１２２
〃　９月	１８４	１９３	１９８	２０１	１９７	－
３４年３月	２０９	２１６	２１９	２２５	２２０	１２４
〃　９月	２４３	２４４	２４５	２５６	２４８	－
３５年３月	２８３	２８２	２６９	２９３	２８０	１２７
〃　９月	３４１	３３２	３１０	３５２	３３０	－
３６年３月	４００	３８５	３７１	４４９	３９９	１４３
〃　９月	４６９	４４６	４３０	５３６	４６７	－
３７年３月	５０６	４７８	４６９	５８９	５０７	１２７
〃　９月	５４２	５１３	５１０	６４６	５５１	－
３８年３月	５８２	５６１	５４２	７０１	５９４	１１７
〃　９月	６１７	５９０	５７６	７５５	６３３	－
３９年３月	６５４	６２８	６１７	８１２	６７７	１１４
〃　９月	６８７	６８０	６６１	８６４	７２６	－
４０年３月	６９９	７１２	７０７	９１１	７６８	１１３
〃　９月	７１８	７３６	７２６	９２８	７８９	－
４１年３月	７４２	７５９	７５１	９３９	８０８	１０５
〃　９月	７６９	７８９	７８１	９４８	８３２	－
４２年３月	８１５	８３８	８２６	９８２	８７５	１０８
〃　９月	８７７	８９０	８９１	１,０２２	９２９	－
４３年３月	９４１	９５４	９６２	１,０８３	９９４	１１４
〃　９月	１,０１３	１,０３２	１,０４８	１,１５３	１,０７３	－
４４年３月	１,０９６	１,１１７	１,１５２	１,２４０	１,１６５	１０８
〃　９月	１,２００	１,２３３	１,２８１	１,３３２	１,２７９	－
４５年３月	１,３０６	１,３３３	１,４１２	１,４４９	１,３９５	１０９
〃　９月	１,４０２	１,４３８	１,５４１	１,５６３	１,５１１	－
４６年３月	１,４８５	１,５２３	１,６６２	１,６６７	１,６１４	１０７
〃　９月	１,５５９	１,５９８	１,７８５	１,７８２	１,７１８	－
４７年３月	１,６３０	１,６９０	１,９０２	１,９０５	１,８２７	１１３
〃　９月	１,７４７	１,８１２	２,０７４	２,０５７	１,９７６	－
４８年３月	１,９９９	２,０４７	２,４５３	２,３７３	２,２８６	１２５
〃　９月	２,２６０	２,２９７	２,８５８	２,７２８	２,６２１	－
４９年３月	２,３９５	２,４４２	３,０９４	２,９２１	２,８１２	１１５
〃　９月	２,４２０	２,４７０	３,１４８	２,９４８	２,８４９	－
５０年３月	２,３１３	２,３４８	２,９６９	２,７６５	２,６９１	９６
〃　９月	２,３１８	２,３５３	２,９８５	２,７６６	２,６９７	－
５１年３月	２,３２７	２,３６１	３,０１３	２,７７２	２,７１２	１０１
〃　９月	２,３４０	２,３７１	３,０６４	２,７７９	２,７３６	－
５２年３月	２,３５８	２,３８７	３,１３２	２,７９４	２,７７０	１０２
〃　９月	２,３７５	２,４０７	３,２０２	２,８０９	２,８０７	－
５３年３月	２,３９７	２,４３２	３,２８３	２,８２９	２,８４７	１０３
〃　９月	２,４２６	２,４６４	３,３８８	２,８６２	２,９０２	－
５４年３月	２,４６７	２,５０９	３,５２８	２,９０９	２,９７７	１０５
〃　９月	２,５３６	２,５８０	３,７２８	２,９８２	３,０８７	－
５５年３月	２,６２５	２,６７３	３,９７９	３,０８２	３,２３１	１０８
〃　９月	２,７１７	２,７７１	４,２３６	３,１９０	３,３８０	－
５６年３月	２,８０４	２,８５８	４,４６３	３,２８８	３,５１２	１０９
〃　９月	２,８８９	２,９４９	４,６７９	３,３８７	３,６４３	－
５７年３月	２,９６８	３,０３１	４,８７０	３,４７１	３,７６０	１０７
〃　９月	３,０３６	３,１００	５,０２８	３,５４４	３,８５７	－
５８年３月	３,０９６	３,１６１	５,１５２	３,６０７	３,９３８	１０５
〃　９月	３,１４９	３,２１２	５,２５０	３,６６１	４,００５	－

参考12　建築費指数表

(1) 全国木造建築費指数表（財団法人日本不動産研究所調）

（昭和30年3月＝100）

年次	全国木造建築費指数	前年対比	年次	全国木造建築費指数	前年対比
昭30年3月	100.0	—%	昭49年3月	591.9	128.0%
〃 9月	99.2	—	〃 9月	615.4	—
31年3月	100.0	100.0	50年3月	617.7	104.3
〃 9月	106.4	—	〃 9月	617.5	—
32年3月	109.7	109.7	51年3月	621.3	100.6
〃 9月	111.0	—	〃 9月	634.1	—
33年3月	111.3	101.5	52年3月	642.9	103.5
〃 9月	111.9	—	〃 9月	650.6	—
34年3月	112.8	101.4	53年3月	657.5	102.3
〃 9月	115.6	—	〃 9月	667.9	—
35年3月	120.4	106.7	54年3月	686.8	104.5
〃 9月	124.6	—	〃 9月	733.3	—
36年3月	139.2	115.6	55年3月	785.3	114.3
〃 9月	159.2	—	〃 9月	818.2	—
37年3月	165.2	108.7	56年3月	825.1	105.1
〃 9月	170.2	—	〃 9月	832.7	—
38年3月	175.3	106.1	57年3月	837.5	101.5
〃 9月	180.7	—	〃 9月	841.0	—
39年3月	187.3	106.9	58年3月	842.6	100.6
〃 9月	191.7	—	〃 9月	844.3	—
40年3月	192.3	102.7			
〃 9月	196.8	—			
41年3月	200.6	104.3			
〃 9月	208.1	—			
42年3月	219.3	109.3			
〃 9月	230.7	—			
43年3月	242.2	110.4			
〃 9月	254.0	—			
44年3月	264.7	109.3			
〃 9月	289.5	—			
45年3月	302.9	114.4			
〃 9月	320.2	—			
46年3月	334.7	110.5			
〃 9月	345.7	—			
47年3月	357.9	106.9			
〃 9月	372.5	—			
48年3月	462.4	129.2			
〃 9月	519.1	—			

(2) 鉄筋コンクリート造アパート・マンション（RC）及び事務所・庁舎（SRC）の標準建築費指数表（東京都）

（昭和45年平均＝100）

年次	RC		SRC	
	指数	前年対比	指数	前年対比
		%		%
昭42年	80.2	—	82.5	—
43	83.0	103.5	82.0	99.4
44	90.2	108.7	90.5	110.4
45	100.0	110.9	100.0	110.5
46	102.6	102.6	100.4	100.4
47	106.5	103.8	103.3	102.9
48	136.9	128.5	130.3	126.1
49	183.4	134.0	179.9	138.1
50	184.1	100.4	177.3	98.6
51	186.8	101.5	179.3	101.1
52	191.3	102.4	181.2	101.1
53	203.1	106.2	192.5	106.2
54	225.9	111.2	212.1	110.2
55	252.8	111.9	237.4	112.0
56	258.7	102.3	240.6	101.3
57	259.7	100.4	242.0	100.6
58	256.3	98.9	238.9	98.7

参　考　１３

卸売物価指数（総平均）表（日本銀行調）

（昭和５５年平均＝１００）

年／月	昭和４９年	昭和５０年	昭和５１年	昭和５２年	昭和５３年	昭和５４年	昭和５５年	昭和５６年	昭和５７年	昭和５８年
１月	６８.７	７５.８	７７.５	８１.３	８０.１	７８.８	９４.１	１００.０	１０１.９	１０１.８
２月	７１.３	７５.４	７８.０	８１.６	８０.２	７９.５	９６.５	９９.９	１０２.６	１０１.９
３月	７１.８	７５.３	７８.４	８１.６	８０.１	８０.２	９８.５	１００.０	１０２.９	１０１.５
４月	７２.３	７５.４	７８.８	８１.６	７９.８	８１.６	１０１.１	１００.５	１０３.１	１００.８
５月	７２.８	７５.４	７９.１	８１.７	８０.０	８２.９	１０１.０	１０１.３	１０２.４	１００.５
６月	７３.７	７５.３	７９.４	８１.４	７９.７	８３.９	１００.９	１０１.５	１０２.９	１００.８
７月	７４.６	７５.４	８０.１	８１.０	７９.０	８５.５	１０１.３	１０２.１	１０３.５	１０１.０
８月	７５.３	７５.９	８０.５	８１.２	７８.３	８６.９	１０２.０	１０２.６	１０３.８	１００.８
９月	７５.４	７６.１	８０.８	８１.３	７８.２	８８.１	１０１.７	１０２.５	１０４.２	１００.９
１０月	７５.８	７６.４	８１.０	８１.０	７７.８	８９.１	１０１.０	１０２.４	１０４.４	１００.２
１１月	７６.０	７６.６	８１.３	８０.５	７７.９	９０.４	１０１.１	１０２.１	１０４.１	１００.３
１２月	７６.２	７７.０	８１.４	８０.２	７８.４	９２.１	１００.９	１０１.８	１０２.７	１００.４
平　均	７３.７	７５.９	７９.７	８１.２	７９.１	８４.９	１００.０	１０１.４	１０３.２	１００.９

参　考　１４

土地賃貸価格等級表

［宅地にあつては、$\frac{400}{121}$平方メートル（１坪）当たり
鉱泉地にあつては、１筆当たり
その他にあつては、$\frac{1200}{121}$アール（１反歩）当たり］

等級	賃貸価格	等級	賃貸価格	等級	賃貸価格	等級	賃貸価格	等級	賃貸価格
	厘		厘		厘		厘		厘
１	５	２４	９０	４７	１,６００	７０	９,０００	９３	５４,０００
２	６	２５	１００	４８	１,８００	７１	９,５００	９４	５７,０００
３	７	２６	１２０	４９	２,０００	７２	１０,０００	９５	６０,０００
４	８	２７	１４０	５０	２,２００	７３	１１,０００	９６	６５,０００
５	９	２８	１６０	５１	２,４００	７４	１２,０００	９７	７０,０００
６	１０	２９	１８０	５２	２,６００	７５	１３,０００	９８	７５,０００
７	１２	３０	２００	５３	２,８００	７６	１４,０００	９９	８０,０００
８	１４	３１	２３０	５４	３,０００	７７	１５,０００	１００	８５,０００
９	１６	３２	２６０	５５	３,３００	７８	１６,０００	１０１	９０,０００
１０	１８	３３	３００	５６	３,６００	７９	１８,０００	１０２	９５,０００
１１	２０	３４	３５０	５７	３,９００	８０	２０,０００	１０３	１０１,０００
１２	２３	３５	４００	５８	４,２００	８１	２２,０００	１０４	１１０,０００
１３	２６	３６	４５０	５９	４,５００	８２	２４,０００	１０５	１２０,０００
１４	３０	３７	５００	６０	４,８００	８３	２６,０００	１０６	１３０,０００
１５	３５	３８	５５０	６１	５,１００	８４	２８,０００	１０７	１４０,０００
１６	４０	３９	６００	６２	５,４００	８５	３０,０００	１０８	１５０,０００
１７	４５	４０	６５０	６３	５,７００	８６	３３,０００	１０９	１６０,０００
１８	５０	４１	７００	６４	６,０００	８７	３６,０００	１１０	１７０,０００
１９	５５	４２	８００	６５	６,５００	８８	３９,０００	１１１	１８０,０００
２０	６０	４３	９００	６６	７,０００	８９	４２,０００	１１２	１９０,０００
２１	６５	４４	１,０００	６７	７,５００	９０	４５,０００	１１３	２００,０００
２２	７０	４５	１,２００	６８	８,０００	９１	４８,０００	１１４	２２０,０００
２３	８０	４６	１,４００	６９	８,５００	９２	５１,０００	１１５	２４０,０００

(注)　等級については、賃貸価格が２００円以上の場合には２０円を、４００円以上の場合には５０円を、また、７００円以上の場合には１００円を、それぞれ増すごとに１級を進めるものとする。

(注)　等級については、賃貸価格が２００円以上の場合には２０円を、４００円以上の場合には５０円を、また、７００円以上の場合には１００円を、それぞれ増すごとに１級を進めるものとする。

参考15　消費者物価指数表（東京都区部）

基準年＼年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年
昭和40年	64.4	68.4	67.1	67.7	70.0	70.6	71.4	74.0	77.9	83.3	89.7	93.4	100		
〃 41年	61.4	65.2	63.9	64.5	66.7	67.3	68.0	70.5	74.2	79.4	85.5	89.0	95.3	100	
〃 42年	59.1	62.7	61.5	62.0	64.2	64.7	65.4	67.8	71.4	76.4	82.3	85.6	91.7	96.2	100
〃 43年	56.0	59.4	58.3	58.8	60.9	61.3	62.0	64.3	67.7	72.4	78.0	81.2	86.9	91.2	94.8
〃 44年	52.9	56.1	55.1	55.6	57.6	57.9	58.6	60.7	64.0	68.4	73.7	76.7	82.1	86.2	89.6
〃 45年	49.4	52.3	51.4	51.9	53.7	54.0	54.7	56.6	59.7	63.8	68.8	71.6	76.6	80.4	83.6
〃 46年	46.5	49.2	48.4	48.8	50.5	50.8	51.5	53.3	56.2	60.0	64.7	67.4	72.1	75.7	78.7
〃 47年	44.3	46.9	46.1	46.5	48.1	48.4	49.1	50.8	53.6	57.1	61.7	64.2	68.7	72.2	75.0
〃 48年	39.7	42.0	41.3	41.7	43.1	43.4	44.0	45.5	48.0	51.2	55.3	57.5	61.6	64.7	67.2
〃 49年	32.4	34.2	33.7	34.0	35.1	35.4	35.9	37.1	39.1	41.7	45.1	46.9	50.2	52.7	54.8
〃 50年	28.9	30.5	30.1	30.3	31.3	31.6	32.0	33.1	34.9	37.2	40.2	41.8	44.8	47.0	48.9
〃 51年	26.4	27.9	27.5	27.7	28.6	28.9	29.3	30.3	31.9	34.0	36.8	38.2	41.0	43.0	44.7
〃 52年	24.3	25.7	25.3	25.5	26.3	26.6	27.0	27.9	29.4	31.3	33.9	35.2	37.7	39.6	41.2
〃 53年	21.9	23.2	22.9	23.0	23.8	24.0	24.4	25.2	26.6	28.3	30.6	31.8	34.0	35.8	37.2
〃 54年	22.6	23.8	23.5	23.7	24.4	24.6	25.0	25.9	27.2	29.0	31.3	32.6	35.0	36.7	38.2
〃 55年	21.0	22.1	21.9	22.0	22.7	22.8	23.2	24.1	25.3	26.9	29.1	30.3	32.5	34.1	35.5
〃 56年	20.0	21.1	20.9	21.0	21.6	21.7	22.1	23.0	24.1	25.6	27.7	28.9	31.0	32.5	33.8
〃 57年	19.4	20.4	20.3	20.4	21.0	21.1	21.5	22.3	23.4	24.9	26.9	28.0	30.1	31.5	32.8
〃 58年	19.0	20.0	19.9	20.0	20.6	20.7	21.0	21.9	22.9	24.4	26.4	27.5	29.5	30.9	32.1

(注)　指数については、総理府統計局調の消費者物価指数を換算したものである。

参考16　度量衡換算表

(1) 尺度換算表

センチメートル	1	100	100000	3.0303	3.0303	181.818	10909.09	392727
メートル	0.01	1	1000	0.0303	0.303	1.81818	109.0909	3927.27
キロメートル	0.00001	0.001	1	0.00003	0.0003	0.001818	0.10909	3.92727
寸	0.33	33	33000	1	10	60	3600	129600
尺	0.033	3.3	3300	0.1	1	6	360	12960
間	0.0055	0.55	550	0.01667	0.16667	1	60	2160
町	0.00009	0.009167	9.16667	0.00028	0.00278	0.01667	1	36
里	0.000003	0.000255	0.254629	0.000008	0.000077	0.00046	0.02778	1

(注)　尺貫法による表示からメートル法による表示への換算を行う場合における換算率は、1間当り $\frac{60}{33}$ メートルである。

(2) 面積換算表

平方メートル	1	1000.000	100	10000	0.09183	3.30579	99.1736	991.736	9917.36
平方キロメートル	0.000001	1	0.0001	0.01	—	0.000003	0.000099	0.000992	0.009917
アール	0.01	10000	1	100	0.00092	0.03306	0.99174	9.91736	99.1736
ヘクタール	0.0001	100	0.01	1	0.000009	0.00033	0.00992	0.09917	0.99174
平方尺	10.89	—	1089	108900	1	36	1080	10800	108000
坪（歩）	0.3025	302.500	30.25	3025	0.02778	1	30	300	3000
畝	0.01008	10.0833	1.00833	100.833	0.000926	0.0333	1	10	100
反	0.001008	100.833	0.10083	10.0833	0.000093	0.00333	0.1	1	10
町	0.0001	10.0833	0.01008	1.00833	0.000009	0.00033	0.01	0.1	1

昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年
100															
94.5	100														
88.2	93.3	100													
83.0	87.8	94.1	100												
79.1	83.7	89.7	95.3	100											
70.9	75.0	80.4	85.4	89.6	100										
57.8	61.1	65.5	69.6	73.0	81.5	100									
51.6	54.5	58.4	62.1	65.1	72.7	89.2	100								
47.2	49.9	53.4	56.8	59.6	66.5	81.6	91.5	100							
43.5	45.9	49.2	52.3	54.9	61.2	75.1	84.3	92.1	100						
39.6	41.5	44.4	47.2	49.6	55.3	67.8	76.1	83.2	90.3	100					
40.3	42.5	45.6	48.5	50.8	56.8	69.6	78.1	85.6	92.7	96.6	100				
37.4	39.5	42.4	45.0	47.2	52.8	64.6	72.5	79.5	86.1	89.8	92.9	100			
35.7	37.7	40.4	42.9	45.0	50.3	61.6	69.1	75.8	82.1	85.6	88.6	95.3	100		
34.6	36.5	39.2	41.6	43.7	48.8	59.8	67.1	73.5	79.6	83.1	85.9	92.5	97.0	100	
33.9	35.8	38.4	40.9	42.8	47.9	58.7	65.7	72.1	78.1	81.4	84.2	90.7	95.1	98.0	100

(3) 坪(歩)から平方メートルへの換算表

（適用上の注意事項）

1. この表は、尺貫法による計量単位をもって表示されている土地の地積又は建物の床面積を平方メートルによる表示に換算する場合に適用する。ただし、1万坪以上の地積又は床面積を有する土地又は建物については、換算率を1坪当たり $\frac{400}{121}$ 平方メートルとして換算する。

(注)　この表は、換算率を1坪当たり3.305785512平方メートルとして求めた換算値について、小数点以下4位まで表したものである。

2. 尺貫法による表示からメートル法による表示への換算は、次による。

(1)　宅地、鉱泉地及びそれ以外の10平方メートル以下の土地並びに建物については、小数点以下4位まで求めた換算値によって換算を行い、小数点3位以下の端数は切捨てる。

(2)　宅地、鉱泉地以外の土地（10平方メートル以下のものを除く。）については、小数点以下2位まで求めた換算値によって換算を行い、小数点以下の端数は切捨てる。

3. 宅地287坪5合4勺をメートル法による表示に換算する場合における計算例を示せば、次のとおりである。

200坪の換算値661.1570＋87坪の換算値287.6033＋5合4勺の

換算値1.7851＝950.5454≒950.54（平方メートル）

1勺から9合9勺まで

	0.00	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09
0. 0		0.0300	0.0661	0.0991	0.1322	0.1652	0.1983	0.2314	0.2644	0.2975
0. 1	0.3305	0.3636	0.3966	0.4297	0.4628	0.4958	0.5289	0.5619	0.5950	0.6280
0. 2	0.6611	0.6942	0.7272	0.7603	0.7933	0.8268	0.8595	0.8925	0.9256	0.9586
0. 3	0.9917	1.0247	1.0578	1.0909	1.1239	1.1570	1.1900	1.2231	1.2561	1.2892
0. 4	1.3223	1.3553	1.3884	1.4214	1.4545	1.4876	1.5206	1.5537	1.5867	1.6198
0. 5	1.6528	1.6859	1.7190	1.7520	1.7851	1.8181	1.8512	1.8842	1.9173	1.9504
0. 6	1.9834	2.0165	2.0495	2.0826	2.1157	2.1487	2.1818	2.2148	2.2479	2.2809
0. 7	2.3110	2.3471	2.3801	2.4132	2.4462	2.4793	2.5123	2.5454	2.5785	2.6115
0. 8	2.6446	2.6776	2.7107	2.7413	2.7768	2.8099	2.8429	2.8760	2.9090	2.9421
0. 9	2.9752	3.0082	3.0413	3.0743	3.1074	3.1404	3.1735	3.2066	3.2396	3.2727

1坪から99坪まで

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0		3.3057	6.6115	9.9173	13.2231	16.5289	19.8347	23.1404	26.4462	29.7520
10	33.0578	36.3636	39.6694	42.9752	46.2809	49.5867	52.8925	56.1983	59.5041	62.8099
20	66.1157	69.4214	72.7272	76.0330	79.3388	82.6446	85.9504	89.2561	92.5619	95.8677
30	99.1735	102.4793	105.7851	109.0909	112.3966	115.7024	119.0082	122.3140	125.6198	128.9256
40	132.2314	135.5371	138.8429	142.1487	145.4545	148.7603	152.0661	155.3719	158.6776	161.9834
50	165.2892	168.5950	171.9008	175.2066	178.5123	181.8181	185.1239	188.4297	191.7355	195.0413
60	198.3471	201.6528	204.9586	208.2644	211.5702	214.8760	218.1818	221.4876	224.7933	228.0991
70	231.4049	234.7107	238.0165	241.3223	244.6280	247.9338	251.2396	254.5454	257.8512	261.1570
80	264.4628	267.7685	271.0743	274.3801	277.6859	280.9917	284.2975	287.6033	290.9090	294.2148
90	297.5206	300.8264	304.1322	307.4380	310.7438	314.0495	317.3553	320.6611	323.9669	327.2727

100坪から9,900坪まで

	0	100	200	300	400	500	600	700	800	900
0		330.5785	661.1570	991.7355	1322.3140	1652.8925	1983.4710	2314.0495	2644.6280	2975.2066
1000	3305.7851	3636.3636	3966.9421	4297.5206	4628.0991	4958.6776	5289.2561	5619.8347	5950.4132	6280.9917
2000	6611.5702	6942.1487	7272.7272	7603.3057	7933.8842	8264.4628	8595.0413	8925.6198	9256.1983	9586.7768
3000	9917.3553	10247.9338	10578.5123	10909.0908	11239.6694	11570.2479	11900.8264	12231.4049	12561.9834	12892.5619
4000	13223.1404	13553.7189	13884.2975	14214.8760	14545.4545	14876.0330	15206.6115	15537.1900	15867.7685	16198.3470
5000	16528.9256	16859.5041	17190.0826	17520.6611	17851.2396	18181.8181	13512.3966	18842.9751	19173.5536	19504.1322
6000	19834.7107	20165.2892	20495.8677	20826.4462	21157.0247	21487.6032	21818.1817	22148.7603	22479.3388	22809.9173
7000	23140.4958	23471.0743	23801.6528	24132.2313	24462.8098	24793.3884	25123.9669	25454.5454	25785.1239	26115.7024
8000	26446.2809	26776.8594	27107.4379	27438.0164	27768.5950	28099.1735	23429.7520	28760.3305	29090.9090	29421.4875
9000	29752.0660	30082.6445	30413.2231	30743.8016	31074.3801	31404.9586	31735.5371	32066.1156	32396.6941	32727.2726

(4) 平方メートルから坪(歩)への換算

メートル法による表示から尺貫法による表示への換算は、1平方メートル当たり0.3025坪(歩)の換算率によつて行い、小数点3位以下の端数は切捨てる。

(5) 歩からアールへの換算

歩(畝、反、町を含む。)による表示からアール(ヘクタールを含む。)による表示への換算は、

① 1歩当たり $\frac{4}{121}$ アール　　③ 1反当たり $\frac{1,200}{121}$ アール

② 1畝当たり $\frac{120}{121}$ アール　　④ 1町当たり $\frac{120}{121}$ ヘクタール

の換算率によつて行い、小数点3位以下の端数は切捨てる。

(6) 容積換算表

立方センチメートル	1	1000000	1000	27.826	27826.47	180.391	1803.91	18039.1	180391
立方メートル	0.000001	1	0.001	0.000028	0.02783	0.00018	0.001804	0.018039	0.180391
リットル	0.001	1000	1	0.02783	27.826	0.18039	1.80391	18.0391	180.391
立方寸	0.0359	35937	35.937	1	1000	6.4827	64.827	648.271	6482.71
立方尺	0.000036	35.937	0.0359	0.001	1	0.00648	0.0648	0.64827	6.4827
合	0.00554	5543.52	554352	0.15425	154.254	1	10	100	1000
升	0.00055	554.352	0.55435	0.01543	15.425	0.1	1	10	100
斗	0.000055	55.435	0.05544	0.00154	1.5425	0.01	0.1	1	10
石	0.000006	5.5435	0.00554	0.000154	0.15425	0.001	0.01	0.1	1

(注) 1. 「石」から「立方メートル」への換算を行う場合における換算率は、1石当たり $\frac{240.1}{1,331}$ 立方メートルである。

2. 「立木石」から「立方メートル」への換算を行う場合における換算率は、1石当たり0.2783立方メートルである。

YP2
35
84W26382
複写